

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	9
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
4	教育課程の編成の考え方及び特色	10
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	16
6	特定の課題についての研究成果の審査	24
7	基礎となる学部(又は修士課程)との関係	27
8	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	28
9	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	29
10	取得可能な資格	33
11	入学者選抜の概要	33
12	教員組織の編成の考え方及び特色	42
13	施設・設備等の整備計画	46
14	管理運営	48
15	自己点検・評価	48
16	情報の公表	51
17	教育内容等の改善のための組織的な研修等	54

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

平成 23 (2011) 年 8 月 24 日から施行された「スポーツ基本法」には、その前文において我が国が「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」と記されている。スポーツ基本法の制定を受けて、中央教育審議会は平成 24 (2012) 年 3 月 21 日に答申「スポーツ基本計画の策定について」を上げており、そこでは今後 10 年間を通じたスポーツ推進の基本方針が示されたうえで、最初の 5 年間に達成すべき目標について具体的記述がされている。ここでは 7 つの取り組むべき施策が示されており、なかでも「1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」「2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」「4. 国際競技力の向上に向けた人材の育成やスポーツ環境の整備」「7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」といった施策を下支えし、これらの推進に大きな力となってきたのは、体育・スポーツの指導に携わってきた人々であった。また、「5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」「6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性・公平・公正性の向上」についても、その一部は体育スポーツの指導者が深く関わるものである。

この 10 年足らずの間に我が国において体育スポーツ、特にスポーツは日常生活において不可欠なものの 1 つになったと言えよう。我が国の体育スポーツ指導者の能力は向上しつつあるが、Human Rights Watch が 2020 年 7 月の報告書（「数えきれないほどたたかれて」）において指摘（警告）したことに注意しなければならない。そのためには、我が国における体育スポーツ指導者の資質向上、言い換えると科学的に裏付けられた、あるいは科学的思考ができるようにトレーニングされた高度な指導者の養成及び輩出が不可欠であり、その裏づけとなる体育スポーツ科学の研究を推進する必要があるのは言うまでもないことである。

我が国では体育のとらえ方には諸説ある。体育を狭義に教育ととらえた場合には体育教育、身体教育、スポーツ教育、などの教育現象を意味する。一方、広義には、身体活動やスポーツを用いて身心の健康や諸機能の維持・向上・低下の防止を図ることをねらいと生活現象と考えることができる。そして体育科学はその科学的根拠を考究することを大きな狙いとしてきている。しかし、体育科学の特徴の 1 つは、他のいわゆる基礎科学と異なり、体育スポーツの実践の場における指導法や実践理論（実践知、どうすればよくなるか）を考究することをねらいとすることにある。この目的に対応するには、人文社会系や自然科学系の体育科学などの基礎的分野の知見を実践に応用するだけでは不十分で、実践の場の課題を抽出し、適切な解決法を試行錯誤しながら探求し、その成果を様々な場や人に報告したり、基礎的分野に新たな課題を提供し共に解決法を探る、また体育スポーツの実践に反映させるように新しい方法を提示することができる高度職

業人の養成が急務である。このように考えると、実践現場を対象とした学術的研究あるいは学術的活動(調査や現場での検証など)をこれまで以上に重視して推進する必要があり、その場合には体育科学(Sport science)という名称より実践の場に関連する広範な学術的活動を包含する体育学(physical education, health and sport study あるいは Taiiku study, 注:林 洋輔「学問における「体育 Taiiku」概念:「体育学研究」総説論文の結集に観るその創出と変遷」、体育学研究 65:607-626, 2020)という名称が適切である。

中央教育審議会大学分科会の審議まとめ(2019年1月22日)では、近未来を見据えた大学院教育のあるべき姿の1つとして、「知のプロフェッショナル」の十分な育成に向けた大学院教育の改善を提唱している。ここでは、「知のプロフェッショナル」として養成すべき人材として、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の4つを挙げている。このような大学院で養成すべき人材を体育学分野に当てはめてみると、体育学の基礎的分野を担う研究者や大学教員の養成は言うに及ばず、体育学の特徴である実践的分野の研究者や大学教員の養成に加え、実践現場の課題を適切に解決できる高度な実践的知識を有した高度職業人あるいは学術的实践家(Scholastic practitioner)の養成を図る必要がある。

今回設置する体育学研究科では、「身体に纏わる文化と科学の総合大学」としての本学の基本理念に基づき、体育を広義に、かつスポーツと一体にとらえ、体育スポーツに係わる基礎的分野から本学の強みの1つである実践的分野までを広範にカバーする「知と技の伝承と創造の空間」を構築することを目指して、体育科学研究科を体育学研究科と改称し、その目標達成に効果的と思われる学位プログラムを導入するに至った。

(2) 日本体育大学大学院体育学研究科が目指す方向性

現在、日本体育大学大学院には、体育科学研究科、教育学研究科(2017年設置)、保健医療学研究科(2018年設置)が設置されているが、ここでは、今回学位プログラム制を導入する予定の体育学研究科(体育科学研究科を改称)の方向性について述べる。

表1に示すように、本学大学院は、昭和50(1975)年4月に日本体育大学大学院体育学研究科(修士課程)を開設し、平成8(1996)年4月には本学の英文表記をNIPPON SPORT SCIENCE UNIVERSITY〔略表記:NSSU〕に変更することで、国際社会において体育・スポーツを科学的に研究する学術研究組織としての方向性を示し、平成10(1998)年4月に日本体育大学大学院体育科学研究科博士課程を開設した。これを機に体育科学研究科の専攻名称を体育科学専攻に改め、体育科学分野における教育と研究の拠点を形成してきた。

そして、時代に相応しいコーチの育成、すなわち①新しいコーチングの理論と方法を直接学生に教授し、指導の現場に輩出する、②現在すでにコーチングにあたる指導者に対して、コーチデベロッパーとして新しい時代のコーチングを指導し、その重要性を伝えることのできる人材を育成する、③我が国だけで

はなく国際的な視野に立って、現状のコーチング学の在り方を検証し、世代や地域に有効なコーチングの研究を進めていく人材を育成する、加えて本学がこれまで取り組んできた諸所の問題を飛躍的に解決するための研究拠点としての役割を担うことを目指し、平成30年4月に体育科学研究科コーチング学専攻を設置した。そして、体育スポーツ学の動向、大学院生の履修状況、在職教員の状況などに対応したカリキュラム変更などを経て現在に至っている。

コーチング学専攻設置から2021年3月まで博士前期課程では入学定員を常に上回る志願者があり、平均入学定員超過率（平成29年度～令和3年度）は1.3以上であり、後期課程でもより高い入学定員超過率を維持してきている（表2）。さらに、高度な競技力をもちコーチング学に興味を持つ大学院進学希望者も一定数あり、高度なコーチング能力あるいはコーチング学研究者を目指すもの、大学における教育研究者を目指すもの、高度な専門的能力を習得しキャリアアップを目指す現職の体育教員、高い専門的能力（研究力＋実践力）の習得を目指す体育スポーツ関係の会社員、体育スポーツに関心を持つ社会人など多様な大学院進学希望者がみられるようになってきている。また本学大学院（既存）のコーチング学専攻では、平成28年（2016年）に「モデル・コア・カリキュラム」が導入され、様々な修正や検証が行われてきており、関連してコーチデベロッパーの育成を視野に入れたコーチング学教育をすすめてきている。まさに本学大学院には体育スポーツ版の「知のプロフェッショナル」を養成することが求められていると言えよう。このような多様なねらいをもつ学生を教育し指導するには、現行の体育科学専攻、コーチング学専攻の枠にとらわれず、基礎から実践まで広範な体育スポーツ学の専門的教養が身につくとともに、学生の希望や学修目標に柔軟に対応できる学位プログラム（研究学位と専門学位の授与）の導入が不可欠となっている。特に、現職の教員、コーチ、スポーツマネジメント実践者では、その教育研究の対象として現実の具体的な課題が明確でかつ実践の場をもつものが多く、その場合には修士に相応しい研究能力（実践的研究能力）と学識を備えた人材の育成が強く望まれることから、本学位プログラムには「専門学位」を授与するプログラムを2つ設置することにした（体育実践学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム）。「専門学位」の授与は本学の伝統的な一つの柱である体育スポーツの指導者養成にも大いに貢献すると期待できる。

このように、現在の本学大学院（体育科学研究科）をより広い学術的活動をカバーできる体育学研究科に改組・再編し、学位プログラムを導入することにより、①大学院生自身の学修および研究計画に応じて、専攻の枠にとらわれず授業が履修できる、②体育学の幅広い専門的教養の基礎が学べる、③教員の教育・研究指導の自由度が増し、学生は多様な分野の教員から指導を受けることができる、④具体的な課題が明確でかつ実践の場がある場合には、指導と審査を経て修士に相応しい研究能力と学識を備えた人材の育成（専門学位の授与）ができるなど、これまで以上に教育の自由度の増加と研究の高度化が可能となる。

表 1 日本体育大学大学院体育科学研究科の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
昭和 50 年 4 月	体育科学研究科修士課程 設置	体育	設置認可（研究科）
平成 10 年 4 月	体育科学研究科博士（後期）課程 設置	体育	設置認可（研究科）
平成 23 年 4 月	体育科学研究科カリキュラム変更	体育	学則変更
平成 30 年 4 月	体育科学研究科コーチング学専攻 設置	体育	設置届出（専攻）
平成 30 年 4 月	体育科学研究科カリキュラム変更	体育	学則変更
令和 2 年 4 月	体育科学研究科カリキュラム変更	体育	学則変更
令和 4 年 4 月	体育学研究科体育学専攻 設置	体育	設置届出（研究科）
令和 4 年 4 月	体育科学研究科の学生募集停止	—	学生募集停止（研究科）

表 2 体育科学研究科博士前期・後期課程 入学試験結果（平成 29 年度～令和 3 年度）

区分		項目	R3 年度	R2 年度	H31 年度	H30 年度	H29 年度	平均
博士前期課程（合計） （体育科学専攻＋コーチング学専攻）		入学定員超過率	1.32	1.24	1.29	1.24	1.44	1.30
		入学者数	49	46	48	46	36	45
		志願者数	61	60	70	74	68	66.6
		入学定員	37	37	37	37	25	34.6
博士前期課程 （内訳）	体育科学専攻 博士前期課程	入学定員超過率	1.28	1.04	1.4	0.96	1.44	1.22
		入学者数	32	26	35	24	36	30.6
		志願者数	39	39	47	43	68	47.2
		入学定員	25	25	25	25	25	25
	コーチング学 専攻 博士前期課程	入学定員超過率	1.41	1.66	1.08	1.83	H30 年 度開設	1.49
		入学者数	17	20	13	22		18
		志願者数	22	21	23	31		24.25
		入学定員	12	12	12	12		12
博士後期課程（合計） （体育科学専攻＋コーチング学専攻）		入学定員超過率	2.55	1.66	1.88	1.55	2	1.92
		入学者数	23	15	17	14	12	16.2
		志願者数	25	22	22	18	14	20.2
		入学定員	9	9	9	9	6	8.4
博士後期課程 （内訳）	体育科学専攻 博士後期課程	入学定員超過率	3	2.16	1.83	1.66	2	2.13
		入学者数	18	13	11	10	12	12.8
		志願者数	20	18	14	14	14	16
		入学定員	6	6	6	6	6	6
	コーチング学 専攻 博士後期課程	入学定員超過率	1.66	0.66	2.0	1.33	H30 年 度開設	1.41
		入学者数	5	2	6	4		4.25
		志願者数	5	4	8	4		5.25
		入学定員	3	3	3	3		3

（３）本学位プログラムで育成する能力と人材（ディプロマ・ポリシー）

体育学研究科の学位プログラムのねらいは、前述した社会的背景ならびに本学が学位プログラムを導入する理由で述べた能力を身につけた人材の育成であるため、ここでは前期課程の 4 学位プログラム（体育科学、体育実践学、コーチング科学、コーチング実践学）および後期課程の 2 学位プログラム（体育科学、コーチング科学）のディプロマ・ポリシーおよび養成される人材を示すことにする。

なお、前期課程における体育実践学およびコーチング実践学の 2 学位プログ

ラムでは「専門学位」として修士（体育実践学）および修士（コーチング実践学）を授与するが、この学位プログラムにより育成される学術的実践家(Scholastic practitioner)とは、修士に相応しい研究力と学識を備え、体育スポーツの実践の場における諸課題の解決、効果的なスポーツマネジメントの実践等に貢献できる人材のことである。

1) 前期課程ディプロマ・ポリシー

①体育科学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、修士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士（体育科学）の学位を授与する。なお、修士論文の審査基準については別に記載する。

体育スポーツ科学に関する幅広い学識

体育スポーツ科学に関する高度な専門的知識

体育スポーツの指導者としての基礎的能力

体育スポーツ科学の発展に寄与する研究者としての基礎力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度な指導能力を有する指導者、中学校・高等学校教員

スポーツ・武道・舞踊に関する高度な能力を有する中学校・高等学校教員

スポーツマネジメントに係わる高度職業人

体育・健康・スポーツに関する基礎的知識をもった高度職業人、ジャーナリストなど

体育スポーツ科学の研究者

②体育実践学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学した上で、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、「実践課題学期小論文」の審査に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士（体育実践学）の学位を授与する。

体育学に関する幅広い学識と研究基礎力

体育スポーツの指導者あるいはスポーツマネジメント実践者としての高度な専門的知識

体育スポーツの指導者あるいはスポーツマネジメント実践者としての実践力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度な指導能力を有する中学校・高等学校教諭、養護教諭

スポーツマネジメントに係わる高度職業人

体育・健康・スポーツに関する専門的知識を有する高度職業人、ジャーナリストなど

③コーチング科学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、修士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士（コーチング科学）の学位を授与する。なお、修士論文の審査基準については別に記載する。

体育スポーツ科学に関する幅広い学識
コーチング学に関する学識と専門的知識
コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力
体育スポーツ科学の発展に寄与する研究者としての基礎力
国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有するスポーツ指導者
スポーツ・武道・舞踊に関する高度なコーチング能力を有する教員
競技スポーツに関する高度職業人、ジャーナリスト
コーチ育成者 (Coach developer)
コーチング学の研究者

④コーチング実践学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、実践課題学期小論文(仮称)の審査に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士（コーチング実践学）の学位を授与する。

体育学に関する幅広い学識と研究基礎力
コーチング実践に関する専門的知識と技能
コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力
国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有するスポーツコーチ・指導者、
中学校・高等学校教員
競技スポーツに関する高度職業人、ジャーナリスト
コーチ育成者 (Coach developer)

2) 後期課程ディプロマ・ポリシー

①体育科学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、博士論文の審査および試験に合格

した上で、次の能力を有することが認定されたものに博士（体育科学）の学位を授与する。なお、博士論文の審査基準については別に記載。

体育スポーツ科学に関する幅広く、かつ高度な学識

体育スポーツ科学に関する高度な専門的知識

体育スポーツ科学の研究者として自立して活動できる高度な研究能力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度な指導力やマネジメント能力を有する体育スポーツ指導者

体育スポーツ科学の研究者、大学教員

体育スポーツ指導者の育成者、大学教員

②コーチング科学学位プログラム

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、博士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに博士（コーチング科学）の学位を授与する。なお、博士論文の審査基準については別に記載する。

体育スポーツ科学に関する幅広く、かつ高度な学識

コーチング学に関する高度な専門的知識

体育スポーツ科学あるいはコーチング学の研究者として自立して活動できる高度な研究能力

コーチ育成者としての高度な能力および研究能力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有する上級コーチ

競技スポーツに関する研究者

コーチ育成者 (Coach developer)

コーチング学に関する研究者

（４）既設学部・大学院との関係

既設の大学院体育科学研究科と本学位プログラムとの関係および授与される学位の種類（研究学位、専門学位）は資料１に示した通りで、入学定員の変更は行わず、既設の体育科学研究科を体育学研究科と改称し、前期課程では４つの、後期課程では２つの学位プログラムを設置するものである。既設の体育科学研究科は体育科学専攻（体育科学コースと体育実践学コース）およびコーチング学専攻を有し、学問特性に照らし合わせて、「学系」という領域を設け、体育科学コースには、スポーツ文化・社会科学系、トレーニング科学系、健康科学・スポーツ医科学系を置き、体育実践学コースにはコーチング学系、スポーツ教育・健康教育学系を配置し、またコーチング学専攻はコーチングに関する専門的な教

育・研究を行うことを目指すものであり、学系や専攻に特化したカリキュラム（履修科目）のため、多様な学生自身の学修計画あるいは研究計画を実行できない場合がみられた。今回設置の学位プログラムでは、既設の体育科学研究科の学問特性を活かしたコース、それぞれ共通科目（体育学専攻必修）、基礎科目（コース必修）、展開科目（選択）を設置するが、学生自身の学修計画あるいは研究計画に応じた柔軟な科目履修が可能にようにした。

学部との関係については、現在コーチ養成に関して中心的役割を果たしている体育学部体育学科の競技スポーツ領域では、専門的知識として各種学問領域を学ぶと同時に、各種演習やプロジェクト学習を通して、対他者の知識や対自己の知識を得ることをねらいとしている。また、教室での座学のみでなく、コーチとしての学びを、実践を通して行えるように工夫されている。また、各学位プログラムのコースは、既設の体育科学研究科の実績を踏まえるとともに、体育学部だけでなく、2017 年度以降に新設されたスポーツ文化学部及びスポーツマネジメント学部からの進学希望者（スポーツマネジメント学部生に対する本学大学院への進学についてのアンケート結果（資料 2）からある一定の希望者が見込める）や現職教員や社会人からの入学希望者、今後の発展を考慮したものである。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

体育学研究科では、博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（博士課程）とを同時に開設するものとする。これは、すでに体育科学研究科には博士前期及び後期課程が設置されており、令和 3 年度の時点で 53 名の後期課程の学生（表 2）がすでに学んでおり、また進学希望者も維持されと考えられるためである。

また、本学がスポーツ界に果たしてきた役割から推し量るに、先述したように実践の場における諸課題を解決するという成果に加えて、高度職業人あるいは学術的实践家に相応しい能力を習得した証となる専門学位である修士（体育実践学）および修士（コーチング実践学）を授与されることは指導者や学術的实践家を目指す者にとっては非常に魅力的であると考えられる。したがって、現役学生だけでなく、現職の小中高校や大学の体育教員、体育スポーツに携わっている指導者、将来コーチを目指すトップアスリートや引退した元競技者なども、こうした知識と能力の獲得を求めて入学してくる考えられ、これに対応するためにも同時開設で、かつ大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例の措置を導入することが相応しいと判断した。

なお、入学定員については、既設の体育科学研究科と同じである（体育学専攻前期課程 37 名、後期課程 9 名、資料 3）

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

体育科学研究科では、これまで「修士（体育科学）」「博士（体育科学）」の学位を授与してきた。しかし、設置の趣旨および必要性、日本体育大学大学院の目指すべき方向性で述べたように、本大学院は基礎から実践までをカバーし、さらに体育スポーツの実践の場の諸課題の解決やスポーツマネジメントに関わる成果等を学術的活動として評価するとともに、それに相応しい人材を育成するという観点から、体育科学（Physical education, health and sport science）よ

りも基礎から実践までを包括的するという意味合いのある体育学(Physical education, health and sport studies)という名称とした。

(1) 研究科の名称

体育学研究科 Graduate School of Physical Education, Health and Sport Studies)

(2) 専攻の名称

① 体育学専攻 博士前期課程

Master's Program in Physical Education, Health and Sport Studies

② 体育学専攻 博士後期課程

Doctoral Program in Physical Education, Health and Sport Studies

(3) 学位の名称

博士前期課程

修士(体育科学)

Master of Science in Physical Education, Health and Sport

修士(体育実践学)

Master of Physical Education, Health and Sport Studies

修士(コーチング科学)

Master of Science in Sport Coaching

修士(コーチング実践学)

Master of Sport Coaching

博士後期課程

博士(体育科学)

Doctor of Philosophy in Physical Education, Health and Sport Science

博士(コーチング科学)

Doctor of Philosophy in Sport Coaching Science

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

体育学研究科の教育課程編成に当たっては、まず現行の体育科学研究科において開設されている科目の内容、履修状況、科目やその内容の重複などを精査し、開設科目を精選した。4つの学位プログラムにおけるカリキュラムは、後述する各学位プログラムのカリキュラム・ポリシーに則って編成されているが、ここでは体育学研究科の教育課程の特色を以下に述べる。

①多様で柔軟な履修が可能なカリキュラム

設置の趣旨及び必要性で先述したように、本専攻に入学してくる学生は、体育スポーツ系学部を卒業後に直接入学するもの、高い競技力を有し将来コーチを

名指すもの、現職の教員や公務員、体育スポーツに関する高度な知識や能力を身に着けることを目指す社会人などであり、そのバックグラウンドや研究課題は多様である。このような入学者の履修希望や自身の研究計画に対応できるように、共通科目（必修、体育スポーツ科学論 A～C、体育スポーツ科学研究法、研究報告演習）では、体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につけることをねらいとする。特に「体育スポーツ科学研究法」では、統計学の基礎、各学領域の研究法概論、研究倫理について学ぶ。「研究報告演習」では、自身の研究内容を他コースの学生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

または基礎科目（例：体育スポーツ文化・社会科学特論、トレーニング科学特論、コーチング学特論、各コース演習、研究法など）では、学生が選択したコースに不可欠な学識と専門的知識、研究法を学び、基礎的能力を身につける。

②展開科目による深さと広がり

展開科目（資料4の前期課程開設科目を参照）には、自身の選択したコースに関するより高度な知識や能力を身につけるための科目（縦の展開）を配置するとともに、コースに関連する、あるいは自身の研究計画や興味関心、能力開発に資する幅広い学識を身につけられるように（横の展開）、他のコースの展開科目を履修できるようにした。

③体育スポーツ科学に共通する基礎的研究法及びコースに特化した専門性の高い研究法の学習

共通科目（資料4の開前期課程設科目を参照）の体育スポーツ科学研究法では人文社会学系、自然科学系、実践系の科目を担当する教員から、各分野の研究法のエッセンスを学ぶとともに、基礎科目（資料4の前期課程開設科目を参照）では学生が専攻するコースの研究法（例：体育スポーツ文化・社会科学研究法、トレーニング科学研究法、コーチング学研究法など）をより深く学ぶ。

④現場力を強化するための特論およびプラクティカムの設置

実践の場における諸課題を抽出し、適切な解決法を試行錯誤しながら探求し、その成果を様々な場において報告したり、基礎的分野に新たな課題を提供し共に解決法を探る、またスポーツの場において新しいスポーツマネジメントを実践できるような高度職業人あるいは学術的実践家（Scholastic practitioner）を目指し、専門学位の取得を希望する院生のために、体育実践学学位プログラムのスポーツマネジメントコース、身体教育・健康教育コース、コーチング実践学の展開科目には、スポーツマーケティング特論、経営戦略特論、授業づくり特論、プラクティカム、コーチング実践演習プラクティカムなどの科目を配置した。

⑤後期課程における履修科目の精選

後期課程では学術論文の執筆、そして博士論文の作成にエネルギーと時間を集中的に投入できるように、必修科目を厳選し、大幅に減じた（資料5の後期課

程開設科目を参照)。一方で、国際的通用性を高めるために共通科目（必修）に「英語論文ライティング」を配置した。

⑥コーチ育成に関する科目の開設

コーチング科学およびコーチング実践学学位プログラムでは、本学が文部科学省の委託により実施してきたNSSU Coach Developer Academyとの連携事業により蓄積された国際的なコーチデベロッパーに関する研究成果をもとに博士前期課程に「コーチ育成論Ⅰ、Ⅱ」、後期課程には「コーチ育成特論」を開設した。

（１）博士前期課程

資料４は、博士前期課程における体育科学および体育実践学の学位プログラムにおける５つのコース、コーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラムの開設授業科目（共通科目、基礎科目、展開科目、研究指導科目）をまとめて示したものである。またコーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラムでは、本学が文科省の委託により実施してきたNSSU Coach Developer Academyとの連携事業により蓄積された国際的なコーチデベロッパーに関する研究成果をもとに博士前期課程には「コーチ育成論Ⅰ・Ⅱ」を開講した。

カリキュラム・ポリシー及びそれに基づく履修方法の概要は下記の通りである。

なお、カリキュラム・ポリシーと養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの関係は、資料６の通りである。

１）カリキュラム・ポリシー

体育科学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①体育学研究科共通科目（必修、10単位）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。
- ②基礎科目（選択必修、6単位）：各コース（体育スポーツ文化社会、スポーツマネジメント、トレーニング科学、健康スポーツ医科学、身体教育・健康教育）の学識と専門的知識、研究法を学び、基礎的能力を身につける。
- ③他コースを含む展開科目（選択、10単位以上）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる（横の発展）、あるいは後期課程に進学を希望する場合は専攻コース（学領域）の専門性をより高める（縦の発展）。
- ④研究指導科目（必修、4単位）：研究テーマに特化した研究法、学会や学術誌への発表方法などを学び、修士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

体育実践学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①体育学研究科共通科目（必修、10 単位）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。
- ②基礎科目（選択必修、6 単位）：スポーツマネジメントコースあるいは身体教育・健康教育学コースの学識と専門的知識、研究法を学び、基礎的能力を身につける。
- ③他コースを含む展開科目（選択、10 単位以上）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる（横の発展）、あるいはスポーツマネジメント、身体教育・健康教育学に関するより高度な知識や能力を身につける（縦の発展）。
- ④研究指導科目（必修、4 単位）：上述した科目を履修するとともに、修士論文に代えて、指導現場における政策や実践に関する報告等を「実践課題学期小論文」としてまとめて発表し、審査を受けるとともに、学会や学術誌への発表方法などについても学ぶ。なお、「実践課題学期小論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の審査は原則として、Ⅰは1年次後学期、Ⅱは2年次前学期、Ⅲは2年次後学期の学期末に行う。

コーチング科学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①体育科学研究科共通科目（必修、10 単位）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。
- ②基礎科目（選択必修、8 単位）：コーチングに関する学識と専門的知識、コーチング学の研究法を学び、コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力を身につける。
- ③他コースを含む展開科目（選択、8 単位以上）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる（横の発展）、あるいはコーチング学に関するより高度な知識やコーチ育成に関する能力を身につける（縦の発展）。
- ④研究指導科目（必修、4 単位）：研究テーマに特化した研究法、学会や学術誌への発表法などを学び、修士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

コーチング実践学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①体育科学研究科共通科目（必修、10 単位）：体育スポーツ科学に関する幅広い

学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

②基礎科目（選択必修、8 単位）：コーチングに関する学識と専門的知識、コーチング学の研究法を学び、コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力を身につける。

③他コースを含む展開科目（選択、8 単位以上）：体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる（横の発展）、あるいはコーチング学に関するより高度な知識やコーチ育成に関する能力を身につける（縦の発展）。

④研究指導科目（必修、4 単位）：上述した科目を履修するとともに、修士論文に代えて、指導現場におけるコーチング実践報告や指導法（コーチング法）試案等を「実践課題学期小論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」にまとめて発表し、審査を受ける。なお、審査は原則として、Ⅰは1年次後学期、Ⅱは2年次前学期、Ⅲは2年次後学期の学期末に行う。

2) 履修方法

体育科学学位プログラム、体育実践学学位プログラム

①体育スポーツ文化社会学コース、スポーツマネジメントコース、トレーニング科学コース、健康スポーツ医科学コースに所属する学生は、共通科目を10単位、所属するコースの基礎科目を6単位、展開科目の中から10単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。

なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択2～5を除く）を履修し、単位を修得することができる。

②身体教育・健康教育コースに所属する学生は、共通科目を10単位、所属するコースの基礎科目を6単位、展開科目の選択1から6単位以上、選択2から1単位以上、選択3から1単位以上、選択4から1単位以上、選択5から1単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。

なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目を履修し、単位を修得することができる。

コーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム

共通科目を10単位、所属する学位プログラムの基礎科目を8単位、展開科目の中から8単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。

なお、展開科目については他の学位プログラムのコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択2～5を除く）を履修することができる。

(2) 博士後期課程

資料5は、博士後期課程における体育科学学位プログラムの4つのコース、コ

ーチング科学学位プログラムの開設授業科目（共通科目、基礎科目、展開科目、研究指導科目）をまとめて示したものである。後期課程では博士論文を完成させることを優先させ、「特別研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置して博士論文を執筆していくために必要な研究指導の時間を確保した。また、体育科学あるいはコーチング科学の研究者としての専門的能力をさらに高めるために高度な研究法（例：「体育スポーツ文化・社会科学研究法」、「トレーニング科学研究法」「コーチング学研究法」など）を履修させることにした。またコーチング科学学位プログラムでは、本学が文科省の委託により実施してきたNSSU Coach Developer Academyとの連携事業により蓄積された国際的なコーチデベロッパーに関する研究成果をもとに博士後期課程には「コーチ育成特論」を開講した。

カリキュラム・ポリシー及びそれに基づく履修方法の概要は下記の通りである。

なお、カリキュラム・ポリシーと養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの関係は、資料7の通りである。

1) カリキュラム・ポリシー

体育科学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①研究科共通科目（必修、2単位）：自己の研究テーマをより集中的に実施し、発展させることを目的とし、より高度な研究報告演習（英語によるものを推奨）を行なう。
- ②専修科目（選択必修、4単位）：各コースの研究法を学ぶとともに、各コースの高度な専門的知識を身につける。
- ③研究指導科目（必修、6単位）：研究成果の国内外学術誌への投稿および掲載並びに博士論文の作成に向けた特別研究指導を受ける。

コーチング科学学位プログラム

本専攻の人材養成目的を達成するため、以下のような教育課程を編成し、実施する。

- ①研究科共通科目（必修、2単位）：自己の研究テーマをより集中的に実施し、発展させることを目的とし、より高度な研究報告演習（英語によるものを推奨）を行なう。
- ②専修科目（選択必修、4単位）：コーチング学研究法を学ぶとともに、コーチ育成に関する研究の推進およびコーチ育成者としての能力を身につける。
- ③研究指導科目（必修、6単位）：研究成果の国内外学術誌への投稿および掲載並びに博士論文の作成に向けた特別研究指導を受ける。

2) 履修方法

体育科学学位プログラム

共通科目から必修科目 2 単位、所属するコースの専修科目を 4 単位、研究指導科目を 6 単位修得し、計 12 単位以上修得すること。

なお、コーチング科学学位プログラム及び他のコースの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。

コーチング科学学位プログラム

共通科目から必修科目 2 単位、コーチング科学学位プログラムの専修科目を 4 単位、研究指導科目を 6 単位修得し、計 12 単位以上修得すること。

なお、体育科学学位プログラムの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 博士前期課程

1) 学期の区分

2 学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

2) 標準修業年限

博士前期課程（修士課程）の標準修業年限を 2 年とする。

3) 修了要件及び授業科目履修方法

修了要件

体育科学学位プログラム、コーチング科学学位プログラム

2 年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

体育実践学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム

2 年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文に代わる実践の場における課題についての研究成果「実践課題学期小論文Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の審査に合格すること。

履修方法

体育科学学位プログラム、体育実践学学位プログラム

①体育スポーツ文化社会学コース、スポーツマネジメントコース、トレーニング

科学コース、健康スポーツ医科学コースに所属する学生は、共通科目を 10 単位、所属するコースの基礎科目を 6 単位、展開科目の中から 10 単位以上、研究指導科目を 4 単位の計 30 単位以上修得すること。なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択 2～5 を除く）を履修し、単位を修得することができる。

②身体教育・健康教育コースに所属する学生は、共通科目を 10 単位、所属するコースの基礎科目を 6 単位、展開科目の選択 1 から 6 単位以上、選択 2 から 1 単位以上、選択 3 から 1 単位以上、選択 4 から 1 単位以上、選択 5 から 1 単位以上、研究指導科目を 4 単位の計 30 単位以上修得すること。

なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目を履修し、単位を修得することができる。

③所属学生全員が履修する共通科目を始めとして、資料 4 に示した科目のうち、講義を中心とする科目については、学生の申し出により Zoom、Teams などによるオンライン授業を実施する。また、教員が独自に録画したビデオ、あるいは授業自動録画・配信システム（2021 年後学期に導入予定）で作成されたビデオなどの多様なメディアを利用した授業を受講することが可能である。このようにして実施された授業での単位認定、卒業要件への組み込みは通常の科目と同じとする。このことにより、有職の大学院生の単位取得がこれまで以上に促進すると期待される。

コーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム

共通科目を 10 単位、所属する学位プログラムの基礎科目を 8 単位、展開科目の中から 8 単位以上、研究指導科目を 4 単位の計 30 単位以上修得すること。

なお、展開科目については他の学位プログラムのコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択 2～5 を除く）を履修することができる。

4) 授業の実施方法

授業の実施方法は、複数の教員によりオムニバス形式で行われる科目と、単独の教員によって行われる科目とがあるが、共通科目及び基礎科目の全科目、並びに展開科目の大部分においては専任教員が授業担当者であり、オムニバス科目についても主として専任教員が担当する。

5) 履修指導体制

体育学研究科の履修指導は、毎年 4 月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、コース主任、幹事及び大学院教学センター教職員が中心となって行う。また、こうした指導の後に研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

6) 履修モデル

資料 8 は、前期課程の体育科学学位プログラム及び体育実践学学位プログラ

ムの5コース(体育スポーツ文化社会学コース、スポーツマネジメントコース、トレーニング科学コース、健康スポーツ医科学コース、身体教育・健康教育コース)、コーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラムの履修モデルを示したものである。

共通科目、基礎科目、そして展開科目を自身の研究課題や研究計画に応じて5科目以上(10単位以上)を履修するとともに、「研究指導科目Ⅰ・Ⅱ」により指導教員から研究課題の設定、研究法、修士論文あるいは「実践課題学期小論文」の作成法などを学ぶことにより、研究力を養成する。また、その他の学修・研究として、国内外の学会での発表、本学独自の間発表会および最終発表会(2年次)、修士論文審査会、最終試験などを経験することにより、高度職業人、研究者としての基礎的プレゼンテーション力を身に付ける。さらに、博士後期課程に進学する場合には、上記に示した履修モデル以外にも様々な専門性が存在するので、実際にはより多くの履修パターンが存在することになる。

なお、教員、コーチなどの指導実践力を向上させることを目的として入学する者については、1年次に指導者として不可欠な体育スポーツ学の基礎的知識を学び、2年次には「授業づくり特論A～D」「プラクティカム」「コーチング実践演習(プラクティカム)」を履修し、研究指導教員の指導のもと、現場での省察の実践(PDCA ループ)を繰り返すことで教員やコーチとしての指導実践力の改善を図っていく。

また、研究者を目指し、博士後期課程への進学を視野に入れている学生については、それぞれ興味ある専門学問領域の科目を履修し、研究者としてより専門的な知識を得ていくための授業が準備されている。

7) 研究指導体制

入学後、各自の研究課題や研究計画に基づき研究指導教員を決定し、当該教員が2年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく(資料9)。また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。例えば、コーチング学を専門領域とする教員が主たる指導教員である場合、副指導教員はバイオメカニクスやスポーツ生理学などを専門領域とする教員が担当し、多様な視野からの研究指導を行う。

1年次では、主に体育学研究科の共通科目、基礎科目、展開科目を学修すると共に、問題の設定やその解決の仕方といった論文作成の方法に係わる基礎知識の修得を目指す。修士論文や「実践課題学期小論文」の作成については、体育実践学学位プログラムおよびコーチング実践学学位プログラムの学生では1年次後学期から、他の学位プログラムの学生では2年次から、これらの論文の作成に関する指導にも注力するとともに、学会発表や学術誌へ論文の投稿ができるように指導する。

8) 学位論文の審査

修士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」(資料10)及び学位審査等

取扱要領に基づき行う。

申請資格

本学大学院博士前期課程（修士課程）の第2学年に在学し、16単位以上を修得し、所定の研究指導を受けた者は、修士の学位を申請することができる。

また、原則として学会発表などを1回以上行うものとする。

論文審査の申請

修士の学位論文の審査を申請しようとする者（以下、「申請者」という）は、研究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年1月とする。

論文審査員

提出された論文について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を2名以上、計3名以上で構成され、審査員の選定は本研究科委員会が行う。

副査には、申請者が専修する以外の他研究領域の教員を加えることとし、審査の厳格性と透明性を確保する。

論文発表会

申請者は、必ず公開の論文発表会（中間発表・最終発表）を行うこととしており、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設ける。

論文審査及び最終試験

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、口述試験を行う。

学位論文、論文発表会及び最終試験の審査基準

評価項目

- ① 体育スポーツ学分野の国内外の研究動向の把握および実践における諸課題に基づいて、体育スポーツ学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること
- ② 体育スポーツ学分野の発展および実践に寄与する研究成果が含まれていること。
- ③ 研究倫理を遵守するとともに、研究公正についての十分な知識に基づいていること。
- ④ 研究結果の信頼性が検証され、考察が妥当であるとともに、結論が研究結果に基づいていること。

⑤研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が体育スポーツ学分野の修士論文に相応しい形式にまとめられていること。

評価基準

日本体育大学大学院学則等の学内の諸規程に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ最終試験で合格と判定されること。

論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

(2) 博士後期課程

1) 学期の区分

2 学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

2) 標準修業年限

博士後期課程(博士課程)の標準修業年限を 3 年とする。

3) 修了要件及び授業科目履修方法

修了要件

3 年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を 12 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

履修方法

体育科学学位プログラム

共通科目から必修科目 2 単位、所属するコースの専修科目を 4 単位、研究指導科目を 6 単位修得し、計 12 単位以上修得すること。なお、コーチング科学学位プログラム及び他のコースの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。

所属学生全員が履修する共通科目を始めとして、資料 5 に示した科目のうち、講義を中心とする科目については、学生の申し出により Zoom、Teams などによるオンライン授業を実施する。また教員が独自に録画したビデオ、あるいは授業自動録画・配信システム（2021 年後学期に導入予定）で作成されたビデオなどの多様なメディアを利用した授業を受講することが可能である。このようにし

て実施された授業での単位認定、卒業要件への組み込みは通常の科目と同じとする。このことにより、有職の大学院生の単位取得がこれまで以上に促進すると期待される。

コーチング科学学位プログラム

共通科目から必修科目 2 単位、コーチング科学学位プログラムの専修科目を 4 単位、研究指導科目を 6 単位修得し、計 12 単位以上修得すること。
なお、体育科学学位プログラムの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。

所属学生全員が履修する共通科目を始めとして、資料 5 に示した科目のうち、講義を中心とする科目については、学生の申し出により Zoom、Teams などによるオンライン授業を実施する。また教員が独自に録画したビデオ、あるいは授業自動録画・配信システム（2021 年後学期に導入予定）で作成されたビデオなどの多様なメディアを利用した授業を受講することが可能である。このようにして実施された授業での単位認定、卒業要件への組み込みは通常の科目と同じとする。このことにより、有職の大学院生の単位取得がこれまで以上に促進すると期待される。

4) 授業の実施方法

博士後期課程の専修科目（特論、研究法）、「特別研究指導Ⅰ」「特別研究指導Ⅱ」「特別研究指導Ⅲ」については、専任教員が担当する。また、「研究報告演習」「英語論文ライティング」については、主として専任教員が共同で担当する。

5) 履修指導体制

体育学研究科の履修指導は、毎年 4 月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、コース主任、幹事及び学生支援センター教職員が中心となって行う。また、こうした指導の後に研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

6) 履修モデル

資料 1 1 は、後期課程の体育科学学位プログラムの 5 コース（体育スポーツ文化・社会学コース、スポーツマネジメントコース、トレーニング科学コース、健康スポーツ医科学コース、身体教育・健康教育コース）、コーチング科学学位プログラムの履修モデルを示したものである。

教育課程の編成の考え方及び特色でも述べたように、後期課程では博士論文のための研究および執筆に注力させるために、既設の体育科学研究科の場合に比して、履修すべき科目や単位数を減じた。共通科目（2 単位）及び所属するコースの専修科目（4 単位）、研究指導科目 6 単位を含む計 12 単位以上を修得するとともに、「特別研究指導科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」により指導教員から博士論文執筆の指導を受け、高い学識を身につけ研究者としての能力を高める。その他の学修・研究として、国内外の学会での発表、本学独自の中間発表会および最終発表会

(3年次)、博士論文審査会、最終試験などを経験することにより、研究者としての研究発表力を身に付ける。

7) 研究指導体制

入学後、各自の研究課題に基づき研究指導教員を決定し、基本的に当該教員が3年間、博士前期課程からは5年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく(資料12)また、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から研究指導できるよう異なる研究分野の教員を副指導教員として配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。例えば、コーチング学を専門領域とする教員が主たる指導教員である場合、副指導教員はバイオメカニクスやスポーツ生理学などを専門領域とする教員が担当し、多様な視野からの研究指導を行う。

1年次では、主に体育学研究科の共通科目、専修科目を学修すると共に、問題の設定やその証明の仕方といった論文作成の方法に係わる基礎知識の修得を目指す。

2年次では、主に博士論文の作成を具体的に進めていくと共に、学会発表を行いレフェリー付きの学会誌へ論文投稿ができるように指導する。

3年次では、博士論文投稿の条件である海外学術誌か全国レベルの学会誌に1篇以上の論文掲載と地域レベルの学術誌への1篇以上の論文掲載が可能なように指導すると共に、引き続き博士論文の執筆について指導を行う。

8) 学位論文の審査

博士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」(資料10)及び学位審査等取扱要領に基づき行う。

申請資格

博士の学位論文の審査を申請できるのは、次の1、2いずれかに該当する者とする。

①) 本学大学院博士後期課程の第3学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受けた者。

②) 博士後期課程単位取得退学後、3年以内の者(ただし、在学中の休学期間を除く)。

前提条件

博士の学位論文の審査を申請できるのは、前項の申請資格を有するとともに、関連論文としてレフェリー付学会誌等への掲載が許可されている論文を2編以上有することを条件とする。

論文審査の申請

博士の学位論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という)は、研

究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年11月とする。

論文審査員

提出された論文について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を2名以上、計3名以上で構成され、審査員の選定は博士委員会が行う。

副査には、申請者が専修する以外の他研究領域の教員を加えることとし、また必要に応じ外部の教員を審査員として加えるなど厳格性と透明性を確保する。

論文発表会

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・公開発表会(予備審査)・最終発表)を行うこととしており、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

論文審査及び最終試験

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目について口述試験を行う。

論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を博士委員会に文書で報告する。博士委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

博士委員会で学位授与を可とした者については研究科委員会に報告する。

論文公表

学位論文の公表については、本学学位規程に基づき公表する。

本学博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者が行う公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする(本学図書館の「日体大リポジトリ」を利用)。

学位論文、論文発表会及び最終試験の審査基準

評価項目

①体育スポーツ科学分野の国内外の研究動向の把握および実践における諸課題

に基づいて、体育スポーツ科学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること

②体育スポーツ科学分野の発展および実践に寄与するオリジナルな研究成果が含まれていること。

③研究倫理を遵守するとともに、研究公正についての十分な知識に基づいていること。

④研究結果の信頼性が十分に検証され、考察が妥当であるとともに、結論が研究結果に基づいていること

⑤研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が体育スポーツ科学分野の博士論文に相応しい形式にまとめられていること

⑥事前に論文予備審査に合格するとともに、博士学位申請論文公開発表会で発表していること。

評価基準

日本体育大学大学院学則等の学内の諸規程に規定された要件を充足した上で、博士学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ最終試験によって下記の基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

①博士学位論文において、体育スポーツ科学分野における新たな学術的あるいは実践的知見が十分に含まれる。

②体育スポーツ科学分野で自立した教育者および研究者として活動するのに必要な高い能力を有する。

9) 研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」(資料13)に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇薬等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図っている。

また、本学において行われるヒトを対象とした体育スポーツ学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」(資料14)を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

6. 特定の課題についての研究成果の審査(「実践課題学期小論文」の審査)

1) 能力と人材例

体育スポーツの現場における実践的諸課題の解決及びその方法の開発、スポーツマネジメントの実践などのためには、下記の諸能力を有した人材(高度職業人あるいは学術的実践家)が必要である。そのため、本学大学院学則に規定する

所定の年限以上在学した上で、体育実践学学位プログラムおよびコーチング実践学学位プログラムの学生を対象として、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、「実践課題学期小論文」の審査に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士(体育実践学)あるいは、修士(コーチング実践学)の学位を授与する。

①体育実践学学位プログラム

体育学に関する幅広い学識と研究基礎力

体育スポーツの指導者あるいはスポーツマネジメント実践者としての高度な専門的知識

体育スポーツの指導者あるいはスポーツマネジメント実践者としての実践力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材例

高度な指導能力を有する中学校・高等学校教諭、養護教諭

スポーツマネジメントに係わる高度職業人

体育・健康・スポーツに関する専門的知識を有する高度職業人、ジャーナリストなど

②コーチング実践学学位プログラム

体育学に関する幅広い学識と研究基礎力

コーチング実践に関する専門的知識と技能

コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

養成される人材例

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有するスポーツコーチ・指導者、中学校・高等学校教員

競技スポーツに関する高度職業人、ジャーナリスト

コーチ育成者(Coach developer)

2) 実践課題学期小論文の審査

実践課題学期小論文の審査は、「日本体育大学学位規程」(資料10)及び学位審査等取扱要領に準じて行う。

申請資格

本学大学院博士前期課程(修士課程)の第2学年に在学し、16単位以上を修

得し、所定の研究指導を受けた者は、修士の専門学位を申請することができる。
また、原則として学会発表などを1回以上行うものとする。

修士専門学位の申請

体育実践学学位プログラムおよびコーチング実践学学位プログラムの学生で修士の専門学位を申請しようとする者（以下、「申請者」という）は、研究指導教員の指導および承認を得た上、1年次後学期、2年次前学期及び後学期末の3回の「実践課題学期小論文」の審査に合格した後、修士学位申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。

小論文審査員

提出された「実践課題学期小論文」について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を2名以上、計3名以上で構成され、審査員の選定は本研究科委員会が行う。副査には、申請者が所属する以外他研究領域の教員を加えることとし、審査の厳格性と透明性を確保する。

小論文の審査

審査員は各学期末の小論文発表会(3回)において研究成果と小論文の審査を行う。最終試験は実施しないが、第3回目(2年次後学期)の小論文発表会において3回の審査を踏まえて総合評価を行う。

論文発表会

申請者は、公開の発表会(最終発表)において研究成果を発表することとしており、審査員は小論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設ける。

小論文、論文発表会及び最終審査の審査基準 評価項目

- ①小論文作成に先立って、指導教員に課題の設定方法や小論文形式について指導を受けていること。
- ②体育スポーツに関する実践、指導、政策立案等における実践的課題の解決に関する報告、解決試案等を「実践課題学期小論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」にまとめ、原則として、Ⅰは1年次後学期、Ⅱは2年次前学期、Ⅲは2年次後学期の学期末までに発表会で発表していること。
- ③体育スポーツ分野における実践的課題の意義や位置づけが明確に述べられていること
- ④体育スポーツ学分野の発展および実践に寄与する成果が含まれていること。
- ⑤研究倫理を遵守するとともに、課題解決の実施における公正についての十分な知識に基づいていること。
- ⑥必ずしも本学の学位論文形式に従う必要はないが、実践的課題の背景とねら

い、課題解決の方法やプロセス、結果、考察、結論等が適切にまとめられていること。

評価基準

日本体育大学大学院学則等の学内の諸規程に規定された要件を充足した上で、小論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ学期ごとの発表会(3回)において合格と判定されること。

3) 研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」(資料13)に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇薬等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図っている。

また、本学において行われるヒトを対象とした体育スポーツ学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」(資料14)を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

7. 基礎となる学部(又は修士課程)との関係

基礎となる学部は、「体育学部」、「スポーツ文化学部」、「スポーツマネジメント学部」である(図1)。

体育学部においては主に「体育学科」がその対象になる。体育学科には「スポーツ教育領域」と「競技スポーツ領域」が設けられており、これら両領域においてはコーチングの知識は必須となっていることから、将来的にスポーツの指導者を目指す学生にとっては魅力的な進学先の一つとなる。また高度の競技力を有する学生にはコーチング実践学学位プログラムへも適切な進学先と言える。

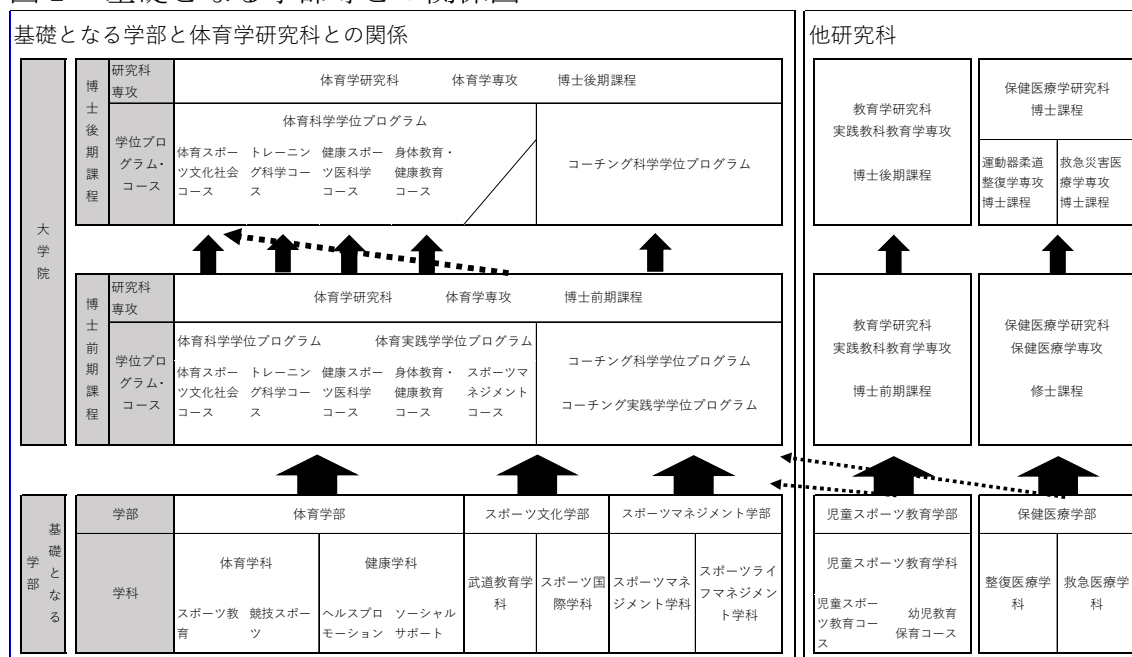
スポーツ文化学部では「武道教育学科」と「スポーツ国際学科」の2学科がそれぞれ対象となるが、特にスポーツ国際学科は、海外においてスポーツを通じた国際協力を目指す学科であり、その中にはスポーツ指導も含まれている。我が国では、独立行政法人国際協力機構で行われている JICA ボランティアとして開発途上国に長期、短期の派遣事業を行っているが、本学も当該機構と学生等を JICA ボランティアとして派遣する事業に平成 26(2014)年 8 月 6 日に合意署名し、開発途上国における体育・スポーツの普及・振興を図るとともに、大学の知見・人材を有効に活用することにより、大学の国際協力分野における人材育成に着手し始めている。このような取り組みもあり、学部を卒業する学生だけでなく、博士前期課程を修了した学生も、活動に参加していることから、海外におけるスポーツ指導を目指す学生の多い「スポーツ国際学科」の学生はコーチング学専攻と非常に関係性の深いものとなる。

スポーツマネジメント学部では、「スポーツマネジメント学科」「スポーツライ

フマネジメント学科」がともにその対象となる。所属する学生に対して2020年に行った進路希望調査では回答者71名中37名の学生（現4年生）が本学大学院への進学を希望しており、体育スポーツの政策、地域社会へのスポーツの普及、人々のスポーツライフのデザインやマネジメントを実践の場で行いたい（高度職業人）と希望する学生が体育実践学学位プログラムに進学すると期待される。

博士後期課程については、体育学研究科博士前期課程に在籍する学生や体育科学専攻に在籍する学生、また、他大学の大学院で学んだ学生の一部がその基礎となる。

図1 基礎となる学部等との関係図



8. 多様なメディアを高度に利用して授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学体育学研究科では、所属学生全員が履修する共通科目を始めとして、資料4、5に示した科目のうち、講義を中心とする科目については、学生の申し出により各種のメディアを利用して教室等以外の場所で授業を実施する。実際には、Zoom、Teamsなどを利用して同時双方向型オンライン授業を大学の教室以外の場所（勤務先、海外など）で受講することが可能である。また必要に応じて教員が独自に録画したビデオ、あるいは授業自動録画・配信システム（2021年後学期に導入予定）で作成されたビデオなどを補助的に視聴することができる。このようにして実施された授業での単位認定、卒業要件への組み込みは通常の科目と同じとするので、有職院生、競技会や合宿（現役競技者としての学生の場合）、学会出席などで大学以外に長期滞在中の学生の単位取得がこれまで以上に促進すると期待される。

なお、ビデオ動画によるオンデマンド授業については、視聴後に学生の質問や教員の補足説明、さらに学生と教員間のディスカッションなどがある場合には、email、Zoomなどで担当教員が個別に対応する。

対象科目

共通科目を始めとして、資料4，5に示した科目のうち講義を中心とする科目である。

実施場所および実施方法

学生の申し出により、Zoom、Teams などによる双方向型オンライン授業を実施する。本学の教室以外の場所、例えば、勤務先、海外の滞在先などのインターネット環境が準備できる場所であれば、受講が可能である。

告示の要件

上述した Zoom あるいは Teams を活用した授業は、同時双方向型の授業であり、大学の講義室以外の場所でも教員と学生が相互に映像・音声・授業資料の共有等によるやり取りや質疑応答が可能である。さらに、必要に応じて、事前に通信状況の確認、パソコン等の貸し出し等を行い、学生の学修環境に配慮する。よって、同時双方向型の授業に係わる告示の要件はすべて満たしている。

9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限

博士後期課程(博士) 3年

博士前期課程(修士) 2年

(2) 履修指導及び研究指導の方法

特に社会人学生については、主に研究指導教員が履修計画や研究計画の設定や学修環境など入学前から受験者の相談を受け付け、博士前期課程の2年間、または博士後期課程の3年間に仕事をしながらの通学であっても必要単位を取得し修了できるようきめの細かい指導を行う。

授業は通常時間帯から夜間の時間帯にかけて開講しており、社会人が在職のまま大学院の授業を受けられるよう、必修の共通科目については履修可能な時間帯に設定している。また先述したように、多様なメディアを利用することにより講義室以外の場所からも授業を受講することが可能である。

選択科目については、履修可能な科目から優先して取るよう指導していく。

研究指導については、研究指導教員及び副指導教員と研究計画を立て、指導日等を調整し、指導を受けることになるが、社会人など平日昼間の受講が困難な場合は、指導教員と相談の上、土日や休業期間中に集中して行なうことも可能としている。また、教育現場に関する課題に取り組む場合、遠隔地で研究することも想定し、Zoom や Teams などの遠隔会議システム、電子メールや学内ポータルシステム、オンライン教育サポートシステムなどを活用しての指導や、場合によっては指導教員が現場を訪れることにより効果的な指導を行う。

(3) 授業の実施方法

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例の措置を導入することから、新たに 5 時限・6 時限・7 時限を開講する。原則として、授業は本学で行なうが、Zoom や Teams などの遠隔会議システム、電子メール、学内ポータルシステム及びオンライン教育サポートシステムなどを利用して学ぶことができるように配慮する（資料 15）。

(4) 教員の負担の程度

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮して時間割を設定する。

また出勤時間に関しては、5 限目以降にも授業が開講されることから、教員の裁量により決定できるものとし、各自で 1 週間の勤務時間(労働時間)を調整できるように配慮している。さらに平日(月～金曜日)には研究日(1 日)を設けられるようにし、休日(土・日曜日等)の出勤に対する負担軽減も考慮している。

一方、授業については、オムニバス形式と単独教員による授業形態で開講するが、博士前期課程の共通科目である「体育スポーツ科学論 A」「体育スポーツ科学論 B」「体育スポーツ科学論 C」「体育スポーツ科学研究法」「研究報告演習」は、すべてオムニバスで展開することで教員の負担を抑えるように配慮している。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮、必要な職員の配置

通常の状態では、図書館は、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで開館しており 7 限目受講の学生に対しても対応している。また、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館している。

情報処理施設等の利用については、東京・世田谷キャンパスの PC 教室は平成 26(2014)年 4 月に増設を行い、PC72 台を設置し、単一のコンピュータで Mac OS と Windows OS のいずれもが利用できる環境とするなど情報技術を用いて教育を支援している。

東京・世田谷キャンパスの学生ラウンジには、開放用 PC30 台を設置し、自由に利用できるコンピュータを設置している。

本学では、有線、無線の全学ネットワークが整備されているので、すべてのキャンパス、学生寮において統一された手法、品質により全学ネットワークの利用が可能であり、情報保護を目的としたセキュリティ対策と併せて、安全かつ安定したサービスの提供を行っている。

職員の配置については、現在も学生支援センターに大学院担当職員を配置して対応しているが、本専攻に対しても同様に対応する。

(6) 社会人入学者選抜の概要

社会人入学者選抜の概要は前述のとおりであるが、14 条の特例を実施して社会人を受入れるための選抜方法(制度)について示す。

1) 博士前期課程の選抜方法(制度)

博士前期課程が目指す教育研究に相応しい能力・適性等を多面的に判定し、現職の教員、体育スポーツ指導者(監督、コーチ等)を積極的に受け入れるべく、次の方法にて社会人の入学者の選抜を行う。

社会人選抜

口述試験の結果、教育研究業績(含スポーツ実践やスポーツ指導の経験)書、研究計画書、及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(職務経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

2) 博士後期課程の選抜方法(制度)

博士後期課程は、研究科(博士後期課程)の目的に則って、次の方法にて社会人の入学者の選抜を行う。

社会人選抜

口述試験の結果、教育研究業績(含スポーツ実践やスポーツ指導の経験)書、研究計画書及び学業成績証明書を基に総合的に判定する。

※口述試験、研究計画書では、研究課題やこれまでの研究経過(指導経験を含む)、今後の研究計画等について問う。

(7) 必要とされる分野であること

設置の趣旨に記載したように、体育スポーツ科学では科学的理論の構築に加えて、体育スポーツの実践の場における指導法や実践理論(実践的知、どうすればよくなるか)を考究することをねらいとすることであろう。この要請に対応するには、人文社会系や自然科学系の体育科学、トレーニング科学などの基礎的分野の知見を実践に応用するだけでなく、実践の場の課題を抽出し、適切な解決法を試行錯誤しながら探求し、成果を様々な場や人に報告したり、基礎的分野に新たな課題を提供しともに解決法を探る、また体育スポーツ政策に反映させて新しい政策を立案し提示することができるような高度職業人あるいは学術的实践家(Scholastic practitioner)の養成が不可欠である。実践現場を対象とした学術的研究あるいは学術的活動(調査や現場での検証など)をこれまで以上に重視して推進する必要がある、その場合には体育科学(Sport science)という名称より実践の場に関連する広範な学術的活動を包含する体育学(physical education, health and sport study あるいは Taiiku study、注：林 洋輔「学問における「体育 Taiiku」概念：「体育学研究」総説論文の結集に観るそ

の創出と変遷」、体育学研究 65:607-626, 2020) という名称が適切と考えられる。今回設置する研究科では、「身体に纏わる文化と科学の総合大学」としての本学の基本理念に基づき、体育を広義に、かつスポーツと一体にとらえ、体育スポーツ科学の基礎的分野から本学の強みの1つである実践分野までをカバーする「知と技の伝承と創造の空間」を構築することを目指して、体育科学研究科を体育学研究科と改称し、その目標達成に効果的である学位プログラムを導入するに至ったのである。

中央教育審議会大学分科会の審議まとめ(2019年1月22日)では、近未来を見据えた大学院教育のあるべき姿の1つとして、「知のプロフェッショナル」の十分な育成に向けた大学院教育の改善を提唱している。このような大学院で要請すべき人材を体育学分野に当てはめてみると、体育学の基礎的分野を担う研究者や大学教員の養成は言うに及ばず、体育学の特徴である実践的分野の研究者、大学教員の養成に加え、実践現場の課題を適切に解決できる、あるいは効果的な体育スポーツ政策を立案できる高度な実践的知識を有した高度職業人あるいは学術的实践家(Scholastic practitioner)の養成を図る必要がある。

そして、平成30年4月に体育科学研究科コーチング学専攻を設置した。そして、体育スポーツ学の動向、大学院生の履修状況、在職教員の状況などに対応したカリキュラム変更を経て現在に至っている。コーチング学専攻設置から2021年3月まで博士前期課程では入学定員を常に上回る志願者があり、平均入学定員超過率(平成29年度～令和3年度)は1.3以上であり、後期課程でもより高い入学定員超過率を維持してきている(表2)。さらに、高度な競技力をもちコーチング学に興味を持つ大学院進学希望者も一定数あり、高度なコーチング能力あるいはコーチング学研究者を目指すもの、大学における教育・研究者を目指すもの、高度な専門的能力を習得しキャリアアップを目指す現職の体育教員(小中高大)、高い専門的能力(研究力+実践力)の習得を目指す体育スポーツ関係の会社員、体育スポーツに関心を持つ社会人など多様な大学院進学希望者がみられるようになってきている。まさに体育スポーツ版の「知のプロフェッショナル」を養成することが求められるようになってきている。このような多様な狙いをもつ大学院生を教育し指導するには、現行の体育科学専攻、コーチング学専攻の枠にとらわれず、基礎から実践まで広範な体育スポーツ学の専門的教養が身につくとともに、大学院生の希望や学修目標に柔軟に対応できる学位プログラム(研究学位と専門学の授与)の導入が不可欠となっている。特に、現職の教員、コーチ、スポーツマネジメント実践者では、その教育研究の対象として現実の具体的な課題が明確でかつ実践の場がある場合が多いことから、修士に相応しい研究能力(実践的研究能力)と学識を備えた人材の育成が強く望まれることから、本学位プログラムには「専門学位」を授与するプログラムを2つ設置することにした(体育実践学学位プログラム、コーチング実践学位プログラム)。「専門学位」の授与は本学の伝統的な一つの柱である体育スポーツの指導者育成にも大いに貢献すると期待できる。

このように、既設の本学大学院(体育科学研究科)をより広い学術的活動をカバーできる体育学研究科に改組し、学位プログラムを導入することにより、①大学院生自身の学修および研究計画に応じて、コースにとらわれず授業が履修で

きる、②体育学の幅広い専門的教養の基礎が学べる、③教員の教育、研究指導との自由度が増し、大学院生に対して多くの教員から指導を受けることができる、④具体的な課題が明確でかつ実践の場がある場合には、指導と審査を経て修士に相応しい研究能力と学識を備えた人材の育成（専門学位の授与）ができるなど、これまで以上に教育の自由度および研究の高度化が可能となる。

（９）大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本研究科では、原則として大学院を専ら担当する専任教員は配置せず、学部専任教員が兼任する。また、各分野に複数名の専任教員を配置するよう構成している。

教員の担当時間数は研究科及び学部を合わせて１週間あたり８コマ以内に抑える。研究科担当科目が多い場合には、教員の学部担当授業を他教員に振り替えるなどして、教員の負担の軽減に努める。また、特別研究には同じ分野の他教員の援助を仰ぎ、負担が一部の教員に偏ることがないように考慮する。

さらに、本研究科の教員組織の年齢構成は高いが、博士後期課程の研究指導を担当する教員は、後継者を養成するため同分野の担当教員に対し指導を行い研究組織の継続性を担保する。

１０．取得可能な資格

体育学研究科体育学専攻博士前期課程の修了要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能な資格は次のとおりである。

名 称	種別 所管	資格取得・ 受験資格 の別	卒業要件 との関わり	追加科目 履修の必要
中学校教諭専修免許状 (保健体育)	国家資格 文部科学省	資格取得	なし	なし
高等学校教諭専修免許状 (保健体育)	国家資格 文部科学省	資格取得	なし	なし
養護教諭専修免許状	国家資格 文部科学省	資格取得	なし	なし

※上記の免許状は、届出時においては教職課程認定申請中であり、変更が生じる場合がある。

１１．入学者選抜の概要

本学体育学研究科では、「身体に纏わる科学と文化の総合大学」を目指すという観点から、体育スポーツの広範な分野に貢献できる様々な人材を育成し輩出することを目的の１つとしている。したがって、大学等において教育研究を担う大学教員や研究者、体育スポーツの現場で活躍できる高度職業人、高度な競技者経験を有した指導者、体育スポーツの高度な学識を有し体育スポーツ分野以外の分野で活躍できる人材となるという意欲のある多様な学生を選抜できるような仕組みを構築している。

まず博士前期課程及び後期課程の各学位プログラムのアドミッション・ポリシーを以下に示す。

（１） 博士前期課程アドミッション・ポリシー

体育科学学位プログラム

体育スポーツ科学に関する基礎的知識があり、体育スポーツ分野の指導者・研究者、啓発者等を目指す者で、将来国内外において積極的に体育スポーツに携わるとともに、独創的あるいは卓越した体育スポーツ科学あるいはその指導を実施するという意欲と能力をもつ者。なお、基礎英語力を有していることが望ましい。

体育実践学学位プログラム

体育学に関する基礎的知識があり、体育スポーツ分野の指導者、政策立案者等を目指す者で、将来国内外において積極的に体育スポーツに携わるとともに、独創的で卓越した体育スポーツの指導を実施するという意欲と能力をもつ者。なお、体育スポーツの指導者あるいは政策立案者としての経験を 2 年以上有し、「実践課題学期小論文」作成に対応できる現場を有していることが望ましい。

コーチング科学学位プログラム

体育スポーツ科学に関する基礎的知識があり、体育スポーツ分野の指導者・研究者、啓発者等を目指す者で、将来国内外において積極的に体育スポーツに携わるとともに、独創的なコーチングや卓越したコーチングを実施する scholastic coach として活動していく意欲と能力をもつ者。なお、基礎英語力を有していることが望ましい。

コーチング実践学学位プログラム

体育スポーツ科学に関する基礎的知識があり、体育スポーツ分野の指導者・研究者、啓発者等を目指す者で、将来国内外において積極的に体育スポーツに携わるとともに、独創的なコーチングや卓越したコーチングを実施する scholastic coach として活動していく意欲と能力をもつ者。
専門学位を志望するものは、① 1 年以上の体育スポーツの指導経験があり、② 「実践課題学期小論文」の作成に対応できる指導現場を有する、③ 高度な競技力を有することが望ましい。

（２） 博士後期課程アドミッション・ポリシー

体育科学学位プログラム

体育スポーツ科学の研究と実践を通して、体育スポーツ科学およびその指導

方法等に関する新しい知見を発信する意欲と能力をもつ者で、外国語運用能力を有している者。

コーチング科学学位プログラム

コーチング学の研究と実践を通して、コーチング学研究を推進していく意志と資質（研究能力、企画力など）を持ち、国内外において体育スポーツ指導、コーチング方法等に関する新しい知見を発信する意欲と能力をもつ者で、外国語運用能力を有している者。

（３） 入学定員

入学定員は前期課程 37 名、後期課程 9 名であり、教員 1 名が主研究指導教員として担当できる学生数は、原則として 1 学年で前期課程では 6 名、後期課程では 2 名としている。本研究科では、研究指導教員の資格を有する者を前期課程に 41 名（教授 30 名、准教授 10 名、助教 1 名）、後期課程に 17 名（教授 16 名、准教授 1 名）配置しているので、主研究指導教員数は充足している。しかし、入学者の希望する学位プログラム、コース、主研究指導教員に偏りが生じる可能性がある。その場合（特に担当可能な学生数上限を超えた場合）には、口述試験において確認した第 1 希望及び第 2 希望（出願書類に明記）をもとに、入学前に学生が希望する学位プログラム及びコース主任、希望主指導教員、学生の 3 者で協議して適切な所属を決定する。

博士前期課程

表 3 博士前期課程の入学定員および収容定員

体育学専攻	学位プログラム	入学定員	収容定員
博士前期課程	体育科学学位プログラム	25 名	50 名
	体育実践学学位プログラム		
	コーチング科学学位プログラム	12 名	24 名
	コーチング実践学学位プログラム		
	合計	37 名	74 名

博士後期課程

表 4 博士後期課程の入学定員および収容定員

体育学専攻	学位プログラム	入学定員	収容定員
博士後期課程	体育科学学位プログラム	6 名	18 名
	コーチング科学学位プログラム	3 名	9 名
	合計	9 名	27 名

(4) 出願資格

博士前期課程

以下のア～クのいずれかに該当する者。

- ア. 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者及び見込みの者
- イ. 外国において、学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- ウ. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者。
- エ. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者。
- オ. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者。
- カ. 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）。
- キ. 本学大学院が指定した期日まで大学に 3 年以上在学し、優れた成績で所定の単位を修得したものと、本学大学院が認めた者。
- ク. 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で入学時までに 22 歳に達する者。

博士後期課程

以下のア～ケのいずれかに該当する者。

- ア. 修士の学位を有する者及び授与される見込みの者。
- イ. 専門職学位を有する者及び授与される見込みの者。
- ウ. 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- エ. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- オ. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- カ. 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。
- キ. 外国の学校、上記オ.の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当す

るものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。
 ク．文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）。
 ケ．本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに 24 歳に達する者。

（５） 選抜方法(制度)

１）博士前期課程 体育科学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

アドミッション・ポリシーに則って選抜（表 5）を実施する。修士(体育科学)を取得するに相応しい能力・適性、入学後の学修に対応できる資質等を多面的に判定し、次の方法により入学者の選抜を行う。

表 5 選抜区分

学位プログラム	コース	選抜区分
体育科学 学位プログラム	体育スポーツ文化社会学コース	・ 一般選抜 ・ 社会人選抜 ・ 外国人選抜 ・ スポーツ選抜
	スポーツマネジメントコース	
	トレーニング科学コース	
	健康スポーツ医科学コース	
	身体教育・健康教育コース	・ 一般選抜 ・ 社会人選抜 ・ 外国人選抜

一般選抜

筆記試験(英語、専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

社会人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

外国人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

※口述試験は、日本語で行なう。

スポーツ選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

２）博士前期課程 体育実践学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

アドミッション・ポリシーに則って選抜（表 6）を実施する。修士(体育実践

学)を 取得するに相応しい能力・適性、入学後の学修に対応できる資質等を多面的に判定し、次の方法により入学者の選抜を行う。

表 6 選抜区分

学位プログラム	コース	選抜区分
体育実践学 学位プログラム	スポーツマネジメントコース	・一般選抜 ・社会人選抜 ・外国人選抜 ・スポーツ選抜
	身体教育・健康教育コース	・一般選抜 ・社会人選抜 ・外国人選抜

一般選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

社会人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

外国人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

※口述試験は、日本語で行なう。

スポーツ選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

3) 博士前期課程 コーチング科学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

アドミッション・ポリシーに則って選抜(表7)を実施する。修士(コーチング科学)を取得するに相応しい能力・適性、入学後の学修に対応できる資質等を多面的に判定し、次の方法により入学者の選抜を行う。

表 7 選抜区分

学位プログラム	選抜区分
コーチング科学 学位プログラム	・一般選抜 ・社会人選抜 ・外国人選抜 ・スポーツ選抜

一般選抜

筆記試験(英語、専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

社会人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

外国人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

※口述試験は、日本語で行なう。

スポーツ選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

4) 博士前期課程 コーチング実践学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

アドミッション・ポリシーに則って選抜(表8)を実施する。修士(コーチング実践学)を取得するに相応しい能力・適性、入学後の学修に対応できる資質等を多面的に判定し、次の方法により入学者の選抜を行う。

表8 選抜区分

学位プログラム	選抜区分
コーチング実践学 学位プログラム	・一般選抜 ・社会人選抜 ・外国人選抜 ・スポーツ選抜

一般選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

社会人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

外国人選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

※口述試験は、日本語で行なう。

スポーツ選抜

筆記試験(専門科目)の結果及び口述試験の結果を総合的に判断し判定する。

5) 博士前期課程 正規課程外生(科目等履修生・委託生)の受入れ

本研究科(博士前期課程)では、授業展開(修学)上、支障のない場合に限り、科目等履修生・委託生をいずれも若干名受入れるものとする。

科目等履修生

本研究科が開設する授業科目の履修を希望する者に対して、当該科目の試験等を経て、合格すれば、単位を認定する。

ただし、教育職員免許法による専修免許状の取得希望者は、同法に定められる第1種免許状を保有する者でなければならない。

委託生

教育委員会、学校等の委託により、本研究科の特定の授業科目について履修を希望する者に対してこれを認め、単位の修得を望む場合には、認定することができる。

6) 博士後期課程 体育科学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

一般選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

社会人選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

外国人選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。尚、口述試験は日本語で行なう。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

内部進学選抜(既設の体育科学研究科からの進学)

書類審査の結果に基づき判定する。本学大学院体育科学研究科博士前期課程を修了見込みの者で、以下(表9)に該当する学系から出願する者を対象とする。

表9 対象とする学系及び進学先

博士前期課程	博士後期課程
スポーツ文化・社会科学系	体育スポーツ文化社会学コース
トレーニング科学系	トレーニング科学コース
健康科学・スポーツ医科学系	健康スポーツ医科学コース
スポーツ教育・健康教育学系	身体教育・健康教育コース

内部進学選抜(令和6年度入学試験以降)

書類審査の結果に基づき判定する。本学大学院体育学研究科体育学専攻博士前期課程を修了見込みの者で、同一コースに出願する者を対象とする(表10)。

表10 対象とする学位プログラムコースおよび進学先

博士前期課程	博士後期課程
体育スポーツ文化社会学コース	体育スポーツ文化社会学コース
トレーニング科学コース	トレーニング科学コース
健康スポーツ医科学コース	健康スポーツ医科学コース
身体教育・健康教育コース	身体教育・健康教育コース

7) 博士後期課程 コーチング科学学位プログラムの選抜区分及び試験内容

一般選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

社会人選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

外国人選抜

書類審査及び口述試験の結果に基づき判定する。尚、口述試験は日本語で行なう。

※口述試験では、研究課題やこれまでの研究業績、研究経過を基に総合的に判定する。

内部進学選抜(既設の体育科学研究科からの進学)

書類審査の結果に基づき判定する。本学大学院体育学研究科博士前期課程コーチング学専攻を修了見込みの者(表11)。

表11 対象とする学位プログラムコースおよび進学先

博士前期課程	博士後期課程
コーチング学専攻	コーチング科学 学位プログラム

内部進学選抜(令和6年度入学試験以降)

書類審査の結果に基づき判定する。本学大学院博士前期課程体育学研究科コーチング科学学位プログラム、あるいはコーチング実践学学位プログラムを修了見込みの者(表12)。

表12 対象とする学位プログラムおよび進学先

博士前期課程	博士後期課程
コーチング科学学位プログラム	コーチング科学 学位プログラム
コーチング実践学学位プログラム	

8) 博士後期課程 正規課程外生(研究生・委託生)の受入れ

博士後期課程では、教育上、支障のない場合に限り、研究生・委託生をいずれも若干名受入れるものとする。

(6) 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り編成する。

入試制度の企画・立案

学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

入学試験の実施

本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

合否判定

入学試験の結果に基づき、当該研究科委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

出願資格

出願に際し、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

12. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 博士前期課程

1) 教員配置

博士前期課程の専任教員は、体育学研究科に置く学位プログラムの教育上の必要に応じて、体育学部、児童スポーツ教育学部、スポーツ文化学部（2017 年度開設）、スポーツマネジメント学部（2018 年度開設）の専任教員をはじめとして、高度の専門性を有する教員（教授 35 名、准教授 15 名、助教 1 名）から構成され、博士後期課程を担当する教員が博士前期課程も担当する。

なお、専任教員のうち、研究指導教員の資格を有する者は 41 名（教授 30 名、准教授 10 名、助教 1 名）であり、そのうち博士の学位を有する者は 34 名（教授 23 名、准教授 10 名、助教 1 名）おり、適切な教員数及び指導体制を整えている。

2) 教育課程における中核的な科目、必須の理論科目等への適切な教員配置

体育学研究科の共通科目（必修）では、オムニバス形式で体育学を学修するうえで必要な知識（科学論、研究法、研究報告・発表の方法を学ぶことになるが、修士論文作成のための研究指導は、博士前期課程を担当する研究指導教員 41 名が担当する（教授 30 名、准教授 10 名、助教 1 名）。

また、各学位プログラムおよびコースの中核的な科目（基礎科目）となるのは、体育スポーツ文化社会学（特論、研究法、演習）、スポーツマネジメント（特論、研究法、演習）、トレーニング科学（特論 A・B、研究法）、健康スポーツ医科学（特論 A・B、研究法）、身体教育・健康教育学（特論 A・B、研究法）、コーチング学（特論、研究法、演習 I）、コーチ育成論 I である。これらの担当者を以下の表に示す。

	授業科目の名称	担当教員数			
		教授	准教授	助教	非常勤講師
基礎科目	体育スポーツ文化・社会科学特論	4			
	体育スポーツ文化・社会科学研究法	4			
	体育スポーツ文化・社会科学演習	4			
	スポーツマネジメント特論	2	2		1
	スポーツマネジメント研究法		2		
	スポーツマネジメント演習		2		
	トレーニング科学特論 A	1	2		
	トレーニング科学特論 B	3	2		
	トレーニング社会科学研究法	4	3		
	健康スポーツ医科学特論 A	3	2		

健康スポーツ医科学特論 B	2	1		
健康スポーツ医科学研究法	1			
身体教育・健康教育学 A	3			
身体教育・健康教育学 B	3	1		
身体教育・健康教育学研究法	5	1		
コーチング学特論	3	2		
コーチング学研究法	3	2		
コーチング学演習 I	2	2		
コーチ育成論 I	1	2		

3) 本研究科の教員組織における中心となる研究分野

博士前期課程では、日本体育・健康・スポーツ学会を構成する専門領域で教育研究に従事する専任教員だけでなく、広範な守備範囲を有する体育スポーツ学に関わる領域（スポーツマネジメント、スポーツ政策など）を専門とする教員も同様に配置する。すなわち、研究分野としては、スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツ史・人類学、スポーツ社会学、バイオメカニクス、スポーツ生理学、スポーツ医学、栄養学、スポーツマネジメント、スポーツ政策論、トレーニング科学、体育教育学、健康教育学、体育方法・コーチング学などである。

4) 教員組織の年齢構成

博士前期課程の専任教員は 30～39 歳 2 名、40～49 歳 10 名、50～59 歳 26 名、60～64 歳 9 名、65～69 歳 3 名、70 歳以上 1 名の教授、准教授、助教の計 51 名で構成している。年齢構成は適正であり、本研究科の目的を達成するためにふさわしい教員を配置している。また、本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」（資料 1 6）より 65 歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」（資料 1 7）及び「日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」（資料 1 8）を適用し対応する。

5) 定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎える教員は、3 名である。この教員に対しては、「日本体育大学招聘教員規程」（資料 1 7）及び「日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」（資料 1 8）で対応する。また、本専攻の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画により、十分な教育研究体制を常時維持できるように努める。

①既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。

②既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

（２）博士後期課程

１）教員配置

本専攻の博士後期課程を担当する専任教員は、教授 20 名、准教授 5 名の教員で構成される。そのうち、博士の学位を有し、前期課程の教育経験があり、体育スポーツ学の分野で活躍し、研究指導教員の資格を有する者を 17 名（教授 16 名、准教授 1 名）配置しており、適切な教員数と研究指導体制を整えている。

２）教育課程における中核的な科目、必須の理論科目等への適切な教員配置

博士後期課程においては、体育学研究科共通科目、研究指導科目（「特別研究指導Ⅰ」、「特別研究指導Ⅱ」、「特別研究指導Ⅲ」）を置き、特別研究指導Ⅰ～Ⅲについては、各研究領域で専門的に研究を実施している 17 名の研究指導教員（教授 16 名、准教授 1 名）がこれにあたる。

３）本専攻の教員組織における中心となる研究分野

博士後期課程では、日本体育・健康・スポーツ学会を構成する専門領域で教育研究に従事する専任教員を配置する。すなわち、研究分野としては、スポーツ哲学、スポーツ心理学、スポーツ史・人類学、スポーツ社会学、バイオメカニクス、スポーツ生理学、スポーツ医学、栄養学、スポーツマネジメント、スポーツ政策論、トレーニング科学、体育教育学、健康教育学、体育方法・コーチング学などである。

４）教員組織の年齢構成

博士後期課程の専任教員は 30～39 歳 1 名、40～49 歳 5 名、50～59 歳 12 名、60 歳～64 歳 5 名、65～69 歳 1 名、70 歳以上 1 名の教授、准教授、計 25 名で構成している。年齢構成は適正であり、本研究科の目的を達成するためにふさわしい教員を配置している。また、本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」（資料 1 6）より 65 歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」（資料 1 7）及び「日本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」（資料 1 8）を適用し対応する。

５）定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎える教員は、2 名である。この教員に対しては、「日本体育大学招聘教員規程」（資料 1 7）及び「日

本体育大学における学部・学科及び日本体育大学大学院における研究科・専攻の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」(資料18)で対応する。また、本専攻の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画により、十分な教育研究体制を常時維持できるように努める。

①既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。

②既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

13. 施設・設備等の整備計画

本研究科は、日本体育大学の東京・世田谷キャンパスの校地・運動場・校舎等を用いて教育することから、図書館・教室・ゼミ室・学生の休憩する場所等も整備されている。また、図書館は平日(22時まで)、土日(土曜:19時まで、日曜:18時まで)と開館しており、「大学院設置基準」第14条の教育方法の特例を用いて展開しても学生にふさわしい環境となっている。

(1) 実験室及び研究機器の整備

多種多様な実験を可能にするため以下の実験室等を整備している。

中央測定室	約400平米の広さで、中央にはタータン、周囲にはキャットウォークが配置され、様々なバイオメカニクスの測定が可能である。また、筋力測定室なども配置されており、多用途利用が可能な測定室になっている。
人工気候室	温度、湿度を任意に変化させることができる。室内に埋め込み型のトレッドミルが設置されていて運動が可能な部屋と、安静時の測定が可能な部屋がある。
生化学実験室	血液および組織の生化学的検査、病理学的検査、遺伝子検査などを行う部屋である。
動物飼育実験室	実験用小動物(マウス・ラット)が飼育可能である。
MR I 室	筋肉の形状あるいは体組成などを非侵襲的に測定し、研究するために使用される。
スポーツカウンセリングルーム	選手のカウンセリングを行うための部屋に加え、脳波計等の機器や外部からの電磁波の侵入や防音に優れたシールドルームを所有し、スポーツ心理学系の研究ができる設備を整備している。

(2) 自習室の整備

大学院生の学習環境の充実に資するため、次のとおり東京・世田谷キャンパスの教育・研究棟に自習室を整備し、本研究科の収容定員数以上の座席数を用意す

る。

室名	面積	収容人数
1B05	16.43 m ²	5
2B10	52.94 m ²	22
2B02	48.99 m ²	16
2B03	48.99 m ²	18
2B04	33.85 m ²	15
2308	55.23 m ²	19
2309	51.97 m ²	21

(3) 図書館の整備

1) 図書館の蔵書数・座席数

図書館は、東京・世田谷キャンパス教育研究棟 2 階(441.93 m² 175 座席)・3 階(530.09 m² 220 座席)が完備されており、地下の自動化書庫を含めて書架収容力は約 46 万冊となっている。

大学全体で和書約 39 万冊(東京・世田谷キャンパス本館約 28 万冊、横浜・健志台キャンパス分館約 10 万冊、横浜・健志台キャンパス保健医療学部図書館約 1 万冊)、洋書約 13 万冊の 52 万冊を有している。

開館時間については、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館しており、体育学研究科を大学院設置基準第 14 条の特例を実施して授業を展開している時間帯においては、図書館は司書を配置して開館中であり、自習や図書館内外の資料請求等に対応している。

また、EPUB リフロー版電子書籍を導入し、紙媒体資料の PDF 等への媒体変換とメール送信のサービスとあわせて、プリントディスプレイのある学生への対応を行っている。

2) デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

図書館内に学生開放 PC が 61 台設置されており、予習復習の情報収集に活用されている。近年特にデジタルデータベース、電子ジャーナル等の利用も多く積極的に整備している。

図書館のデジタルデータベースについては、医中誌 Web、メディカルオンライン、ジャパンナレッジ、Science Direct、Wiley Online Library、MEDLINE Complete、SPORTDiscus with Full Text、Health Source など 14 種に加えて、朝日新聞聞蔵Ⅱビジュアル、読売ヨミダス歴史館、毎日新聞毎索パックの新聞 Web 版を整備している。

電子ジャーナルについては、上記データベースによるものに加えて、American Journal of Education、Adult Education Quarterly など国内外 130 種以上を整備している。

検索については、タイトルからの検索を可能にする電子ジャーナルリストに加えて、複数データベースの同時検索を可能にする統合検索機能を導入して利便

性の向上に努めている。

体育学研究科が設置された場合でも対応可能な状況であり、今後も更にデジタルデータベース等の整備を行い教育目的の達成に努める。

14. 管理運営

運営体制としては、研究指導教員をもって構成される研究科委員会を置き、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、学籍異動、その他学生の教育研究に関わる事項について、学長が決定を行うにあたり、予め審議し意見を述べるものとする。または、学長が意見を求める事項について審議し、意見をのべるものとする。なお、開催頻度については、原則毎月開催し、管理運営を行うこととする。

また、研究科委員会の下部組織として博士委員会や常設委員会(研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、大学院学術奨励賞選考委員会、奨学金及び奨学生に関する選考委員会)を置き、管理体制を有効に機能させる。

なお、上記にあげた研究科委員会委員会等の管理運営や大学院の授業に関すること、院生の教育・研究支援等を教職協働で行なう組織として、大学院教学センター置く。

15. 自己点検・評価

本学では、平成5(1993)年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改革改善に取り組んできた。

(1) 実施体制

1) 自己点検・評価協議会及び自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価の取組みは、平成5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置して、日本体育大学の現状と課題について分析することから始まった。

その後、教育・研究水準の維持・向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために平成6(1994)年7月に「学校法人日本体育会自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価協議会」及び「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価委員会」(資料19)を設置し、自己点検・評価を平成8(1996)年、平成10(1998)年、平成15(2003)年、平成20(2008)年、平成26(2014)年、平成27年(2015年)に実施した。その内容については『自己点検・評価報告書』としてまとめ、公開している。

「自己点検・評価等協議会」は学校法人日本体育大学に設置され、日本体育大学及び日本体育大学大学院の自己点検・評価に関する基本方針、実施時期及び実施基準などの基本的事項について審議決定するため、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び大学事務局長、その他理事長・学長が推薦する者で構成されている。

また、平成25(2013)年12月には「学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程」の改正を行い、自己点検・評価に関する複数の活動セクションを、「自己点検・評価等協議会」「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」に統合し、効率化と合理化を図った。

そして、令和2年(2020年)7月には、教育研究活動等における方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質を適切な水準に保つことを保証するにあたり、自律性が重

んじられる自己点検・評価活動を基盤として、然るべき内部質保証のための組織を整備し、その責任体制等を確立した上で、内部質保証を実効的に推進するため、日本体育大学内部質保証推進規程を定め、内部質保証推進委員会を設置した（資料20）。

2) 調査・データの収集と分析を行う体制

大学機関別認証評価に係る所定のエビデンスデータ類については、事務局の各担当所掌部署にて最新の情報を更新している。

これらの最新情報は、全学組織で共有され、これらの年度推移や現況の分析に基づき、自己点検・評価を行っている。

本学の現状を把握するための情報に関しては、事務局の事務分掌の規定に応じて調査・収集・分析が実施されており、例えば、入学者に関することについてはアドミッションセンター（大学院は大学院教学センター）が、学生の学習や修学支援等に関しては学生支援センター学習支援部門（大学院は大学院教学センター）が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生支援センター生活支援部門が、就職を含む進路に関しては学生支援センターキャリア支援部門が、教員の業務等に関しては庶務課が業務を担当しており、それぞれの業務に関わる情報やデータを集約している。

さらに、平成30（2018）年4月より、インスティテューショナル・リサーチアンドエフェクティブネス室（以下「IRE室」という。）を設置し、それらの情報やデータを統一的に集約し、総合的に事務局で共有されるほか、「自己点検・評価等委員会」の資料として整理されている。IRE室を設置したことにより、自己点検・評価及び認証評価に関する事項や、内部質保証に関する事項、学内外における高等教育に関わる各種の情報に関する事項等の調査、データ収集と分析の体制を充実させた。

（2）実施方法

大学及び大学院の教育・研究活動等固有の事項については、学長が中心となって「自己点検・評価等委員会」が対処しており、具体的な自己点検・評価は、各学部（大学院研究科含む）、附置機関等を通じて、大学事務局が行い、教育企画センター及び、IRE室がとりまとめており、直近では、平成27年5月1日の状況を点検し評価を行ったほか、公益財団法人日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審した。

各部署においては、関係するデータ収集・整理を行い、改善・向上方策を通常業務に反映させるほか、大学改革構想に係る所掌の取組状況や各年度事業計画等の実績や進捗状況に基づいた次年度の事業計画等の立案に取入れ、それらの事業報告をまとめる中で自己点検評価の機能を併行している。

また、教学事項に関しては、特に、教育企画センターが中心となって、授業改善に資する活動の一つとして、前学期及び後学期全ての授業で、学生による授業評価アンケートを行っている。アンケート結果については、各学期の履修授業の各成績が確定した直後に、それぞれの授業担当教員及びそれぞれの授業履修者に還元している。

授業担当教員は、各学期の学生の受講反応を詳細に確認でき、次学期の授業展開に改善を加えるために有効に活用しているほか、履修者は自身の履修した授業に関し、他の履修者の回答結果を閲覧し、自身の履修行動を省みる機会となっている。

財務事項に関しては、決算後の5月に実施する会計監査にとどまらず、会計年度進行中の11月及び3月に期中監査を行い、その透明性と会計基準や予算制度などに関するコンプライアンスを担保している。

（3）評価項目

「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」は「自己点検・評価等協議会」の下、基本方針に則り、教育及び研究等の活動について自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法等の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たっている。自己点検・評価等協議会が定める自己点検・評価の基準は以下の通りである。

①基準1 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

②基準2 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 教育課程及び教授方法
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5. キャリアガイダンス
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7. 学生サービス
- 2-8. 教員の配置・職能開発等
- 2-9. 教育環境の整備

③基準3 経営・管理と財務

- 3-1. 経営の規律と誠実性
- 3-2. 理事会の機能
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス
- 3-5. 業務執行体制の機能性
- 3-6. 財務基盤と収支
- 3-7. 会計

④基準4 自己点検・評価

- 4-1. 自己点検・評価の適切性
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性
- 4-3. 自己点検・評価の有効性

⑤その他の基準

A. 国際的な競技力向上への貢献

- 1. 国際化を推進すべく、諸外国との学術・スポーツ交流協定の締結
- 2. 体育・スポーツの指導者養成及び国際競技大会等への選手・指導者の派遣
- 3. 競技力向上と重点強化種目及び重点強化選手への支援及び強化策策定

B. 健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築

- 1. 両キャンパス周辺地域住民を巻き込んだ健康維持・増進プログラムの推進
- 2. 老若男女が積極的に取り組むことのできるスポーツプログラムの構築

（４）結果の公表

「自己点検・評価等委員会」による自己点検及び評価の結果については、「日本体育大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」として刊行（平成5(1993)年度版、平成7(1995)年度版、平成9(1997)年度版、平成14(2002)年度版、平成18(2006)年度版、平成19(2007)年度版、平成20(2008)年度版）し、学内外に公表している。また「自己点

検・評価報告書」を平成 27 年 3 月に作成し、ホームページで、学内外に公表している。自己点検・評価報告書のほか、認証評価機関による認証評価を受ける際に提出した所定の報告書等についても、本学ホームページに掲載して内外に公表している。

（５）結果の活用

自己点検・評価は、大学の教育研究活動と管理運営についての現状説明、点検・評価、問題点の整理と改善に向けた課題の分析がなされており、大学運営の改善に積極的に生かされている。これまでの自己点検・評価又は大学機関別認証評価等を経て改善・向上の方策として認識された事項については、然るべき検討・構想案件として認識されている。自己点検・評価の結果は、特に教育課程関係については、体育学部の 2005 カリキュラム、2009 カリキュラム、2013 カリキュラム改訂それぞれに活かされたほか、平成 25(2013)年の児童スポーツ教育学部設置、平成 26(2014)年の保健医療学部設置、平成 29(2017)年のスポーツ文化学部設置、平成 30(2018)年のスポーツマネジメント学部設置を検討する際活用された。

このように、情報の共有化が本学構成員の間で図られていくこととなり、新たな学部や附置機関、併設機構の設置、人事制度の改革に至るまで、大学改革に資する様々な取組みに生かされている。さらに、然るべき意思決定の場面に関して、その計画立案、運営改善を導く先進的な研究と分析を行うことは、今日の大学運営には必須であり、外部環境への対応と拡張過程の整理、高等教育機能の追加的増加、点検及び評価から導いた課題は大学の経営問題として扱い、その対応や処理を行うことは、組織マネジメントや成果測定基準を導くこと、すなわち、各種情報の可視化を通じた共通理解及び多角的分析に基づく「運営戦略・経営戦略」を構築することであるとの考えから、IRE 室を設置した。IR 活動を恒常化することは、将来構想を確実に実現していくに当たって必須であり、情報の収集や分析にのみ傾倒し、数値的変化や経年推移を確認するだけにとどめず、本学の実態を視覚化して共有することにより、未来の日体大を予測する実質的な手段や仕組みを速やかに構築して、意思決定に資する取組みを推進することとした。

16. 情報の公表

本学は、平成 22(2010)年 6 月 16 日付け文部科学省通達「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」を踏まえ、ホームページに情報公開コンテンツを設け、情報を公表している。また、「大学案内(NITTAIDAI)」や「大学広報誌(学報 NITTAIDAI)」を継続的に刊行し、学生、教職員のみならず、保護者や卒業生、本学への進学を希望・検討している高校生等に対して積極的に情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開

（１）大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/mission.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 建学の精神 ミッション ビジョン

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表

（２）教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成については、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。事務組織については、ホームページ、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し学内の周知を図るだけでなく、学外にも公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/organization.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 組織図

（３）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することはホームページに掲載し、年度の始まり等に合わせた定期的な更新だけでなく、必要に応じた情報の更新を適宜行っている。教員の数については、ホームページと合わせて、「大学案内(NITTAIDAI)」にも掲載している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/shokuin.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教員に関すること > 教職員データ

例：http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin_list/index.html

ホーム > 学部・大学院 > 教員一覧 > 専任教員

（４）入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針及び入学者の数については、ホームページ、入試案内に掲載して広く情報を公表している。また、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、ホームページに情報を掲載し、年度の始まり等に合わせて定期的に更新している。また、進学及び就職等の状況については、本学への進学を希望・検討している方々へ情報を開示するため、「大学案内(NITTAIDAI)」に掲載し、情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/exam/index.html>

ホーム > 入試情報

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-4>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学生数、進路に関すること

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/number_g.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、

学生数、進路に関すること > 卒業者数、進学者数、就職者数

例：<https://www.nittai.ac.jp/career/support/employment.html>

ホーム > 就職・キャリア支援 > 主な就職先一覧

（５）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

授業科目については、学則に明記しホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」にて周知を図るとともに、学外に対しても情報を公表している。授業の方法及び内容並びに年間の授業に関することについては、ホームページにポータルシステム「NSSU Passport」をリンクさせシラバスを掲載しており、学生・教職員のみならず学外者もゲストユーザーとして閲覧ができる。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/rule.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > シラバス

（６）学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価については、「大学機関別認証評価報告書(平成27(2015)年度)の自己評価報告書」をホームページに掲載し、基準項目2-6で公表している。卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、ホームページにて公表している。

例

:

https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihe.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 評価、財務、経営、新設学部等設置に関する情報 > 評価報告 > 大学

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-6>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 学修成果の評価及び学位認定の基準に関すること

（７）校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」にて公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > キャンパス案内

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > 施設案内

（９）授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」並びに入試案内にて情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > 学費

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の本学における学習や生活、さらにはキャリアに関する支援を行っていくため、平成24(2012)年4月1日に学生支援センターを設置した。また、学生生活の中で出会うさまざまな事柄、クラブ・サークル、学業、人間関係、進路などについて気軽に相談することができるよう学生相談室を設けており、これらがより機能的に対応できるよう、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて学生・教職員へ周知を図っている。

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/counseling/index.html>

ホーム > 学生生活 > 相談室・カウンセリング

(10) その他

1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学部・学科の教育理念、教育目標については、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて情報を公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-1>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教育研究上の目的に関すること

2) 学則等各種規程

学則については、ホームページに掲載している。また、学生に関連する各種規程等を学生便覧「ライフガイダンスマップ」に掲載して公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/rule/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

3) 設置届出書、設置計画履行状況等報告書

申請及び届出に関連するものについては、ホームページにて情報を公開する。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/installation.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 新設学部等設置に関する情報

4) 自己点検・評価報告書、認証評価の結果

自己点検・評価報告書、認証評価の結果については、ホームページにて公表している。

例：

https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihee.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 評価報告 > 大学

17. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教員の資質の維持向上の方策（FD）について

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、内部質保証推進委員会（資料20）を設置しており、教育・研究活動、教授方法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図るため、大学院全体で組織的に取り組み、また、個々の教員の教育・研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図ることとしており、教育企画センターが中心となってFD推進の業務を司り、教員の資質の維持向上に努めている。

具体的には以下の通りである。

- ①教育課程及び授業科目に関する研究会の開催
- ②シラバスの作成方法に関する研究会の開催
- ③教員相互による授業内容の調整を行なう会合の実施
- ④積極的な国内外の学会参加や学会誌への論文投稿
- ⑤共同研究体制を組織化し、研究書の出版など研究成果の公開
- ⑥学部生や院生を含めたワークショップ企画等、学部教育との連携

（2）職員の資質の維持向上の方策（SD）について

本学では、大学の発展、有為な学生の育成支援、地域社会の活性化に寄与し続ける大学職員を目指すため、次の通り研修を実施している。さらに、法人事務局総務部並びに大学事務局管理部及び IRE 室が SD 推進の業務を司り、職員の資質の維持向上に努めている。

具体的には以下の通りである。

1) 入職後の研修

事務職員としての心構え、大学の沿革や定員などの基本情報を学ぶ研修会を実施、事務職員としての基礎能力の形成を行っている。

2) 主任者研修

昇任・昇格候補者を対象に、前年度中に小論文・面接を実施し、主任としての資質向上を図っている。

3) 課長補佐及び事務長補佐ならびに課長及び事務長研修

新たに当該役職となった職員に対し、その役割・業務について研修するとともに、人事評価の知識を得ることを目的としている。

4) 業務別研修

学生支援センターにおいては 3 部門の相互の業務内容を把握することを目的とし、また、各部門の職員が講師となることにより、職員の意識向上を図っている。

5) その他の研修

目的別研修

学内において「クレーム対応」「特別支援教育の実際について」「手話研修会」「ピアサポーター研修会」などの研修会を全職員対象に行い、実務において即時

に役立つ知識を習得させている。

進路ガイダンス事前研修

学外で開催される高等学校などの進路ガイダンスに全職員が担当としてあたることとし、その事前研修も職員としての知識の習得の場と位置づけている。

FD 講演会シンポジウムの参加

教員能力開発を目的として実施している FD の一環として開催している講演会、シンポジウムなどへも職員を積極的に参加させている。

6) 教職員執行部の新たな SD 研修

早朝の勉強会

大学執行部の教職員の勉強会として本学法人が主催する「獅子の会」の早朝の勉強会に参加している。この「獅子の会」の勉強会は、各種分野に視点を広げ、旬のテーマで講師を招き、経営上や管理上の共通の認識を持って運営に当たれるように企画されている。勉強会は、平成 26 年度より継続して実施している。

視察研修

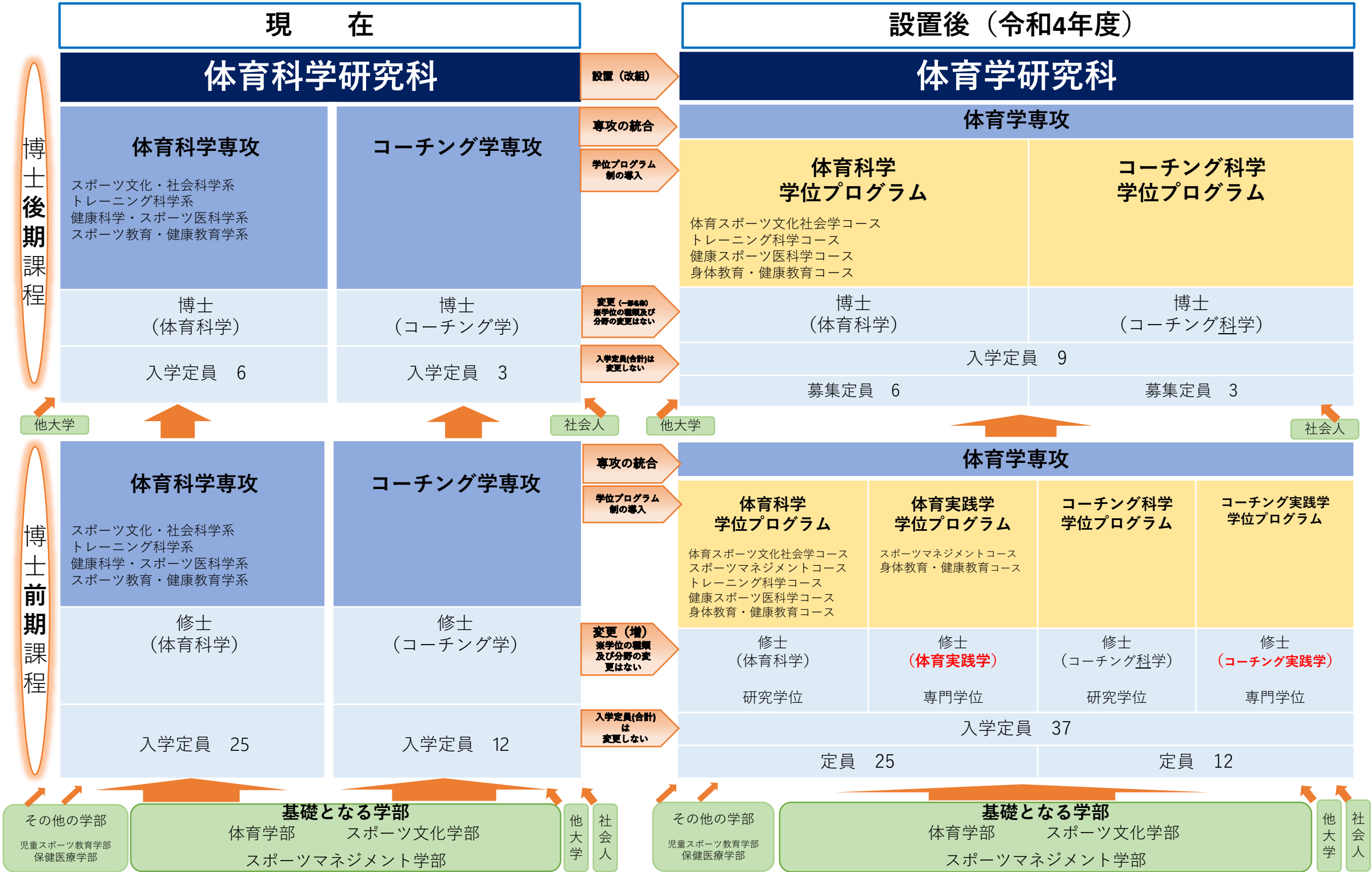
大学執行部、管理職及び若手職員などの SD 研修として、平成 28(2016)年度より継続して、本学の多数の学生が派遣されている青年海外協力隊派遣前訓練修了式(駒ヶ根青年海外協力隊訓練所及び二本松青年海外協力隊訓練所)の視察研修を実施している。

修了式に参列するとともに関係者と情報交換を行い、これらの研修などで得た知識の伝達講習を行うことにより、職員間による知識・情報の共有を図り、大学の教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を可能とする人材を育成している。

資料目次

- 【資料1】 体育学研究科体育学専攻の概要図（体育科学研究科の改組）
- 【資料2】 アンケート集計結果（体育学専攻博士前期課程スポーツマネジメントコースへの進学意思等）
- 【資料3】 入学定員、収容定員
- 【資料4】 体育学研究科 体育学専攻 博士前期課程 開設科目一覧
- 【資料5】 体育学研究科 体育学専攻 博士後期課程 開設科目一覧
- 【資料6】 博士前期課程 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
- 【資料7】 博士後期課程 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
- 【資料8】 履修モデル（博士前期課程）
- 【資料9】 博士前期課程（修士課程）研究指導体制の年次計画
- 【資料10】 日本体育大学学位規程（改正案）
- 【資料11】 履修モデル（博士後期課程）
- 【資料12】 博士後期課程（博士課程）研究指導体制の年次計画
- 【資料13】 倫理審査委員会規程
- 【資料14】 日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程
- 【資料15】 令和4年度 体育学研究科 体育学専攻 時間割
- 【資料16】 学校法人日本体育大学教職員定年規程
- 【資料17】 日本体育大学招聘教員規程
- 【資料18】 日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則
- 【資料19】 日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程
- 【資料20】 日本体育大学内部質保証推進規程

博士後期課程
設置の趣旨等(資料)-2



アンケート集計結果（体育学専攻博士前期課程スポーツマネジメントコースへの進学意思等）

No.	質問	回答	4年生 (回答時3年生)		3年生 (回答時2年生)		2年生 (回答時1年生)	
1	大学院スポーツマネジメントコースに興味を持ちましたか	はい	38		42		41	
		いいえ	33		22		20	
		回答者数合計	71		64		61	
2	質問1で①「はい」と回答した人にお聞きします。大学院スポーツマネジメントコースで学んでみたいと思いますか。	学んでみたいと思う	8	37	3	39	4	38
		条件が整えば学んでみたいと思う	29		36		34	
		どちらかと言えば思わない	1		1		2	
		思わない	0		2		1	
		回答者数合計	38		42		41	
		3	質問2で①②と回答した人にお聞きします。あなたが上記の大学院スポーツマネジメントコースで学ぶとすれば、その目的は何ですか？（複数選択可）	修士学位の取得のため	12		14	
研究能力や知識の獲得・向上のため	23			24		21		
ビジネスの実践的なスキルの獲得・向上のため	24			23		21		
キャリアの選択肢を広げるため	22			29		27		
大学教員や他の院生とのネットワークづくりのため	6			7		3		
その他（具体的に教えてください※以下に記入）	・健康経営について研究したため ・コロナで就活がうまく進むか怪しいから。							
4	質問2で②と回答した人にお聞きします。どのような条件が整えば学びたいですか？（複数選択可）	入学金や授業料を工面でできれば	29		31		27	
		保護者の理解が得られれば	13		22		17	
		授業の内容が魅力的であれば	18		29		19	
		終了後のキャリアが明確なら	21		22		22	
		その他（具体的に教えてください※以下に記入）	0		2		0	
5	あなたが大学院スポーツマネジメントコースに通う場合、どのような時間帯を希望しますか。	平日昼間	30		33		29	
		平日夜間	3		3		7	
		週末昼間	3		3		3	
		週末夜間	2		3		0	
6	質問5の回答の理由を教えてください	平日昼間	夜間アルバイトのため：5 生活リズムの維持：14 回答無し：11		夜間アルバイトのため：2 生活リズムの維持：23 回答無し：8		夜間アルバイトのため：2 生活リズムの維持：17 回答無し：10	
		平日夜間	回答無し：3		仕事と両立：3		仕事と両立：3 仕事以外の活動との両立：2 回答無し：2	
		週末昼間	平日に仕事をするため：3		仕事と両立：3		回答無し：3	
		週末夜間	仕事と両立：2		仕事と両立：3			

入学定員、収容定員

研究科	専 攻	入 学 定 員		収 容 定 員	
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
体育学	体育学	37	9	74	27

※開講年：令和 4(2022)年 4 月

体育学研究科 体育学専攻 博士前期課程 開設科目一覧

※（数字）内は単位数

学位 プログラム	体育科学	体育科学 体育実践学	体育科学	体育科学	体育科学 体育実践学	コーチング科学 コーチング実践学	必修 選択別
コース	体育スポーツ文化社会学コース	スポーツマネジメントコース	トレーニング科学コース	健康スポーツ医科学コース	身体教育・健康教育コース		
科 共 目 通	体育スポーツ科学論A (2) 体育スポーツ科学論B (2) 体育スポーツ科学論C (2) 体育スポーツ科学研究法 (2) 研究報告演習 (2)						必修
基 礎 科 目	体育スポーツ文化・社会科学特論 (2) 体育スポーツ文化・社会科学研究法 (2) 体育スポーツ文化・社会科学演習 (2)	スポーツマネジメント特論 (2) スポーツマネジメント研究法 (2) スポーツマネジメント演習 (2)	トレーニング科学特論A (2) トレーニング科学特論B (2) トレーニング科学研究法 (2)	健康スポーツ医科学特論A (2) 健康スポーツ医科学特論B (2) 健康スポーツ医科学研究法 (2)	身体教育・健康教育学A (2) 身体教育・健康教育学B (2) 身体教育・健康教育学研究法 (2)	コーチング学特論 (2) コーチング学研究法 (2) コーチング学演習 I (2) コーチ育成論 I (2)	選択 (学Pコース 必修)
展 開 科 目	スポーツ史特論 (2) スポーツ人類学特論 (2) スポーツ哲学特論 (2) スポーツ社会学特論 (2) スポーツ史特論演習 (2) スポーツ人類学特論演習 (2) スポーツ哲学特論演習 (2) スポーツ社会学特論演習 (2) 武道学特論 (2)	トップスポーツマネジメント特論 (2) スポーツクラブマネジメント特論 (2) 健康スポーツマネジメント特論 (2) トップスポーツマネジメント特論演習 (2) スポーツクラブマネジメント特論演習 (2) 健康スポーツマネジメント特論演習 (2) スポーツ政策学特論 (2) スポーツマーケティング特論 (2) 経営戦略特論 (2)	トレーニング学特論 (2) スポーツ生理学特論 (2) アスレティックトレーニング学特論 (2) スポーツ栄養学特論 (2) スポーツバイオメカニクス特論 (2) スポーツ心理学特論 (2) 競技力向上サポート特論 (2)	運動衛生学特論 (2) スポーツ医学特論 (2) 運動生理学特論 (2) 発育発達特論 (2) 機能解剖学特論 (2) 分子運動生理学特論 (2) スポーツ損傷特論 (2)	身体教育学特論 (2) 健康教育学特論 (2) 学校保健学特論 (2) 公衆衛生学特論 (2) 養護教諭特論 (2) 教育心理学特論 (2) 教育制度学特論 (2) 授業づくり特論A (2) 授業づくり特論B (2) 授業づくり特論C (2) 授業づくり特論D (2) ブラクティカム I (1) ブラクティカム I 養護 (1) ブラクティカム II (1) ブラクティカム II 養護 (1) ブラクティカム III (1) ブラクティカム III 養護 (1) ブラクティカム IV (1) ブラクティカム IV 養護 (1)	スポーツの危機管理「アド・ベンチャー」を含む (2) コーチングのエスノグラフィ (2) コーチングのバイオメカニクス (2) スポーツ戦術論 (2) 個人型スポーツコーチング論 (2) 対人型スポーツコーチング論 (2) チーム型スポーツコーチング論 (2) 競技者体力学特論 (2) コーチング学演習 II (2) コーチング実践演習 I ブラクティカム (2) コーチング実践演習 II ブラクティカム (2) コーチのための英語コミュニケーション (2) コーチ育成論 II (2) パフォーマンス分析特論 (2)	選択
科 指 研 目 導 究	研究指導 I (2) 研究指導 II (2)						必修
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法	修了要件) <体育科学学位プログラム、コーチング科学学位プログラム> 2年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。 <体育実践学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム> 2年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文に代わる実践の場における課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。 履修方法) <体育科学学位プログラム、体育実践学学位プログラム> ①体育スポーツ文化社会学コース、スポーツマネジメントコース、トレーニング科学コース、健康スポーツ医科学コースに所属する学生は、共通科目を10単位、所属するコースの基礎科目を6単位、展開科目の中から10単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。 なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択2～5を除く）を履修し、単位を修得することができる。 ②身体教育・健康教育コースに所属する学生は、共通科目を10単位、所属するコースの基礎科目を6単位、展開科目の選択1から6単位以上、選択2から1単位以上、選択3から1単位以上、選択4から1単位以上、選択5から1単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。 なお、展開科目については他の学位プログラム又はコースの展開科目を履修し、単位を修得することができる。 <コーチング科学学位プログラム、コーチング実践学学位プログラム> 共通科目を10単位、所属する学位プログラムの基礎科目を8単位、展開科目の中から8単位以上、研究指導科目を4単位の計30単位以上修得すること。 なお、展開科目については他の学位プログラムのコースの展開科目（身体教育・健康教育コースの選択2～5を除く）を履修することができる。						

体育学研究科 体育学専攻 博士後期課程 開設科目一覧

※（数字）内は単位数

学位 プログラム	体育科学	体育科学	体育科学	体育科学	コーチング科学	必修 選択別
コース	体育スポーツ文化社会学コース	トレーニング科学コース	健康スポーツ医科学コース	身体教育・健康教育コース		
共通 科目	研究報告演習（2） 英語論文ライティング（2）					必修 自由
専修 科目	体育スポーツ文化社会学特論（2） 体育スポーツ文化社会学研究法（2）	トレーニング科学特論（2） トレーニング科学研究法（2）	健康スポーツ医科学特論（2） 健康スポーツ医科学研究法（2）	身体教育・健康教育学特論（2） 身体教育・健康教育学研究法（2）	コーチ育成特論（2） コーチング学研究法特論（2）	選択 （学Pコース 必修）
研究 指導 科目	特別研究指導Ⅰ（2） 特別研究指導Ⅱ（2） 特別研究指導Ⅲ（2）					必修
卒業 要件 及び 履修 方法	（修了要件） 3年以上在学し、各学位プログラムが定める修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。 （履修方法） ＜体育科学学位プログラム＞ 共通科目から必修科目2単位、所属するコースの専修科目を4単位、研究指導科目を6単位修得し、計12単位以上修得すること。 なお、コーチング科学学位プログラム及び他のコースの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。 ＜コーチング科学学位プログラム＞ 共通科目から必修科目2単位、コーチング科学学位プログラムの専修科目を4単位、研究指導科目を6単位修得し、計12単位以上修得すること。 なお、体育科学学位プログラムの専修科目を履修することができるが、修了要件単位数には含まれない。					

博士前期課程 体育科学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。

例

スポーツマネジメントに係わる高度職業人

スポーツ・武道・舞踊に関する高度な能力を有する中学校・高等学校教員

体育スポーツ科学の研究者

中学校・高等学校教員

高度な指導能力を有する指導者

体育・健康・スポーツに関する基礎的知識をもった高度職業人、ジャーナリストなど

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、修士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士(体育科学)の学位を授与する。なお、修士論文の審査基準については別に記載する。

D・P

体育スポーツ科学
に関する
幅広い学識

体育スポーツ科学に
関する
高度な専門的知識

体育スポーツの
指導者としての
基礎的能力

体育スポーツ科学の
発展に寄与する
研究者としての基礎力

国際社会に
貢献する意志と
コミュニケーション力

C・P

①体育学研究科共通科目(必修 10単位)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

②基礎科目(選択必修 6単位)
各コース(体育スポーツ文化社会学、スポーツマネジメント、トレーニング科学、健康スポーツ医科学、身体教育・健康教育)の学識と専門的知識、研究法を学び、基礎的能力を身につける。

③展開科目(選択 10単位以上)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる(横の発展)、あるいは後期課程に進学を希望する場合は専攻コース(学領域)の専門性をより高める(縦の発展)。

④研究指導科目(必修 4単位)
研究テーマに特化した研究法、学会や学術誌への発表方法などを学び、修士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

授業
以外
の
活動

学内
発表会

論文
投稿

計測

勉強会と
セミナー

体育スポーツ指導

TA(ティーチン
グアシスタント)

国内外の
学会発表

調査

実験

データ分析

共同
研究

他大学
連携事業

情報機器の
操作

設置の趣旨等(資料)-7

博士前期課程 体育実践学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

体育スポーツに関する専門知識ならびに体育スポーツ現場への幅広い視野を有し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者・高度職
業人・学術的実践者を養成する。 高度な指導能力を有する中学校・高等学校教諭、養護教諭

例

スポーツマネジメントに係わる高度職業人

体育・健康・スポーツに関する基礎的知識をもった高度職業人、ジャーナリストなど

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学した上で、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、「実践課題学期小論文」の審査に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士(体育実践学)の学位を授与する。

D・P

体育学に関する幅広い学識
と研究基礎力

体育スポーツの指導者あるいはス
ポーツマネジメント実践者としての
高度な専門的知識

体育スポーツの指導者あ
るいはスポーツマネジメント
実践者としての実践力

国際社会に
貢献する意志と
コミュニケーション力

C・P

①体育学研究科共通科目(必修 10単位)

体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

②基礎科目(選択必修 6単位)

スポーツマネジメントコースあるいは身体教育・健康教育学コースの学識と専門的知識、研究法を学び、基礎的能力を身につける

③展開科目(選択 10単位以上)

体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる(横の発展)、あるいはスポーツマネジメント、身体教育・健康教育学に関するより高度な知識や能力を身につける(縦の発展)。

④研究指導科目(必修 4単位)

上述した科目を履修するとともに、修士論文に代えて、指導現場における政策や実践に関する報告等を「実践課題学期小論文」としてまとめて発表し、審査を受けるとともに、学会や学術誌への発表方法などについても学ぶ。なお、「実践課題学期小論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の審査は原則として、Ⅰは1年次後期、Ⅱは2年次前期、Ⅲは2年次後期の学期末に行う。

授業
以外
の
活動

学内
発表会

国内外の
学会発表

実験

調査

計測

データ分析

勉強会と
セミナー

共同研究

体育スポーツ指導

他大学
連携事業

TA(ティーチン
グアシスタント)

情報機器の
操作

博士前期課程 コーチング科学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

国際的な幅広い視野と柔軟な思考を兼備し、科学的根拠に基づいたコーチング学研究を推進するとともに、コーチ育成論を含むコーチング学研究の新たな分野を開拓できる能力を兼ね備えた人材を養成する。

例

高度なコーチング能力やマネジメン能力を有するスポーツ指導者

競技スポーツに関する高度職業人、ジャーナリスト

スポーツ・武道・舞踊に関する高度なコーチング能力を有する教員

コーチ育成者(Coach Developer)

コーチング学の研究者

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、修士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士(コーチング科学)の学位を授与する。なお、修士論文の審査基準については別に記載する。

体育スポーツ科学
に関する
幅広い学識

コーチング学に
関する学識と
専門的知識

コーチおよび
コーチ育成者
としての基礎的能力

体育スポーツ科学の
発展に寄与する研究者
としての基礎力

国際社会に
貢献する意志と
コミュニケーション力

①体育学研究科共通科目(必修 10単位)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

②基礎科目(選択必修 8単位)
コーチングに関する学識と専門的知識、コーチング学の研究法を学び、コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力を身につける。

③展開科目(選択 8単位以上)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる(横の発展)、あるいはコーチング学に関するより高度な知識やコーチ育成に関する能力を身につける(縦の発展)。

④研究指導科目(必修 4単位)
研究テーマに特化した研究法、学会や学術誌への発表法などを学び、修士論文の作成に向けた研究指導を受ける。

学内
発表会

国内外の
学会発表

論文
投稿

実験
調査

計測
データ分析

勉強会と
セミナー

共同研究

体育スポーツ指導

他大学
連携事業

TA(ティーチ
ングアシスタント)

情報機器の
操作

授業
以外
の
活動

博士前期課程 コーチング実践学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

コーチング領域に関する幅広い学識に基づいた研究能力と高度で専門的なコーチング実践力によってスポーツ現場での指導を行える能力とともに、高いコミュニケーション力と交渉力をもち現場の課題解決能力を兼ね備えたコーチやコーチデベロッパーを養成する。

例

コーチ育成者(Coach Developer)

競技スポーツに関する高度職業人、ジャーナリスト

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有するスポーツコーチ・指導者、中学校・高等学校教員

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、実践課題学期小論文(仮称)の審査に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに修士(コーチング実践学)の学位を授与する。

体育スポーツ科学に
関する幅広い学識

コーチング実践関にする
専門的知識と技能

コーチおよびコーチ育成者
としての基礎的能力

国際社会に
貢献する意志と
コミュニケーション力

①体育学研究科共通科目(必修 10単位)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識を身につける。特に体育スポーツ科学研究法では、統計学の基礎、各分野の研究法概論、研究倫理について学ぶ。研究報告演習では、自身の研究内容を他コースの院生にも理解できるように発表する能力、他分野の研究を理解しディスカッションできる能力などを身につける。

②基礎科目(選択必修 8単位)
コーチングに関する学識と専門的知識、コーチング学の研究法を学び、コーチおよびコーチ育成者としての基礎的能力を身につける。

③展開科目(選択 8単位以上)
体育スポーツ科学に関する幅広い学識と専門的知識を広げる(横の発展)、あるいはコーチング学に関するより高度な知識やコーチ育成に関する能力を身につける(縦の発展)。

④研究指導科目(必修 4単位)
上述した科目を履修するとともに、修士論文に代えて、指導現場におけるコーチング実践報告や指導法(コーチング法)試案等を「実践課題学期小論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」にまとめて発表し、審査を受ける。なお、審査は原則として、Ⅰは1年次後期、Ⅱは2年次前期、Ⅲは2年次後期の学期末に行う。

学内
発表会

国内外の
学会発表

実験

調査

計測

データ分析

勉強会と
セミナー

共同研究

体育スポーツ指導

他大学
連携事業

TA(ティーチ
ングアシスタント)

情報機器の
操作

授業
以外
の
活動

設置の趣旨等(資料)-10

博士後期課程 体育科学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

体育スポーツに関する幅広い学識と高度な専門的知識を有し、自立した教育者・研究者として高度の学術研究により国際社会に貢献できる人材を養成する。

例 体育スポーツ科学の研究者、大学教員 体育スポーツ指導者の育成者、大学教員 高度な指導力やマネジメント能力を有する体育スポーツ指導者

D・P

体育スポーツ科学に関する
幅広く、かつ高度な学識

体育スポーツ科学に関する
高度な専門的知識

体育スポーツ科学の研究者と
して自立して活動できる
高度な研究能力

国際社会に貢献する意志と
コミュニケーション力

C・P

①体育学研究科共通科目(必修 2単位、自由2単位)
自己の研究テーマをより集中的に実施し、発展させることを目的とし、より高度な研究報告演習(英語によるものを推奨)を行なう。

②専修科目(選択必修 4単位)
各コースの研究法を学ぶとともに、各コースの高度な専門的知識を身につける。

③研究指導科目(必修 6単位)
研究成果の国内外学術誌への投稿および掲載並びに博士論文の作成に向けた特別研究指導を受ける。

授業
以外
の
活動

学内
発表会

論文
投稿

計測

勉強会と
セミナー

体育スポーツ指導

TA(ティーチン
グアシスタント)

実験

国内外の
学会発表

調査

データ分析

共同
研究

他大学
連携事業

情報機器の
操作

博士後期課程 コーチング科学学位プログラム ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係

養成
する
人材

国際的な幅広い視野、高度な専門的かつ実践的能力および高い倫理観を兼備したコーチあるいはコーチデベロッパーとしての資質を有するとともに、コーチング学の研究者として体育スポーツの発展に貢献できる人材を養成する。

例

コーチング学に関する研究者

競技スポーツに関する研究者

コーチ育成者(Coach Developer)

高度なコーチング能力やマネジメント能力を有する上級コーチ

本学大学院学則に規定する所定の年限以上在学し、本学の教育研究の理念と目的に沿って設定した所定の単位を修得し、博士論文の審査および試験に合格した上で、次の能力を有することが認定されたものに博士(コーチング科学)の学位を授与する。なお、博士論文の審査基準については別に記載。

D・P

体育スポーツ科学に関する幅広く、かつ高度な学識

コーチング学に関する高度な専門的知識

体育スポーツ科学あるいはコーチング学の研究者として自立して活動できる高度な研究能力

コーチ育成者としての高度な能力および研究能力

国際社会に貢献する意志とコミュニケーション力

C・P

①体育学研究科共通科目(必修2単位、自由2単位)
自己の研究テーマをより集中的に実施し、発展させることを目的とし、より高度な研究報告演習(英語によるものを推奨)を行なう。

②専修科目(選択必修4単位)
コーチング学研究法を学ぶとともに、コーチ育成に関する研究の推進およびコーチ育成者としての能力を身につける。

③研究指導科目(必修6単位)
研究成果の国内外学術誌への投稿および掲載並びに博士論文の作成に向けた特別研究指導を受ける。

授業
以外
の
活動

学内
発表会
体育スポーツ指導
調査

論文
投稿

計測
データ分析

勉強会と
セミナー

共同
研究

国内外の
学会発表

他大学
連携事業

TA(ティーチン
グアシスタント)

情報機器の
操作

実験

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（体育スポーツ文化社会学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。							
コースの特徴	スポーツ科学は今も発展し続け、スポーツによって人類の様々な夢を実現できる時代になっています。まさにスポーツは人類の文化遺産という地位を手にしつつあるといえます。しかし、人間の欲望が渦巻く現代社会において、スポーツの人間的・社会的・教育価値が揺らぎつつある現象も起こっています。現代スポーツを取り巻く状況は、ただ価値を唱えているだけでは存在意義を持ち得ない地点にあります。本コースは、このようなスポーツの根本を捉え、国際化やテクノロジーの発展による新たな現代的問題への対応に積極的に取り組みます。本コースでは、多様な社会の要請に応えるためのスポーツ価値の創造者を育成することを目指します。本コースで生み出されるスポーツ文化の知は、国際社会並びに我が国の体育現場への貢献が期待されます。このため、本コースでは、たとえば以下のような研究領域を準備しています。その意図するところは、スポーツ文化の状況認識と未来像を描くところにあります。 ・時間軸による歴史的研究（スポーツ史） ・民族・地域の広がりなど空間をベースにした人類学的研究（スポーツ人類学） ・思想や哲学の立場からスポーツとは何かを問う研究（スポーツ哲学） ・都市社会や農村社会など共同体を単位とした社会学的研究（スポーツ社会学） ・伝統文化の観点から身体運動文化を研究する武道学的研究（武道学）							
修了後の進路	後期課程への進学／中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭／青年海外協力隊職員／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人など							
年次・学期 科目区分	1年次				2年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 （コース必修）	体育スポーツ文化・社会科学特論	2						
	体育スポーツ文化・社会科学研究法	2						
	体育スポーツ文化・社会科学演習	2						
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じて、5科目以上（10単位以上）を選択	スポーツ史特論	2	スポーツ史特論演習	2				
	スポーツ人類学特論	2	スポーツ人類学特論演習	2				
	スポーツ哲学特論	2	スポーツ哲学特論演習	2				
	スポーツ社会学特論	2	スポーツ社会学特論演習	2				
	武道学特論	2						
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	26		10		0		2	
	36				2			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							
その他の学修・研究			学会発表		中間発表会 学会発表		修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（スポーツマネジメントコース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。									
コースの特徴	現代社会がスポーツに求めるものは、増々多様で高度になっています。このため、近年ではスポーツ特有のマネジメントやスポーツによる社会課題の解決のためのマネジメントなどに関する研究が求められるとともに、スポーツマネジメントの各種現場では高度なスポーツマネジメント能力が求められています。 ヨーロッパや北米においては、学部卒業生だけではなく既にスポーツマネジメント関連の職にある実務者が、自身の論理的思考や実践力、リーダーシップなどを高めるためにスポーツマネジメント大学院やビジネススクールに入学するのはこのためです。我が国でも同様の傾向が見られ、今後この傾向は一層強くなると考えられます。 このため、本コースでは、例えば、以下のようなスポーツマネジメントを対象とした最新のスポーツマネジメント研究の理論と実践に有益なカリキュラムを準備しています。 ・政府や中央競技団体などのトップスポーツのマネジメント。 ・プロスポーツクラブ、フィットネスクラブ、地域スポーツクラブなどのスポーツクラブのマネジメント。 ・プロリーグやメディアスポーツなどのマネジメント。 ・健康スポーツや身体活動などのマネジメント。 ・スポーツ政策、スポーツによるまちづくりや地域活性化などのマネジメント。 ・スポーツイベント、スポーツ用品・ヘルスケア、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ）など各種ビジネスのマネジメント。 なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。									
修了後の進路	後期課程への進学／スポーツ関係企業人／スポーツ競技団体制員／スポーツクラブ職員／政府・地方自治体職員／健康・スポーツ関連機関職員／中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭／青年海外協力隊職員など									
年次・学期	1年次					2年次				
科目区分	前学期			後学期		前学期			後学期	
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2								
	体育スポーツ科学論B	2								
	体育スポーツ科学論C	2								
	体育スポーツ科学研究法	2								
	研究報告演習	2								
基礎科目 （コース必修）	スポーツマネジメント特論	2								
	スポーツマネジメント研究法	2								
	スポーツマネジメント演習	2								
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じて、5科目以上（10単位以上）を選択	トップスポーツマネジメント特論	2	トップスポーツマネジメント特論演習	2						
	スポーツクラブマネジメント特論	2	スポーツクラブマネジメント特論演習	2						
	健康スポーツマネジメント特論	2	健康スポーツマネジメント特論演習	2						
	スポーツ政策学特論	2								
	スポーツマーケティング特論	2								
	経営戦略特論	2								
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ	2		
修得単位数	28		8		0		2			
	36				2					
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。									
その他の学修・研究				学会発表	中間発表会 学会発表			修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会		

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（トレーニング科学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。							
コースの特徴	現代において、人の運動能力を改善するための効果的なトレーニングとは科学的エビデンスに基づいて展開されるべきものであると広く認識されています。また、トレーニング科学は、与えられた運動負荷に対する人間の適応過程を科学的に分析し、健康や体育・スポーツへの応用を意図した専門領域です。本コースでは、主としてスポーツパフォーマンスおよび競技力の向上を目的としたトレーニング科学を学びます。スポーツパフォーマンスが心・技・体の観点から成り立つことに合わせて、心理学、生理学、バイオメカニクス、トレーニング学、アスレティックトレーニング学、栄養学を学び、パフォーマンス向上に関する総合的知力を身に付け、実践的研究・客観的指導を拡大・深化させることのできる学識と研究能力をもった専門家を育成します。机上理論を現場で検証するのではなく現場で生じる課題を敏感に、かつ的確にとらえ、客観的方法で問題解決を図ることができる専門家、研究者の育成を意図し、以下のカリキュラムを用意しています。 ・体力（筋力、筋パワー、持久力）の向上（トレーニング学、スポーツ生理学） ・動作、技術（skill）の向上と戦術（スポーツバイオメカニクス） ・心理、および心理生理的アプローチ（スポーツ心理学） ・栄養摂取、コンディショニング（スポーツ栄養学） ・障害予防・現場復帰のトレーニングとコンディショニング（アスレティックトレーニング学） ・様々な競技力向上サポート実践について（競技力向上サポート論）							
修了後の進路	後期課程への進学／中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭／青年海外協力隊職員／スポーツ指導者／アスレティックトレーナー／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツクラブ指導者／スポーツ関係企業人／医療機関職員など							
年次・学期 科目区分	1年次				2年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 （コース必修）	トレーニング科学特論A	2						
	トレーニング科学特論B	2						
	トレーニング科学研究法	2						
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じ て、5科目以上（10単位 以上）を選択			トレーニング学特論	2				
			スポーツ生理学特論	2				
			アスレティックトレーニング学特論	2				
			スポーツ栄養学特論	2				
			スポーツバイオメカニクス特論	2				
			スポーツ心理学特論	2				
			競技力向上サポート特論	2				
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	16		16		0		2	
	32				2			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							
その他の学修・研究			学会発表		中間発表会 学会発表		修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（健康スポーツ医科学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。							
コースの特徴	スポーツをすることによる身体的な変化は運動器、循環器、呼吸器など機能的改善をもたらす疾病予防あるいは健康増進の獲得につながると広く認識されています。あるいはスポーツ現場においてしばしば発生するスポーツ損傷の発生メカニズムおよびその修復の理解は高いパフォーマンスを発揮するうえで重要です。これらは本コースにおける学びの主たる対象になります。ただし上に述べたようなスポーツが身体に与える影響は疫学的な調査研究に基づくものが多いのが現状です。現代社会においては医療をはじめとするあらゆる分野において科学的手続きによって得られたデータに基づくエビデンスが求められます。スポーツが個体に及ぼす影響を理解するためには個体レベルでのヒトを対象とした医学・生理学および生物学をはじめとする自然科学一般をもとにした科学をベースとした学びおよび理解が重要です。 以上のような背景に基づき本コースでは以下のようなカリキュラムを用意しています。 ・大規模コホートなどを対象とした疫学調査に基づく健康づくりなどの理解（運動衛生学特論） ・身体活動実施による内科系疾病予防の理解（スポーツ医学特論） ・身体活動実施による運動器、呼吸器、循環器などの変化とその理解およびその加齢変化（運動生理学特論、発育発達特論、機能解剖学特論） ・個体レベルでの身体活動適応の分子レベルでの理解（分子運動生理学特論） ・特にアスリートに頻発する損傷とその理解（スポーツ損傷特論）							
修了後の進路	後期課程への進学／中学校・高等学校教諭（保健体育）／看護教諭／専門学校教諭／青年海外協力隊職員／スポーツ指導者／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツクラブ指導者／スポーツ関係企業人／医療機関職員など							
年次・学期	1年次				2年次			
科目区分	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 （コース必修）	健康スポーツ医科学特論A	2						
	健康スポーツ医科学特論B	2						
	健康スポーツ医科学研究法	2						
展開科目 （選択）			運動衛生学特論	2				
			スポーツ医学特論	2				
			運動生理学特論	2				
			発育発達特論	2				
			機能解剖学特論	2				
			分子運動生理学特論	2				
			スポーツ損傷特論	2				
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	16		16		0		2	
	32				2			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							
その他の学修・研究			学会発表		中間発表会 学会発表		修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（身体教育・健康教育コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者ならびに体育スポーツに関する専門知識と研究能力をもった高度職業人を養成する。							
コースの特徴	あらゆる分野で証拠に基づく実践が求められています。このことは、身体教育・健康教育分野においても例外ではありません。加えて、教育現場からは実践力を有する保健体育教諭、養護教諭の養成が求められています。そのため、本コースでは、身体教育学、体育科教育学、健康教育学、保健科教育学、教育生理学、学校保健学、公衆衛生学、養護教諭学、インクルーシブ体育、教師教育学、教育心理学、学校制度学等といった研究領域をカバーし、その基礎から応用までを幅広くかつ高度に学究できるカリキュラムを用意しています。中でも、1・2年を通して実施される「プラクティカム」では、学外の小学校、中学校、高等学校等における実習を通して、子ども理解を深めつつ、保健体育教諭や養護教諭としての実践力を獲得することを目指します。 なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。							
修了後の進路	後期課程への進学／中学校・高等学校教諭（保健体育）／養護教諭／専門学校教諭など							
年次・学期 科目区分	1年次				2年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 （コース必修）	身体教育・健康教育学A	2						
	身体教育・健康教育学B	2						
	身体教育・健康教育学研究法	2						
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じて、5科目以上（10単位以上）を選択	プラクティカムⅠ	1	身体教育学特論	2	授業づくり特論A	2	プラクティカムⅣ	1
	プラクティカムⅠ（養護）	1	健康教育学特論	2	授業づくり特論B	2	プラクティカムⅣ（養護）	1
			学校保健学特論	2	授業づくり特論C	2		
			公衆衛生学特論	2	授業づくり特論D	2		
			養護教諭特論	2	プラクティカムⅢ	1		
			インクルーシブ体育特論	2	プラクティカムⅢ（養護）	1		
			教育心理学特論	2				
			教育制度学特論	2				
			プラクティカムⅡ	1				
			プラクティカムⅡ（養護）	1				
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	18		20		10		4	
	38				14			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							
その他の学修・研究			学会発表		中間発表会 学会発表		修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育実践学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（スポーツマネジメントコース）

養成する人材像	体育スポーツに関する専門知識ならびに体育スポーツ現場への幅広い視野を有し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者・高度職業人・学術的实践者を養成する。									
コースの特徴	現代社会がスポーツに求めるものは、増々多様で高度になっています。このため、近年ではスポーツ特有のマネジメントやスポーツによる社会課題の解決のためのマネジメントなどに関する研究が求められるとともに、スポーツマネジメントの各種現場では高度なスポーツマネジメント能力が求められています。 ヨーロッパや北米においては、学部卒業生だけではなく既にスポーツマネジメント関連の職にある実務者が、自身の論理的思考や実践力、リーダーシップなどを高めるためにスポーツマネジメント大学院やビジネススクールに入学するのはこのためです。我が国でも同様の傾向が見られ、今後この傾向は一層強くなると考えられます。 このため、本コースでは、例えば、以下のようなスポーツマネジメントを対象とした最新のスポーツマネジメント研究の理論と実践に有益なカリキュラムを準備しています。 ・政府や中央競技団体などのトップスポーツのマネジメント。 ・プロスポーツクラブ、フィットネスクラブ、地域スポーツクラブなどのスポーツクラブのマネジメント。 ・プロリーグやメディアスポーツなどのマネジメント。 ・健康スポーツや身体活動などのマネジメント。 ・スポーツ政策、スポーツによるまちづくりや地域活性化などのマネジメント。 ・スポーツイベント、スポーツ用品・ヘルスケア、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ）など各種ビジネスのマネジメント。 なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。									
修了後の進路	スポーツ関係企業人／スポーツ競技団体職員／スポーツクラブ職員／政府・地方自治体職員／健康・スポーツ関連機関職員／中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭／青年海外協力隊職員／後期課程への進学など									
年次・学期 科目区分	1年次					2年次				
	前学期		後学期			前学期		後学期		
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2								
	体育スポーツ科学論B	2								
	体育スポーツ科学論C	2								
	体育スポーツ科学研究法	2								
	研究報告演習	2								
基礎科目 （コース必修）	スポーツマネジメント特論	2								
	スポーツマネジメント研究法	2								
	スポーツマネジメント演習	2								
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じ て、5科目以上（10単位 以上）を選択	トップスポーツマネジメント特論	2	トップスポーツマネジメント特論演習	2						
	スポーツクラブマネジメント特論	2	スポーツクラブマネジメント特論演習	2						
	健康スポーツマネジメント特論	2	健康スポーツマネジメント特論演習	2						
	スポーツ政策学特論	2								
	スポーツマーケティング特論	2								
	経営戦略特論	2								
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ		2	
修得単位数	28		8		0		2			
	36				2					
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文に代わる実践の場における課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。									
その他の学修・研究			実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		中間発表会 実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果） 実践課題学期小論文の審査 最終試験 最終発表会			

体育科学研究科 体育科学専攻

体育実践学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル（身体教育・健康教育コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する専門知識ならびに体育スポーツ現場への幅広い視野を有し、体育スポーツの高度な指導力を有する指導者・高度職業人・学術的实践者を養成する。									
コースの特徴	あらゆる分野で証拠に基づく実践が求められています。このことは、身体教育・健康教育分野においても例外ではありません。加えて、教育現場からは実践力を有する保健体育教諭、養護教諭の養成が求められています。そのため、本コースでは、身体教育学、体育科教育学、健康教育学、保健科教育学、教育生理学、学校保健学、公衆衛生学、養護教諭学、インクルーシブ体育、教師教育学、教育心理学、学校制度学等といった研究領域をカバーし、その基礎から応用までを幅広くかつ高度に学究できるカリキュラムを用意しています。中でも、1・2年を通して実施される「プラクティカム」では、学外の小学校、中学校、高等学校等における実習を通して、子ども理解を深めつつ、保健体育教諭や養護教諭としての実践力を獲得することを目指します。 なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。									
修了後の進路	中学校・高等学校教諭（保健体育）／養護教諭／専門学校教諭など									
年次・学期 科目区分	1年次					2年次				
	前学期		後学期			前学期		後学期		
共通科目 （専攻必修）	体育スポーツ科学論A	2								
	体育スポーツ科学論B	2								
	体育スポーツ科学論C	2								
	体育スポーツ科学研究法	2								
	研究報告演習	2								
基礎科目 （コース必修）	身体教育・健康教育学A	2								
	身体教育・健康教育学B	2								
	身体教育・健康教育学研究法	2								
展開科目 （選択） 自身の研究課題に応じて、5科目以上（10単位以上）を選択	プラクティカムⅠ	1	身体教育学特論	2	授業づくり特論A	2	プラクティカムⅣ	1		
	プラクティカムⅠ（養護）	1	健康教育学特論	2	授業づくり特論B	2	プラクティカムⅣ（養護）	1		
			学校保健学特論	2	授業づくり特論C	2				
			公衆衛生学特論	2	授業づくり特論D	2				
			養護教諭特論	2	プラクティカムⅢ	1				
			インクルーシブ体育特論	2	プラクティカムⅢ（養護）	1				
			教育心理学特論	2						
			教育制度学特論	2						
			プラクティカムⅡ	1						
			プラクティカムⅡ（養護）	1						
研究指導科目 （必修）	研究指導Ⅰ	（通年）	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	（通年）	研究指導Ⅱ		2	
修得単位数	18		20		10		4			
	38				14					
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文に代わる実践の場における課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。									
その他の学修・研究			実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		中間発表会 実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果） 実践課題学期小論文の審査 最終試験 最終発表会			

体育科学研究科 体育科学専攻

コーチング科学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル

養成する人材像	国際的な幅広い視野と柔軟な思考を兼ね備し、科学的根拠に基づいたコーチング学研究を推進するとともに、コーチ育成論を含むコーチング学研究の新たな分野を開拓できる能力を兼ね備えたスポーツの素養のある知的人材(財)を養成する。							
コースの特徴	スポーツがより高度な専門性を有することとなった昨今において、科学的なコーチングの重要性が求められています。 コーチング科学学位プログラムでは、トップアスリートを指導するコーチを対象としたアクションリサーチによってトップアスリートコーチの特徴を明らかにすること、競技特性や競技動作をバイオメカニクスのかつ生理学的な視点から分析し、得られた結果から最適な動作モデルやコンディショニング法を構築することによって科学的データをスポーツ現場でのコーチングに還元することを目指したカリキュラムを準備しています。 また、コーチとしての実践力も身に付けるための科目として、コーチング学演習とコーチング現場を想定したプラクティカムが履修出来ます。 以下に個人競技のアスリートとしてハイパフォーマンスの獲得を目指す傍ら、科学的データをコーチング現場に還元することを目的として、バイオメカニクスの手法を用いて研究を行う院生の履修モデルを示します。 1年次前学期には様々なスポーツ動作におけるバイオメカニクスの基礎と応用に関して理解を深めるとともに、ハイパフォーマンス獲得のためのアスリートの体力学やスポーツにおける戦術の立て方を学びます。 1年次後学期には個人スポーツ(記録系競技や採点系競技)におけるコーチングとそれぞれの競技におけるパフォーマンスの分析法について理解を深めます。 また、2年間を通したコーチング学演習と1年次におけるプラクティカムによってコーチングの実践力も身に付けるとともに、2年次前学期には英語でのコミュニケーション法について学びます。 このような履修モデルにおいてコーチング科学の専門的知識と高度な指導力を身に付けるとともに、修士論文を執筆して修士(コーチング科学)の取得を目指します。							
修了後の進路	後期課程への進学／スポーツコーチ／アナリスト/スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／青年海外協力隊職員／中学校・高等学校教諭（保健体育）／一般企業人／ジャーナリストなど							
年次・学期	1年次				2年次			
科目区分	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 (専攻必修)	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 (コース必修)	コーチング学特論	2						
	コーチング学研究法	2						
	コーチング学演習Ⅰ	(通年)	コーチング学演習Ⅰ	2				
			コーチ育成論Ⅰ	2				
展開科目 (選択)	コーチング実践演習Ⅰ（プラクティカム）	(通年)	コーチング実践演習Ⅰ（プラクティカム）	2	コーチング学演習Ⅱ	(通年)	コーチング学演習Ⅱ	2
	スポーツの危機管理（7F4D'ベ'ングを含む）	2	個人型スポーツコーチング論	2	コーチング実践演習Ⅱ（プラクティカム）	(通年)	コーチング実践演習Ⅱ（プラクティカム）	2
	自身の研究課題に応じ、4科目以上（8単位以上）を選択		チーム型スポーツコーチング論	2	コーチ育成論Ⅱ	(通年)	コーチ育成論Ⅱ	2
	コーチングのエスノグラフィー	2						
	コーチングのバイオメカニクス	2	パフォーマンス分析特論	2	コーチのための英語コミュニケーション	2		
	スポーツ戦術論	2						
	対人型スポーツコーチング論	2						
※色付けされた科目は、本学位プログラムが履修を推奨する科目	競技者体力学特論	2						
研究指導科目 (必修)	研究指導Ⅰ	(通年)	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	(通年)	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	26		14		2		8	
	40				10			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。また、中間発表会及び最終発表会において研究報告を行うこととする。なお、国内外の学会において発表していることが望ましい。							
その他の学修・研究			学会発表		中間発表会 学会発表		修士論文作成 修士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

コーチング実践学学位プログラム（博士前期課程） 履修モデル

養成する人材像	コーチング領域に関する幅広い学識に基づいた研究能力と高度で専門的なコーチング実践力によってスポーツ現場での指導を行える能力とともに、高いコミュニケーション力と交渉力を持ち現場の課題解決能力を兼ね備えたコーチやコーチデベロッパーを養成する。							
コースの特徴	近年、アスリートが主体となり、ハイパフォーマンスの獲得とともに、スポーツ活動を通じた包括的な人間の成長を可能にするアスリートセンタードコーチングの重要性が指摘されています。このような社会的背景の中、さらに専門的かつ高度な知識と実践力を兼ね備えたコーチングができる人材が求められています。 コーチング実践学学位プログラムでは、体育スポーツ科学の専門的な知識と科学的根拠に基づいた指導力を併せ持つコーチデベロッパーの育成や、アスリートの競技レベルに応じた的確なコーチングが可能な高度職業人としてのプロフェッショナルコーチを育成するためのカリキュラムを準備しています。中でも、コーチング実践学学位プログラムのカリキュラムの特徴として、実践的なコーチングの基礎を学ぶコーチング学演習とコーチング現場を想定したプラクティカムが挙げられます。 以下にチームスポーツにおけるトップチームのコーチ目指す(実際にコーチをしている場合も含む)院生の履修モデルを示します。 1年次前学期にはチームスポーツを中心としたスポーツにおける戦術の立て方を学ぶとともに、スポーツ現場で想定される様々な危機管理について理解を深めます。 1年次後学期にはチームスポーツにおけるコーチングとそれぞれの競技におけるパフォーマンスの分析法について学びます。さらに、実践課題学期小論文について指導を受けます。 また、2年間を通じたコーチング学演習とプラクティカムによって高度なコーチングの実践力を身に付けるとともに、2年次前学期には外国人選手などと意思疎通を図るためのコミュニケーション方法を学びます。 このような履修モデルにおいてコーチング実践学の専門的知識と高度な指導力を身に付けるとともに、定められた実践課題学期小論文を提出することによって修士(コーチング実践学)の取得を目指します。							
修了後の進路	後期課程への進学／スポーツコーチ／コーチデベロッパー/アナリスト/スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／青年海外協力隊職員／中学校・高等学校教諭（保健体育）など							
年次・学期	1年次				2年次			
科目区分	前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目 (専攻必修)	体育スポーツ科学論A	2						
	体育スポーツ科学論B	2						
	体育スポーツ科学論C	2						
	体育スポーツ科学研究法	2						
	研究報告演習	2						
基礎科目 (コース必修)	コーチング学特論	2						
	コーチング学研究法	2						
	コーチング学演習Ⅰ	(通年)	コーチング学演習Ⅰ	2				
			コーチ育成論Ⅰ	2				
展開科目 (選択)	コーチング実践演習Ⅰ（プラクティカム）	(通年)	コーチング実践演習Ⅰ（プラクティカム）	2	コーチング学演習Ⅱ	(通年)	コーチング学演習Ⅱ	2
自身の研究課題に応じ て、4科目以上（8単位以 上）を選択	スポーツの危機管理（7thドメインを含む）	2	個人型スポーツコーチング論	2	コーチング実践演習Ⅱ（プラクティカム）	(通年)	コーチング実践演習Ⅱ（プラクティカム）	2
	コーチングのエスノグラフィー	2	チーム型スポーツコーチング論	2	コーチ育成論Ⅱ	(通年)	コーチ育成論Ⅱ	2
	コーチングのバイオメカニクス	2	パフォーマンス分析特論	2	コーチのための英語コミュニケーション	2		
※色付けされた科目は、 本学位プログラムが履修 を推奨する科目	スポーツ戦術論	2						
	対人型スポーツコーチング論	2						
	競技者体力学特論	2						
研究指導科目 (必修)	研究指導Ⅰ	(通年)	研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	(通年)	研究指導Ⅱ	2
修得単位数	26		14		2		8	
	40				10			
修了要件	2年以上在学し、修了に必要な授業科目を30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文に代わる実践の場における課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。							
その他の学修・研究			実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		中間発表会 実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果）		実践課題学期小論文（論文に代わる研究成果） 実践課題学期小論文の審査 最終試験 最終発表会	

博士前期課程（修士課程）研究指導体制の年次計画

学年	学期	体育科学学位プログラム コーチング科学学位プログラム	体育実践学学位プログラム コーチング実践学学位プログラム	委員会等
1年次	前学期	指導教員の決定 論文題目・研究計画に関する指導	指導教員の決定 論文題目・研究計画に関する指導	研究科委員会
	後学期		実践課題学期小論文の提出（審査）Ⅰ	
2年次	前学期	学会発表	学会発表 実践課題学期小論文の提出（審査）Ⅱ	審査委員会 研究科委員会
	後学期	学会発表 中間発表会（中間審査） 修士論文の提出 最終審査(論文審査・口述試験) 最終発表会 修了認定	学会発表 実践課題学期小論文の提出（審査）Ⅲ 最終発表会 修了認定	

○日本体育大学学位規程（改正案）

昭和50年7月18日

理事会制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに日本体育大学学則(以下「大学学則」という。)第27条第2項及び日本体育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定により日本体育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の授与及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とし、専攻分野の名称は次のとおりとする。

一 学士の学位

体育学部 体育学

スポーツ文化学部 体育学

スポーツマネジメント学部 体育学

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学

保健医療学部

整復医療学科 整復医療学

救急医療学科 救急医療学

二 修士の学位

体育科学研究科博士前期課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

体育学研究科博士前期課程

体育科学学位プログラム 体育科学

体育実践学学位プログラム 体育実践学

コーチング科学学位プログラム コーチング科学

コーチング実践学学位プログラム コーチング実践学

教育学研究科博士前期課程 教育学

保健医療学研究科修士課程

高度実践柔道整復師コース 柔道整復学

救急災害医療学コース 救急災害医療学

三 博士の学位

体育科学研究科博士後期課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

体育学研究科博士後期課程

体育科学学位プログラム 体育科学

コーチング科学学位プログラム コーチング科学

教育学研究科博士後期課程 教育学

保健医療学研究科博士課程

運動器柔道整復学専攻 柔道整復学

救急災害医療学専攻 救急災害医療学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第26条及び第27条の規定により、卒業の認定を受けた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則第29条の規定により、体育学研究科博士前期課程、体育科学研究科博士前期課程、教育学研究科博士前期課程又は保健医療学研究科修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則第30条の規定により、体育学研究科博士後期課程、体育科学研究科博士後期課程、教育学研究科博士後期課程又は保健医療学研究科博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、体育科学研究科博士後期課程、教育学研究科博士後期課程又は保健医療学研究科博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、大学院学則第36条第2項の規定により、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文(修士、博士とも1篇4通)を添えて学長に提出するものとする。

2 論文審査のために必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

3 学位の授与を申請する者は、所定の論文審査手数料(別表1)を納付しなければならない。

4 提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

5 第1項に規定する学位申請書の様式及び論文の提出期日等については、別に定める。
(審査機関等)

第7条 修士及び博士の学位に係わる審査は、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において行うものとする。

2 学長は、第6条第1項の規定により論文の提出があったときは、研究科長に論文の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。
(論文審査員の委嘱)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、第4条の規定による者については3名以上、第5条の規定による者については3名以上の論文審査員を委嘱する。

2 研究科長は、前項の論文審査員のうち1名を主査として委嘱する。
(論文審査期間)

第9条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる論文審査期間は3カ月以内とし、第5条第2項の規定に係わる論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。
(最終試験及び学力の確認)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる最終試験は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項の規定に係わる最終試験及び学力の確認は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目及び外国語科目(1外国語科目以上)について、口答又は筆答により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず論文審査員主査が申請者の経歴及び当該論文以外の業績を審査して、前項試験の一部又は全部を行う必要がないと認めたときは、体育学研究科博士後期課程、体育科学研究科博士後期課程、教育学研究科博士後期課程又は保健医療学研究科博士課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試験に代えることができるものとする。
(論文審査等の結果報告)

第11条 論文審査が終了したとき、論文審査員主査は、第4条又は第5条第1項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績、第5条第2項の規定による者につい

ては論文審査の要旨及び最終試験の成績のほかに学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の認定について議決する。

- 2 博士委員会は、前条の報告に基づき、博士の学位授与の認定について議決する。
- 3 第1項の議決を行うには、研究科委員会委員(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 第2項の議決を行うには、博士委員会(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の審議の結果報告)

第13条 研究科長は、前条により学位を授与できる者を認定したときは、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき課程修了の可否を裁定し、修士及び博士の学位の授与を決定する。

- 2 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、イン

ターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、「日本体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学より学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは学長は学位の種類により、教授会、研究科委員会及び博士委員会のいずれかの議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表することができる。

2 前項の議決を行う場合は、第12条の規定を準用する。この場合において同条中第1項「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあつては「教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

2 公印印影は、公印取扱規程により印刷をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幼児教育保育料の学位は、平成18年4月1日以降の入学生から適用し、平成17年度以前の保育料入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年8月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

<別表1>

学術論文の種類	審査手数料	
修士の論文	20,000円	
課程博士の論文	100,000円(注1)	
論文博士の論文	予備審査手数料	10,000円
	本審査手数料	300,000円(注2)

注1 本学の博士課程単位取得満期退学者(退学後3年以内) 120,000円

注2—1

ア 本学以外の大学卒業者 300,000円

イ 本学以外の修士学位取得者 200,000円

2

ア 本学卒業者 200,000円

イ 本学の修士学位取得者 150,000円

3 本学教職員 100,000円

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第19条関係)

		大学印	
		第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日生	
		大 学 印 (印影の印刷)	
本学〇〇学部〇〇学科(専攻)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する			
年 月 日		印	
日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)	

(注) 学位記は、用紙A4サイズ横書きとする。

2 大学院の課程を修了した場合(第4条、第5条第1項及び第19条関係)

		大学印	
		第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇期課程において所定の単位を修得し 学位論文の 審査及び最終試験に合格したことを認める		印 之 大	
日本体育大学大学院〇〇研究科	印 学	の	
研究科長 氏	刷 名	印	
		(印影の印刷)	
上記研究科長の認定により〇〇期課程修了を認め 修(博)士(〇〇)の学位を授与 する			
年 月 日		印	
日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)	

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

3 論文提出による場合(第5条第2項及び第19条関係)

		大学印	
		第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日	生
本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格し かつ 所定の学力を有するものと認める			
日本体育大学大学院○○研究科		印影の印刷	印 学
研究科長 氏 名			
		印	
		(印影の印刷)	
上記研究科長の認定により博士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
日本体育大学長 氏 名		印	
		(印影の印刷)	

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士後期課程） 履修モデル（体育スポーツ文化社会学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識と高度な専門的知識を有し、自立した教育者・研究者として高度の学術研究により国際社会に貢献できる人材を養成する。											
コースの特徴	スポーツ科学は今も発展し続け、スポーツによって人類の様々な夢を実現できる時代になっています。まさにスポーツは人類の文化遺産という地位を手にしつつあるといえます。しかし、人間の欲望が渦巻く現代社会において、スポーツの人間的・社会的・教育価値が揺らぎつつある現象も起こっています。現代スポーツを取り巻く状況は、ただ価値を唱えているだけでは存在意義を持ち得ない地点にあります。本コースは、このようなスポーツの根本を捉え、国際化やテクノロジーの発展による新たな現代的問題への対応に積極的に取り組みます。本コースでは、多様な社会の要請に応えるためのスポーツ価値の創造者を育成することを目指します。 このため、本コースでは指導教員の下、国内外の学会での発表並びに論文投稿を行い、博士論文の完成を目指します。このような研究成果の公表によって、自立した研究者としての国際社会並びに我が国の体育スポーツ学術研究への貢献が期待されます。研究領域としては以下のものが挙げられます。 ・時間軸による歴史的研究（スポーツ史） ・民族・地域の広がりなど空間をベースにした人類学的研究（スポーツ人類学） ・思想や哲学の立場からスポーツとは何かを問う研究（スポーツ哲学） ・都市社会や農村社会など共同体を単位とした社会学的研究（スポーツ社会学）											
修了後の進路	大学教員/中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭スポーツ指導者／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／ジャーナリストなど											
年次・学期 科目区分	1年次				2年次				3年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目	研究報告演習 英語論文ライティング	2 (通年)	英語論文ライティング	2								
専修科目 (コース必修)	体育スポーツ文化社会学特論	2										
	体育スポーツ文化社会学研究法	2										
研究指導科目 (必修)	特別研究指導Ⅰ	(通年)	特別研究指導Ⅰ	2	特別研究指導Ⅱ	(通年)	特別研究指導Ⅱ	2	特別研究指導Ⅲ	(通年)	特別研究指導Ⅲ	2
修得単位数	6		4				2				2	
	10				2				2			
修了要件	3年以上在学し、修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。											
その他の学修・研究			論文投稿 学会発表		論文投稿 学会発表		中間発表会 学会発表		学会発表		博士論文作成 博士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士後期課程） 履修モデル（トレーニング科学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識と高度な専門的知識を有し、自立した教育者・研究者として高度の学術研究により国際社会に貢献できる人材を養成する。											
コースの特徴	現代において、人の運動能力を改善するための効果的なトレーニングとは科学的エビデンスに基づいて展開されるべきものであると広く認識されています。また、トレーニング科学は、与えられた運動負荷に対する人間の適応過程を科学的に分析し、健康や体育・スポーツへの応用を意図した専門領域です。本コースでは、主としてスポーツパフォーマンスおよび競技力の向上を目的としたトレーニング科学を学びます。スポーツパフォーマンスが心・技・体の観点から成り立つことに合わせて、心理学、生理学、バイオメカニクス、トレーニング学を学び、パフォーマンス向上に関する総合的知力を身に付け、実践的研究・客観的指導を拡大・深化させることのできる学識と研究能力をもった専門家を育成します。机上理論を現場で検証するのではなく現場で生じる課題を敏感に、かつ的確にとらえ、客観的方法で問題解決を図ることができる専門家、研究者の育成を意図し、コースの持つ研究領域における専門知識と研究法について学び、指導教員の下、研究（以下のあげる）をすすめます。 ・体力（筋力、筋パワー、持久力）の向上（トレーニング学、スポーツ生理学） ・動作、技術（skill）の向上と戦術（スポーツバイオメカニクス） ・心理、および心理生理的アプローチ（スポーツ心理学） ・様々な競技力向上サポート実践											
修了後の進路	大学教員/中学校・高等学校教諭（保健体育）／専門学校教諭スポーツ指導者／アスレティックトレーナー／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／医療機関職員など											
年次・学期 科目区分	1年次				2年次				3年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目	研究報告演習 英語論文ライティング	2 (通年)	英語論文ライティング	2								
専修科目 (コース必修)	トレーニング科学特論 トレーニング科学研究法	2 2										
研究指導科目 (必修)	特別研究指導Ⅰ	(通年)	特別研究指導Ⅰ	2	特別研究指導Ⅱ	(通年)	特別研究指導Ⅱ	2	特別研究指導Ⅲ	(通年)	特別研究指導Ⅲ	2
修得単位数	6		4				2				2	
	10				2				2			
修了要件	3年以上在学し、修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。											
その他の学修・研究	学会発表		学会発表		学会発表		中間発表会 学会発表		学会発表		博士論文作成 博士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士後期課程） 履修モデル（健康スポーツ医科学コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識と高度な専門的知識を有し、自立した教育者・研究者として高度の学術研究により国際社会に貢献できる人材を養成する。											
コースの特徴	スポーツをすることによる身体的な変化は運動器、循環器、呼吸器など機能的改善をもたらす疾病予防あるいは健康増進の獲得につながると広く認識されています。あるいはスポーツ現場においてしばしば発生するスポーツ損傷の発生メカニズムおよびその修復の理解は高いパフォーマンスを発揮するうえで重要です。これらは本コースにおける学びの主たる対象になります。ただし上に述べたようなスポーツが身体に与える影響は疫学的な調査研究に基づくものが多いのが現状です。現代社会においては医療をはじめとするあらゆる分野において科学的手続きによって得られたデータに基づくエビデンスが求められます。スポーツが個体に及ぼす影響を理解するためには個体レベルでのヒトを対象とした医学・生理学および生物学をはじめとする自然科学一般をもとにした科学をベースとした学びおよび理解が重要です。 以上のような背景に基づき本コースでは、コースの持つ研究領域における専門知識と研究法について学び、指導教員の下、研究（以下のあげる）をすすめます。 ・大規模コホートなどを対象とした疫学調査に基づく健康づくりなどの理解（運動衛生学特論） ・身体活動実施による内科系疾病予防の理解（スポーツ医学特論） ・身体活動実施による運動器、呼吸器、循環器などの変化とその理解およびその加齢変化（運動生理学特論、発育発達特論、機能解剖学特論） ・個体レベルでの身体活動適応の分子レベルでの理解（分子運動生理学特論） ・特にアスリートに頻発する損傷とその理解（スポーツ損傷特論）											
修了後の進路	大学教員/中学校・高等学校教諭（保健体育）／養護教諭／専門学校教諭スポーツ指導者／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／医療機関職員など											
年次・学期 科目区分	1年次				2年次				3年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目	研究報告演習	2										
	英語論文ライティング	(通年)	英語論文ライティング	2								
専修科目 (コース必修)	健康スポーツ医科学特論	2										
	健康スポーツ医科学研究法	2										
研究指導科目 (必修)	特別研究指導Ⅰ	(通年)	特別研究指導Ⅰ	2	特別研究指導Ⅱ	(通年)	特別研究指導Ⅱ	2	特別研究指導Ⅲ	(通年)	特別研究指導Ⅲ	2
修得単位数	6		4				2				2	
	10				2				2			
修了要件	3年以上在学し、修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。											
その他の学修・研究	学会発表		学会発表		学会発表		中間発表会 学会発表		学会発表		博士論文作成 博士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

体育科学学位プログラム（博士後期課程） 履修モデル（身体教育・健康教育コース）

養成する人材像	体育スポーツに関する幅広い学識と高度な専門的知識を有し、自立した教育者・研究者として高度の学術研究により国際社会に貢献できる人材を養成する。											
コースの特徴	あらゆる分野で証拠に基づく実践が求められています。このことは、身体教育・健康教育分野においても例外ではありません。加えて、教育現場からは実践力を有する保健体育教諭、養護教諭の養成が求められています。そのため、本コースでは、身体教育学、体育科教育学、健康教育学、保健科教育学、教育生理学、学校保健学、公衆衛生学、養護教諭学、インクルーシブ体育、教師教育学、教育心理学、学校制度学等といった研究領域をカバーし、その基礎から応用までを幅広くかつ高度に学究できるカリキュラムを用意しています。また、これらの学びを通して、ときには保育・教育現場との連絡や調整等も図りながら、身体教育・健康教育分野における研究を企画、実施し、得られたデータを科学的な手続きに基づいて分析、公表する能力の習得を目指します。											
修了後の進路	大学教員/中学校・高等学校教諭（保健体育）／養護教諭／専門学校教諭など											
年次・学期 科目区分	1年次				2年次				3年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目	研究報告演習 英語論文ライティング	2 (通年)	英語論文ライティング	2								
専修科目 (コース必修)	身体教育・健康教育学特論	2										
	身体教育・健康教育学研究法	2										
研究指導科目 (必修)	特別研究指導Ⅰ	(通年)	特別研究指導Ⅰ	2	特別研究指導Ⅱ	(通年)	特別研究指導Ⅱ	2	特別研究指導Ⅲ	(通年)	特別研究指導Ⅲ	2
修得単位数	6		4				2				2	
	10				2				2			
修了要件	3年以上在学し、修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。											
その他の学修・研究	学会発表		学会発表		学会発表		中間発表会 学会発表		学会発表		博士論文作成 博士論文審査 最終試験 最終発表会	

体育科学研究科 体育科学専攻

コーチング科学学位プログラム（博士後期課程） 履修モデル

養成する人材像	国際的な幅広い視野、高度な専門的かつ実践的能力および高い倫理観を兼備したコーチあるいはコーチデベロッパーとしての資質を有するとともに、コーチング学の研究者として体育スポーツの発展に貢献できる知的人材（財）を養成する。											
コースの特徴	様々なスポーツにおける国際的な競技レベルの向上にともない、科学的データをスポーツ現場でのコーチングに還元する重要性が求められています。 コーチング科学学位プログラムでは、競技特性や競技動作をバイオメカニクスのかつ生理学的な手法を用いて解明し、一般化できる理論を構築する量的研究やトップアスリートコーチなどを対象としたアクションリサーチを用いて得られた事象を解明し、新しい理論を構築する質的研究を行うことによって、コーチング学分野の先駆的な研究を自立して遂行できる研究者と豊かな学識に裏打ちされたコーチデベロッパーの養成を目指したカリキュラムを準備しています。 1年次にはコーチディベロッパー養成のためのコーチ育成論とコーチング学分野における研究法を学びます。また、3年間を通して博士論文作成のための研究の進め方と論文の執筆について指導を受けます。 このような科目の履修において、コーチング学の理論と実践の両面から専門的知識を獲得するとともに、コーチング学の研究法を学ぶことによって博士（コーチング科学）の取得を目指します。											
修了後の進路	大学教員／コーチデベロッパー／スポーツ関連研究機関職員／スポーツ競技団体職員／スポーツ関連機関職員／スポーツ関係企業人／スポーツコーチ／中学校・高等学校教諭（保健体育）／ジャーナリストなど											
年次・学期 科目区分	1年次				2年次				3年次			
	前学期		後学期		前学期		後学期		前学期		後学期	
共通科目	研究報告演習 英語論文ライティング	2 (通年)	英語論文ライティング	2								
専修科目 (コース必修)	コーチ育成特論 コーチング学研究法特論	2 2										
研究指導科目 (必修)	特別研究指導Ⅰ	(通年)	特別研究指導Ⅰ	2	特別研究指導Ⅱ	(通年)	特別研究指導Ⅱ	2	特別研究指導Ⅲ	(通年)	特別研究指導Ⅲ	2
修得単位数	6		4				2				2	
	10				2				2			
修了要件	3年以上在学し、修了に必要な授業科目を12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。											
その他の学修・研究	学会発表		学会発表		学会発表		中間発表会 学会発表		学会発表		博士論文作成 博士論文審査 最終試験 最終発表会	

博士後期課程（博士課程）研究指導体制の年次計画

学年	学期	体育科学学位プログラム コーチング科学学位プログラム	委員会等
1年次	前学期	指導教員の決定 論文題目・研究計画に関する指導	博士委員会
	後学期	学会発表	
2年次	前学期	学会発表	博士委員会
	後学期	学会発表 投稿論文の作成と投稿（審査有） 中間発表会（中間審査）	
3年次	前学期	投稿論文の作成と投稿（審査有）	審査委員会 博士委員会 研究科委員会
	後学期	公開発表会（予備審査） 博士論文の提出 最終発表会 最終審査(論文審査・口述試験) 修了認定	

○倫理審査委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

最近改正 平成31年3月13日

第1条 委員会規程第2条に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とした研究等の実施計画に基づく倫理上の審査に関する事項
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (3) 遺伝子組換え実験等の計画の審査、研究の変更及び中止等に関する事項
- (4) 人体機能測定装置等の使用統制及び安全に関する事項
- (5) 毒物及び劇物等の取扱に関する事項
- (6) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (7) 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱、処理に関する事項
- (8) 微生物の取扱に関する事項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規制される特定病原体等は取扱わないものとする。ただし、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- (9) 緊急事態に対応する措置に関する事項

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 研究科長
- (3) 総合スポーツ科学研究センター長
- (4) 体育研究所長
- (5) オリンピックスポーツ文化研究所長
- (6) スポーツ危機管理研究所長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、総合スポーツ科学研究センター事務室及び管理部管理課が処理

する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医用・実験廃棄物取扱内規(平成9年10月13日学長裁定)第4条による医用・実験廃棄物管理委員会は廃止する。
- 3 人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 4 動物実験委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 5 人体機能測定装置等管理規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

平成19年9月21日

学長裁定

最近改正 平成31年3月13日

(目的)

第1条 この規程は日本体育大学(以下「本学」という。))において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「部局の長」とは、学部、大学院研究科、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、スポーツ・トレーニングセンターの長をいう。
- (2) 「所属長」とは、学科長、大学院研究科学系主任をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、ヒト対象の研究等を計画し、及び実施する者をいう。
- (4) 「実施責任者」とは、研究実施者のうち、実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (5) 「提供者」とは、研究のため個人の情報等を提供する者をいう。

(研究の基本)

第3条 人を対象とした実験等を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究実施者が、個人の情報等の収集又は採取を行う場合は、安心及び安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究実施者の説明責任)

第4条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、研究実施者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法及び研究計画等について、「説明書」(様式1)を作成し、わかりやすく説明しなければならない。

2 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(提供者の同意)

第5条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、原則として、予め提供者の同意を得るものとする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究実施者は、提供者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究実施者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、提供者に代わり同意をすることができる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、「同意書」(様式2)により行うものとし、研究実施者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、適切な期間保管しなければならない。

6 研究実施者は、提供者が同意を撤回したときは、当該個人の情報等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究実施者が第三者に委託して、個人の情報等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究実施者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第7条 研究実施者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報等の提供を求めるときは、原則として予め同意を得るものとする。

2 研究実施者は、個人の情報等の提供の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(学長の責務)

第8条 学長は、本学における人を対象とした実験等の適正な実施に関する業務を統括する。

(部局の長の責務)

第9条 人を対象とした実験等を実施しようとする部局の長は、国の指針及び本規程に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

(審査申請書の申請)

第10条 実施責任者は、ヒトを対象とする実験等を実施する場合は、「ヒトを対象とした

実験等に関する倫理審査申請・計画書」(様式3)により、また承認を受けた研究計画を変更する場合は、「ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書」(様式4)により、実施責任者が所属する部局の長を経由して、学長に申請する。

- 2 学長は、ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請書及びヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書(以下「申請書等」という。)を受理したときは、速やかに倫理審査委員会(以下「委員会」という。)にその審査を付託する。

(審査の基準)

第11条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令及び所轄庁の指針等によるものとする。

- 2 ゲノム研究を審査するときは、日本体育大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則によるものとする。

(審査方法)

第12条 委員会が第10条に定める審査の付託を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、必要あるときは実施責任者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会は、審査の経過を勘案して、実施責任者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。
- 4 申請された申請書等の審査結果は、次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(審査の結果)

第13条 委員会は、審査結果及びその内容を学長に報告する。

- 2 学長は、委員会から報告を受け、研究実施の可否を決定した場合は、審査の結果を、「審査結果通知書」(様式5)により、部局の長を経由して速やかに実施責任者に通知する。
- 3 審査の審査結果通知書には、その理由を付記する。
- 4 審査の経過及び結果は、文書で記録し、及び保存し、委員会が必要と認めたときは、

公表することができる。

(研究計画等の変更)

第14条 実施責任者が、第12条第4項第1号及び第2号の判定を受けた申請書等において、第11条に定める審査基準に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の委員会の承認の方法については、第12条から第13条までの規定を準用する。

(再審査)

第15条 審査の判定に異議のある実施責任者は、異議の根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については、第10条の規定を準用する。

(実施状況報告)

第16条 実施責任者はヒトを対象とする実験等が終了又は中止になったときは、速やかに「ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 単年度を超える研究の場合は、年度ごとに報告することとする。

(自己点検・評価及び検証)

第17条 学長は、委員会に基本方針等への適合性に係る自己点検及び評価を実施させるものとする。

2 委員会は、ヒトを対象とする実験等の実施に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、実施責任者に自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、本学以外のものによる検証をうけるように努めるものとする。

(情報公開)

第18条 学長は、本学におけるヒトを対象とする実験等の実施に関する情報を、適切な方法により公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その期間内において公表しないものとするができる。

(事務)

第19条 ヒトを対象とする実験等に関する事務は、総合スポーツ科学研究センター事務室において処理する。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式1

説 明 書（作成例）

本研究にご協力いただき、ありがとうございました。
研究について下記の説明事項をご一読の上、同意書に署名をお願いいたします。

1 研究計画の概要

- 1) 研究の目的の方法、意義
(実施する研究の目的と方法、意義を記入します。)
- 2) 収集するデータの種類の、収集方法など
(実施する収集データの種類の、収集方法などを記入します。)

2 個人情報保護

- 1) 本研究では個々の人間のデータが必要であるため、個人情報の収集を行います。
- 2) 収集データの氏名を符号化して、データ全体の匿名化します。
- 3) 氏名とデータの符号との対象表は_____研究室において厳重に保管します。

3 侵襲及び安全管理

本研究におけるデータ収集に当たり、対象者に特記すべき身体的及び精神的負担もしくは苦痛を与えることは原則として予見されませんが、研究参加中に対象者が何らかの負担もしくは苦痛を自覚した場合は、申し出により速やかに対応します。

4 インフォームドコンセント

研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けません。また参加に同意した後でも、いつでも文書による同意を撤回することができ、撤回により不利益な対応を受けることはありません。

本人から請求があれば、当該データを開示します。

5 説明者及び日付等

説明者の氏名：

説明を行った日時：

説明を行った場所：

問合せの連絡先：日本体育大学

研究室

〒

電話

E-mail

説明書の作成方法について

ヒトを対象とする実験等を行う研究者は、個人の情報、データを収集・採取するにあたり、提供者に対して、その研究計画等に関して次の事項を分かりやすく、明瞭に説明するものとする。ただし、説明事項については、実施する研究の内容に応じて、適宜追加・修正もしくは該当しない項目については省略することができるものとする。なお、説明に関しては、予め文書を作成し、提示するのが望ましい。

1 研究計画の概要に関する事項

- 1) 研究の目的の方法、意義
(実施する研究の目的と方法、意義を専門分野以外の人にも分かりやすく記入)
- 2) 収集するデータの種類、収集方法など
(収集する情報・データの種類、量及び収集方法などを記入)

2 個人情報保護の方法に関する事項

- 1) 個人情報の収集が、研究目的、研究計画に照らして必要であること
- 2) 匿名化の方法、あるいは匿名化しない場合(連結可能匿名化の場合も含む)にはその理由についてわかりやすく記述すること
- 3) データの保管・管理について適切になされること

3 侵襲及び安全管理に関する事項

収集・採取にあたっては、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担あるいは苦痛を伴うことが予見される場合、その状況についてわかりやすく記述すること

4 インフォームドコンセントに関する事項

- 1) 実施計画への参加は任意であること
- 2) 実施計画への参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
- 3) 実施計画への参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回できること
- 4) 本人から請求があれば、当該データを開示すること
- 5) 同意を撤回しても、そのことにより何ら不利益を蒙らないこと
- 6) 同意を撤回した場合、提供されたデータ等は廃棄されること
- 7) 収集したデータ等は、本人の同意を得ることなく他者に渡さないこと
- 8) 研究成果の発表の方法の方法について、学会発表、論文発表の予定
- 9) 実施計画参加に対して謝礼を支払うこと(又は支払わないこと)

5 その他

- 1) 説明者の氏名、説明を行った日時・場所等
- 2) 問い合わせ、苦情などに対応するための連絡先

様式2

同意書（作成例）

日本体育大学 研究室
殿

私は、（研究課題を記入します） の研究・実験
の実施について、説明者 より 年 月 日 （場所）において、説明
書を用いて説明を受け、研究計画の目的、意義、方法、個人情報保護の方法、安全管理へ
の配慮などについて十分理解しましたので、計画に参加し、求められた私個人にかかわる
情報、データ等を提供することに同意します。

説明を受けて理解した項目（□の中にレ点を付けて下さい。）

- 1 研究計画の概要
 - ☐ 研究の目的と意義
 - ☐ 提供する情報、データ等
- 2 個人情報保護
 - ☐ 個人情報の収集が研究目的、計画に照らして必要であること
 - ☐ 収集したデータの匿名化
 - ☐ データの保管・管理
- 3 侵襲及び安全管理
 - ☐ 予想される負担、苦痛とその対応
- 4 インフォームドコンセント
 - ☐ 研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
 - ☐ 研究計画の参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回でき、同意を撤回しても不利益な対応を受けないこと
 - ☐ 本人からの請求があれば当該データを開示すること

年 月 日

氏名(自署)

連絡先

代諾者(自署)代諾者の可能性がない場合はこの欄設けない

連絡先

データ提供者との関係 //

代諾者となる理由 //

様式3

部 局 長 印		所属長 氏名印	㊟
------------	--	------------	---

※ 計画書を作成する際の注意事項を、赤字又は青字で記載してあります。赤字のものは作成時に削除し、印刷しないようにして下さい。青字ものは、削除しなくて結構です。

日本体育大学 ヒトを対象とした実験等倫理審査申請・研究計画書

平成 年 月 日作成

1 研究計画名			
2 研究の実施形態	☐ ①日本体育大学内の研究者で研究を実施 ☐ ②日本体育大学外の機関と共同で研究を実施 (中心となる機関：) ☐ ③その他()		
3 研究機関名・研究実施場所	記入例：日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系		
4 研究実施責任者	所属：日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系 職名： 氏名： TEL： (内線：) E-mail：		
5 その他の研究者	所属： 職名： 氏名： 所属： 職名： 氏名：		
6 共同研究機関	(1) 共同研究機関の有無	☐ ①あり ☐ ②なし(→(2)への記載は不要)	
	(2) 共同研究機関の概要	機関名：〇〇大学〇〇学部〇〇学科、〇〇株式会社等 共同研究機関の研究代表者：所属・職名・氏名 共同研究機関の役割： ※共同研究機関が複数の場合は、それぞれについて記載する。	
7 被験者	(1) 被験者数(予定)	名 ※日本体育大学外の機関と共同で研究を実施する場合は、研究全体での被験者数と、日本体育大学での被験者数を記載する。	
	(2) 被験者の選定方針	※被験者の選定基準と選定方法を、具体的に記入する。 記入例：〇〇に所属する学生のうち、健康な20歳以上の男性を対象とする。被験者の募集は、学内掲示板への被験者募集の掲示により行い、応募者に研究の説明をして、研究参加の同意が得られた者を被験者とする。	
	(3) 被験者の自由意思を尊重するための配慮(該当するものすべてにチェック)	☐ ①学生を対象とする場合、研究への参加について、上下関係による強制力が働かないように十分に留意する。 ☐ ②学生を対象とする場合、研究への参加の有無が学業成績又は単位の認定に影響を与えないことを、説明文書に明記する。 ☐ ③研究に関する説明を行った当日に「研究への参加についての同意書(様式5)」を提出させることを避け、被験者が研究への参加について十分考えられるように時間を設ける。 ☐ ④その他(具体的に：) ※被験者の自由意思尊重のため、①、②、③すべてに配慮することが望ましい。	
	(4) 被験者に未成年者、又は判断能力の不十分な成年等が含まれるか	☐ ①含まれる(→保護者等の代諾者の同意が必要であり、15への記載が必要) ☐ ②含まれない(→15への記載は不要)	
8 研究の意義・目的	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。		

9 研究方法		※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。
10 研究期間(最大5年)		開始：□①承認日より □②平成 年 月 日より 終了：平成 年 月 日まで
11 研究参加に伴う利益及び不利益	(1) 研究参加により被験者にもたらされる利益	□①被験者に直接的な利益は期待できない。 □②被験者に直接的な利益が期待できる。 (具体的に：)
	(2) 研究参加により被験者に起こりうる危険、研究に伴う不快な状態、その他の不利益	□①健康被害等の危険や、痛み等の不快な状態、その他被験者に不利益となることは、生じ得ない。 □②健康被害等の危険が生じる可能性はないが、痛み等の不快な状態やその他被験者に不利益となることは生じ得る。 (具体的に：) □③健康被害等の危険が生じ得る。 (具体的に：)
12 研究終了後の対応 (該当するものすべてにチェック) (1) 個人情報保護の方法		□①研究成果は、被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌等で公表する。 □②被験者のデータは、紙データについてはシュレッダー等を用いて廃棄し、電子データについてはデータを完全に消去する。 □③被験者のデータは、個人情報を厳重に管理した上で保存する。 □④被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、廃棄する。 □⑤被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、保存する。(保存する理由：) □⑥その他(具体的に：)
13 研究に係る個人情報の保護 注：本研究計画書末尾の解説を参照すること。	(1) 個人情報保護の方法	※被験者の個人情報を保護するため、匿名化を行うことが望ましい。 □①匿名化を行わないが、個人情報は厳重に管理する。 (→(2)、(3)への記載は不要) (被験者のデータや個人情報が記された資料は、鍵をかけて厳重に保管する。また、被験者のデータをコンピュータに入力する場合は、他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、フロッピーディスクなどの外部記憶媒体に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。) □②「連結可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (被験者のデータや検体から氏名等の個人情報を削り、代わりに新しく符号をつけて匿名化を行う。被験者との符号とを結びつける対応表は、外部に漏れないように厳重に保管する。) □③「連結不可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (→(2)への記載は不要) □④その他(具体的に：)
	(2) 連結可能匿名化を行う場合((1)=②)、対応表の管理方法	□①他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、外部記憶媒体(フロッピーディスクなど)に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。 □②筆記による原簿として、鍵をかけて厳重に保管する。 □③その他(具体的に：)
	(3) 匿名化を行う場合((1)=②又は③)、個人情報管理者)	所属：研究科・系統 職名： 氏名： ※個人情報管理者とは、個人情報を管理し、匿名化を行う責任者をいう。連結可能匿名化を行う場合は、原則として研究チーム(研究実施責任者及び研究者)以外の者をあてる。連結不可能匿名化を行う場合は、研究チームの者でも可。

14 インフォームド・コンセント (説明に基づく同意)の手続き	☐①被験者から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→15、17への記載は不要) ☐②代諾者等から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→16に必ず記載すること) ☐③インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う。(→18に必ず記載すること) ☐④その他(具体的に:) ※原則的には、被験者から文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。 ※被験者が未成年者の場合は、代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得る必要がある。さらに、16歳以上の未成年者の場合、代諾者と共に、被験者本人からもインフォームド・コンセントを得る必要がある。
15 代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得て研究を行う(14=②の場合) 注: 代諾者からインフォームド・コンセントを得る必要がない(15=②でない)場合は、本欄への記載は不要。	[本研究の重要性] [被験者の参加が研究を実施するに当たり必要不可欠な理由] [代諾者等の選定方針]
16 「説明書(様式4)」に記載したインフォームド・コンセントの内容 (該当するものすべてにチェック)	※「研究に関する被験者の方への説明文書(様式4)」への記載事項をチェック。 ☐①研究の意義及び目的 ☐②研究の方法 ☐③予測される研究の結果 ☐④研究期間 ☐⑤研究を実施する研究者 ☐⑥研究に関する資料の開示について ☐⑦研究への参加の任意性(研究への参加は任意であり、参加しないことで不利益な対応を受けないこと。また、いつでも同意を撤回でき、撤回しても何ら不利益を受けないこと。) ☐⑧あなたにこの研究への参加をお願いする理由(被験者の選定方針) ☐⑨研究により期待される利益について ☐⑩研究参加に伴う危険又は不快な状態について ☐⑪個人情報の取り扱い(被験者のプライバシー保護に最大限配慮すること) ☐⑫研究終了後の対応・研究成果の公表について ☐⑬研究のための費用 ☐⑭研究への企業・団体等の関与 ☐⑮研究に伴う補償(補償の有無、補償がある場合は補償内容) ☐⑯知的財産権の帰属(研究から知的財産権が生じうること、権利の帰属先) ☐⑰問い合わせ先・苦情等の連絡先 ☐⑱【被験者からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合(15=②の場合)】 研究の重要性、被験者の参加が研究実施に当たり必要不可欠な理由 ☐⑲その他()

17 インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う(14=③)の場合 注：被験者又は代諾者からインフォームド・コンセントを得る場合(14=①又は②)は、本欄への記載は不要。	(1) 研究対象	☐ ①個人を特定できないデータ又はヒト由来の材料のみを用いる。 (→(3)以下へ) ☐ ②個人を特定できるデータ又はヒト由来の材料を用いる。 (→(2)以下へ)
	(2) (1)=②の場合、使用する材料及びデータの種類の種類	☐ ①研究開始前に人体から採取された材料(試料)を用いる。 (→17(5)②の措置を講じること) ☐ ②人体から採取された材料(試料)を用いず、既存のデータのみを用いる。(→17(5)①の措置を講じること) ☐ ③人体から採取された材料(試料)を用いず、新たに収集したデータを用いる。(→17(5)②の措置を講じること) ☐ ④その他(具体的に：)
	(3) 研究の性質	①研究が被験者に対する最小限の危険を超える危険を含むか。 ☐ 含む ☐ 含まない(その理由：) ②インフォームド・コンセントを免除することが被験者の不利益となるか。 ☐ 不利益となる ☐ 不利益とならない(その理由：) ③インフォームド・コンセントを免除しなければ、實際上、本研究を実施できず、又は本研究の価値を著しく損ねるか。 ☐ 実施できる／研究の価値が損なわれない ☐ 実施できない／研究の価値が損なわれる (その理由：) ④研究が社会的に重要性の高いものであると認められるか。 ☐ 認められる(その理由：) ☐ 認められない
	(4) インフォームド・コンセントに代わる措置	☐ ①あり(→(5)へ) ☐ ②なし
	(5) (4)=①の場合、インフォームド・コンセントに代わる措置の内容	☐ ①研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の内容を、その方法も含めて広報する。 ☐ ②研究の実施についての情報を公開し、研究対象者となるものが研究対象者となることを拒否できるようにする。 ☐ ③できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(集団に対するものも可)を与える。 ☐ ④長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払う。 ☐ ⑤その他(具体的に：)
18 本研究の資金源		☐ ①学内予算による研究経費(具体的に) ☐ ②外部資金による研究費(具体的に：) ☐ ③共同研究経費・受託研究経費 ☐ ④研究実施のために費用はかからない
19 本研究と企業・団体との関わり		☐ ①本研究に企業等は関与しない。 ☐ ②共同研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む共同研究契約の手続きを別途行い、共同研究契約書の写しを添付すること。) ☐ ③受託研究として実施。(相手先：) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む受託研究契約の手続きを別途行い、受託研究契約書の写しを添付すること。)

	☐ ④本研究に関与する企業等はあるが、共同研究・受託研究として実施しない。(相手先： 関与の具体的内容：) (注：企業等へ研究成果などを提供する場合、個人情報保護・知的財産保護のため、共同研究・受託研究への移行が必要となる。また、研究の性質によっては、補償等の関係から共同研究・受託研究への移行が必要となる。)
20 研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償	☐ ①有害事象は生じ得ないため、特別な補償はない。 ☐ ②医療費等について、研究実施責任者が補償する。 ☐ ③医療費等について、本研究に関与する企業・団体等が補償する。 (注：この場合、契約書により企業との間で合意を得ていることが必要。) ☐ ④民間の損害保険により補償する。 (損害保険会社名：) (注：この場合、本研究について損害保険に加入していることが必要。) ☐ ④その他(具体的に：)
21 研究実施に当たっての確認事項 (該当するものすべてにチェック)	【共通事項】 ☐ ①研究実施責任者に、研究を適正に実行するために必要な専門的知識及び経験が十分にあること。 ☐ ②研究者等は、研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他科学に関連する情報源及び十分な実験に基づいていること。 ☐ ③研究実施責任者は、研究を実施するに当たり、被験者の個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。 ☐ ④研究者等は、研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できないように行うこと。 ☐ ⑤研究実施責任者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合又は研究により十分な成果が得られた場合には、本研究を中止し、又は終了すること。 ☐ ⑥研究実施責任者は、研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を研究機関の長へ報告すること。 ☐ ⑦研究実施責任者は、研究機関の長が重篤な有害事象その他の研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行う場合には、これに必要な情報を報告すること。 【他の研究機関と共同で研究を実施する場合】 ☐ ⑧研究実施責任者は、当該他の研究機関の研究実施責任者に対し、研究に起因する重篤な有害事象を報告すること。 【健康に影響を与えるような行為を伴うヒトを対象とする研究の場合】 ☐ ⑨本研究について、臨床経験が十分にある医師より適切な助言を得ていること。(医師名：) 【環境に影響を及ぼすおそれのある研究を実施する場合又は研究の実施に当たり動物を使用する場合】 ☐ ⑩研究者等は、環境への影響や動物の使用に対して十分な配慮をしていること。 ☐ ⑪その他()
22 その他記載すべき事項	

様式4

部 局 長 印		所属長 氏名印	
------------------	--	------------	--

※ 本様式は、既に承認されている研究計画の軽微な変更・追加の申請についてのみ使用することができます。研究計画に大幅な変更・追加等がある場合は、新たな研究計画として申請を行って下さい。

ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書

平成 年 月 日提出

日本体育大学長 殿

研究実施責任者

所属：

職名：

氏名：_____ 印

下記の研究について、研究計画の変更・追加を申請します。

1 研 究 計 画 名	
2 承 認 番 号	
3 承 認 日	平成 年 月 日
4 変更・追加の種類	☐ ①研究期間の変更 ☐ ②被験者数の変更 ☐ ③共同研究機関の変更 ☐ ④研究実施責任者の変更 ☐ ⑤研究者・個人情報管理者等の変更 ☐ ⑥文書の変更(文書名：) ☐ ⑦その他()
5 変更・追加の内容	
6 変更・追加が軽微なものである根拠	

様式5

平成 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

受付番号 第 号

研究責任者
殿

日本体育大学長

研究課題名：

あなたの申請された上記の研究課題について審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承 認 承認番号 第 号

2 条件付承認：条件

3 変更の勧告

4 非該当

5 不承認

様式6

部 局 長 印		所属長 氏名印	
------------------	--	------------	--

ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書

平成 年 月 日

学長 殿

実施責任者
所 属
職 名
氏 名 印

1 研究課題(登録番号)	()
2 研究目的	
3 実施期間	承認日 ～ 年 月 日
4 研究の対象	

研究における倫理的配慮について

5 対象者等の人権への配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
6 5にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
7 対象者等に不利益及び危 険が生じないための配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
8 7にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
9 対象者等に理解を求め、 同意を得る方法について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
10 9にて、②を選択した場 合の変更内容と理由	
11 研究成果	

令和4年度 体育学研究科 体育学専攻 時間割

曜日	課程	学期	コース	必修・選択	学年	区分	1限(9:20～10:50)	学期	コース	必修・選択	学年	区分	2限(11:00～12:30)	学期	コース	必修・選択	学年	区分	3限(13:40～15:10)	学期	コース	必修・選択	学年	区分	4限(15:20～16:50)	学期	コース	必修・選択	学年	区分	5限(17:00～18:30)	学期	コース	必修・選択	学年	区分	6限(18:40～20:10)	
月	M													前	共	必修	1	共通	体育スポーツ科学論A	前	共	必修	1	共通	体育スポーツ科学研究法	前	共	必修	1	共通	研究報告演習	前	マネ	選択	1-2	展開	スポーツクラブマネジメント特論	
														前	教育	選択	2	展開	授業づくり特論B	前	教育	選択	2	展開	授業づくり特論C	前	教育	選択	2	展開	授業づくり特論D							
														前	コ	選択	1-2	展開	競技者体力学特論	後	コ	選択	1-2	展開	パフォーマンス分析特論	前	マネ	選択	1-2	展開	スポーツマーケティング特論	後	マネ	選択	1-2	展開	スポーツクラブマネジメント特論演習	
														後	トレ	選択	1-2	展開	スポーツバイオメカニクス特論	後	トレ	選択	1-2	展開	スポーツ心理学特論	後	トレ	選択	1-2	展開	競技力向上サポート特論							
D														前	文化	必修	1・3	専修	体育スポーツ文化社会学特論	前	文化	必修	1・3	専修	体育スポーツ文化社会学研究法	前	共	必修	1	共通	研究報告演習							
														前	トレ	必修	1・3	専修	トレーニング科学特論	前	トレ	必修	1・3	専修	トレーニング科学研究法													
														前	健医	必修	1・3	専修	健康スポーツ医科学特論	前	健医	必修	1・3	専修	健康スポーツ医科学特論													
火	M													前	共	必修	1	共通	体育スポーツ科学論B	前	文化	必修	1	基礎	体育スポーツ文化・社会科学特論	前	文化	必修	1	基礎	体育スポーツ文化・社会科学研究法							
																				前	マネ	必修	1	基礎	スポーツマネジメント特論	前	マネ	必修	1	基礎	スポーツマネジメント研究法	前	マネ	必修	1	基礎	スポーツマネジメント演習	
																				前	トレ	必修	1	基礎	トレーニング科学特論A	前	トレ	必修	1	基礎	トレーニング科学特論B							
																				前	健医	必修	1	基礎	健康スポーツ医科学特論A	前	健医	必修	1	基礎	健康スポーツ医科学特論B							
																				前	教育	必修	1	基礎	身体教育・健康教育学A	前	教育	必修	1	基礎	身体教育・健康教育学B							
																			前	コ	必修	1	基礎	コーチング学特論	前	コ	必修	1	基礎	コーチング学研究法								
D														後	トレ	選択	1-2	展開	スポーツ生理学特論	後	トレ	選択	1-2	展開	アスレティックトレーニング学特論													
														後	教育	選択	1-2	展開	公衆衛生学特論	後	教育	選択	1-2	展開	養護教諭特論	後	トレ	選択	1-2	展開	スポーツ栄養学特論							
水	M													後	健医	選択	1-2	展開	運動生理学特論	後	健医	選択	1-2	展開	分子運動生理学特論	後	健医	選択	1-2	展開	スポーツ損傷特論							
																				前	教育	必修	1・3	専修	身体教育・健康教育学特論	通	共	自由	1・3	共通	英語論文ライティング	前	教育	必修	1・3	専修	身体教育・健康教育学研究法	
D																																						
木	M																																					

[illegible]

○学校法人日本体育大学教職員定年規程

昭和47年4月1日

理事会制定

最近改正 平成31年2月15日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学に本務として常時勤務する教職員(以下「教職員」という。)の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年年齢)

第2条 教職員の定年は、次のとおりとする。

区分		職別	定年
教員	大学	一般教科の教員	満65歳
		体育実技の教員	満65歳
	高等学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	中学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	高等支援学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	幼稚園	園長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
	専門学校	校長	満70歳
		上記以外の教員	満65歳
職員	法人事務局	一般事務職員	満65歳
	大学	一般事務職員	満65歳
	高等学校	一般事務職員、技術職員	満65歳
	中学校	一般事務職員、技術職員	満65歳
	高等支援学校	一般事務職員、専任寄宿舍指導員、技術職員	満65歳
	幼稚園	一般事務職員	満65歳

専門学校	一般事務職員	満65歳
------	--------	------

(定年退職の日)

第3条 教職員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職するものとする。

(定年退職者の再任用)

第4条 日本体育大学において、教員の定年退職者が引続き勤務することを希望する場合は、別に定める規程により特別任用教授として採用することができる。

2 法人事務局・日本体育大学において、理事長が事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して、嘱託又は臨時職員として採用することができる。

3 高等学校・中学校及び高等支援学校において、定年退職後、理事長が必要と認め、本人が希望する者については、1年間、非常勤講師又は臨時職員として採用することができる。

4 幼稚園及び専門学校において、理事長が教育上又は事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して嘱託又は臨時職員として採用することができる。

(実施細則)

第5条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 新たに適用される学校等の教職員のうち、この規程の改正施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和61年3月31日をもって退職するものとする。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 新たに適用される学校の教職員のうち、この規程の施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日をもって退職するものとする。

3 この規程施行日以前に採用され、施行日以後も引続き勤務することになる専門学校の

校長及び教員には、第2条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成2年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

- 2 この規程の施行日の前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員については、改正後の規程第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

- 2 平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員のうちの次の者については、第2条の規定にかかわらず、定年年齢は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 昭和15年4月1日以前に生まれた者 70歳

(2) 昭和15年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者 69歳

(3) 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者 68歳

(4) 昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 67歳

(5) 昭和24年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 66歳

- 3 前項にかかわらず、平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部の専任教員のうち、平成11年4月1日以降に採用された者で、施行日現在55歳以上の者の定年年齢は70歳とする。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○日本体育大学招聘教員規程(旧：日本体育大学招聘教授規程)

平成24年10月19日

理事会制定

最近改正 令和2年3月19日

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(日本体育大学大学院を合わせ、以下「大学等」という。)の招聘教員について必要な事項を定めることにより、大学等の教育・研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 招聘教授 この規程に基づいて採用され、大学等の教授に就任する者をいう。
- (2) 特別招聘教授 招聘教授のうち、第5条により任命される者をいう。
- (3) 招聘准教授 この規程に基づいて採用され、日本体育大学の保健医療学部准教授に就任する者をいう。
- (4) 招聘教員 前3号に掲げる者を総称していう。

(招聘教員の資格等)

第3条 招聘教員は、大学等において、講義、研究指導、実技指導及び論文審査等を行う。

2 招聘教授は、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する者、学術研究又は実技指導の分野で極めて優れた実績を有する者であるとともに、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 日本体育大学の建学の精神を理解し、これに賛同する者であること
- (2) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること
- (3) 採用時点において、年齢が満65歳以上70歳未満であること

3 招聘准教授は、大学設置基準第15条に定められた資格を有する者であるとともに、前項各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

(招聘教員の採用)

第4条 学長は、招聘教授又は招聘准教授について、採用候補者を選定し、理事長に推薦する。

- 2 理事長は、前項による採用候補者について、招聘教授又は招聘准教授として採用することの可否を決定し、学長に通知する。

(特別招聘教授)

第5条 学長は、招聘教授である者について、次のアからキまでの要件のうち3項目以上を満たし、かつその学術業績及び教育研究上の指導能力が極めて優れていると認められるときは、特別招聘教授の候補者として理事長に推薦し、理事長は、適切であると認めるときは、当該候補者を特別招聘教授として任命する。

ア 博士の学位(外国における同等の学位を含む。)を有する者

イ 国内又は外国の大学もしくは短期大学において、教授として10年以上の教育指導経験を有すること

ウ 国内又は外国の大学院博士課程において、教育指導担当教員として、3年以上の経験を有すること

エ 国内又は外国において、2冊以上の学術著書(単著)を公刊していること

オ 直近の10年間に、国内又は外国の大学において、質の高い学術誌又は著書に10編以上の論文を掲載し、うち5編以上が筆頭論文であること

カ 国際的な学会や競技団体の役員を経験していること

キ 全国レベルの公的な審議会の委員又は学会の会長・理事長を経験していること

(雇用期間)

第6条 招聘教員の雇用期間は2年以内とし、学長の意見を聴いて理事長が定める。

- 2 雇用期間は更新しない。ただし、特別招聘教授について、学長の意見を聴いて理事長が必要と認めるときは、さらに2年を限度に雇用期間を更新することができ、以後も同様とする。

- 3 前2項による雇用期間は、満70歳に達した日の属する年度末を越えることができない。

- 4 第1項及び第2項の雇用期間の途中であっても、事故もしくは傷病等により死亡し、又は職務に堪えられないと認められるときは、理事長は、学長の意見を聴いて雇用契約を終了させることができる。

(雇用期間の特例)

第7条 前条第1項から第3項までにかかわらず、大学等において新たに設置する学部・学科もしくは教職課程認定等又は研究科・専攻のために任用する招聘教員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 学部・学科又は教職課程認定等の新設に伴う招聘教員 設置の日から4年が満了す

る日

- (2) 研究科・専攻の新設に伴う招聘教員 設置の日から、修士課程又は博士前期課程は2年が、博士課程又は博士後期課程は3年が、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合で前期・後期を同時に設置するときは5年が、それぞれ満了する日

(人数)

第8条 招聘教員の人数は10人以内とする。ただし、前条により採用する者は含まない。

(給与)

第9条 招聘教員の給与は年俸制とし、年俸額は、別表のとおりとする。

2 年俸の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「年度」という。)とする。

3 年俸は、その12分の1を月額とし、毎月20日に支給する。

4 年度の途中において、招聘教員に就任し、もしくは退任した場合には、年俸額を日割により計算し、就任のときは就任の日から支給し、退任のときは退任の日まで支給する。

(手当)

第10条 招聘教員には、通勤手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(退職手当)

第11条 招聘教員には、退職手当を支給しない。

(他の設置校との兼務)

第11条の2 招聘教員が、法人の設置する他の学校の学校長又は教員を兼務する場合は、招聘教員としての給与のみを支給し、兼務に係る給与は支給しない。ただし、当該招聘教員が特別招聘教授であるときは、理事長は、年俸額の決定に当たり、兼務に係る事情を勘案することができる。

(服務)

第12条 招聘教員の服務は、専任教員に準ずる。

(細則)

第13条 この規程の施行について必要な細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(現行規程の廃止)

- 2 この規程の施行に伴い、「学校法人日本体育大学招聘教授規程(平成3年5月8日理事会制定)」は、廃止する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 保健医療学部招聘教員のうち、平成26年度又は平成27年度に就任する者については、第6条第1項の雇用期間を「平成30年3月末日まで」と読み替える。

(見直し条項)

- 3 この規程が定める招聘准教授に係る取扱いについては、平成29年度中を目途に見直すこととする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 日本体育大学大学院教育学研究科の招聘教員として、平成28年度以降に日本体育大学に採用する者の雇用期間は、改正後の第6条第1項から第3項までにかかわらず、「平成34年3月末日まで」と読み替える。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和2年2月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)(第9条第1項関係)

招聘教員の年俸額

区分	年俸額
----	-----

特別招聘教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、理事長が定める。
招聘教授	7,221,600円
招聘准教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、7,221,600円を超えない範囲で、理事長が定める。

○日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則

平成24年5月11日

理事会制定

最近改正 令和2年3月19日

(目的)

第1条 この特則は、日本体育大学(以下「本大学」という。)に学部・学科を新設する場合及び日本体育大学大学院(以下「本大学院」という。))に研究科・専攻を新設する場合において、安定的かつ円滑な実施を図るため、定年に達する教員の再雇用について、日本体育大学特別任用教授規程の特例を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この特則において使用する用語の定義(種別)は、他の条項に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「新学部等」とは、本大学に新たに設置する学部又は学科をいう。
- (2) 「新研究科等」とは、本大学院に新たに設置する研究科、課程又は専攻をいう。
- (3) 「新学部等特任教員」とは、新学部等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。
- (4) 「新研究科等特任教員」とは、新研究科等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。

2 この特則は、新学部等又は新研究科等の設置の都度、適用を開始し、完成年度の年度末で適用を停止する。

(再雇用の対象者)

第3条 この特則に基づき再雇用される者は、学長が必要と認めた者であって、心身ともに健康で職務を遂行する意欲があり、かつ職務の区分に応じ、次の各号に定める条件を満たす者とする。

(1) 新学部等特任教員

対象者は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校法人日本体育大学教職員定年規程に定める定年退職日(以下「定年退職日」という。)に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

イ 新学部等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

(2) 新研究科等専任教員

対象者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 定年退職日に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

イ 新研究科等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

ウ 新学部等専任教員の任期を満了した者であって、当該新学部等に係る新研究科等の設置に伴い、引き続き新研究科等の専任教員に就任する者

2 前項にかかわらず、定年退職日の前3年以内(本大学在職期間)に、減給以上の懲戒処分を受けた者は、再雇用の対象者になることができない。

(再雇用の契約)

第4条 学長は、前条に基づく再雇用対象者について、本人の同意を得たうえで再雇用を理事長に推薦し、理事長は、当該教員を新学部等専任教員又は新研究科等専任教員に再雇用する。再雇用するときは、再雇用契約書を締結する。

(給与等)

第5条 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員の給与は、給料及び通勤手当とし、給料は理事長が別途定める。

2 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員には、期末手当及び退職金を支給しない。その他の手当の支給については、理事長が別途定める。

(再雇用の期間)

第6条 新学部等専任教員及び新研究科等専任教員の雇用期間は、職務の区分に応じ、次のとおりとする。なお、いずれの雇用期間も更新せず、区分の異なる職に就くときは、第3条及び第4条によらなければならない。

区分	採用日	終了日
ア 新学部等専任教員	第3条第1項第1号の就任日	設置から4年が満了する日
イ 新研究科等専任教員 (ア) 修士課程又は博士課程 を前期及び後期の課程に区分する場合の博士前期課程	第3条第1項第2号の就任日	設置から、(ア)は2年が、(イ)は3年が、それぞれ満了する日

(イ) 博士課程又は博士課程 を前期及び後期の課程に区 分する場合の博士後期課程		
--	--	--

- 2 新学部等特任教員又は新研究科等特任教員について、私傷病もしくは心身の故障等により長期療養を要するとき又は職務遂行の適格性を欠くと認められる事由が生じたときは、前項の雇用期間の途中であっても、学長の具申に基づき、理事長は、当該教員を解職することができる。

(改廃)

第7条 この特則の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

この特則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この特則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この特則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第6条第1項にかかわらず、本大学院教育学研究科に係る新研究科等特任教員の任期は、平成34年3月31日までとする。

附 則

(施行日)

- 1 この特則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第6条第1項にかかわらず、本大学院体育科学研究科コーチング学専攻に係る新研究科等特任教員の任期は、令和5年3月31日までとする。

○日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程

平成17年12月16日

理事会制定

最近改正 平成30年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程第5条に基づき、日本体育大学及び日本体育大学大学院(以下、合わせて「本学」という。)が自己点検・評価を行うため又は認証評価を受けるために設置する日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、本学における教育及び研究等の活動について、自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たる。

2 委員会は、認証評価を受けるための資料作成に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が推薦する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は学長、副委員長は副学長又は学部長の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価及び認証評価に関して、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等に関しては、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、インスティテューショナル・リサーチ アンド エフェクティブネス室において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年4月1日施行の日本体育大学自己点検・評価委員会規程、日本体育大学大学院自己点検・評価委員会規程及び日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(下位規程の失効)

- 2 この規程の効力発生に伴い、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程細則は、効力を失う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○日本体育大学内部質保証推進規程

令和2年6月11日

学長制定

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。))が、教育研究活動等における方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させることにより、教育研究の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質を担保するために必要となる事項を定めることを目的とする。

(内部質保証の推進体制)

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

- 2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、日本体育大学内部質保証推進委員会(以下「内部質保証推進委員会」という。))を置く。
- 3 学部及び大学院研究科における、それぞれの教育の質保証は、学部にあつては教育企画センターが、大学院研究科にあつては大学院教学センターが行う。
- 4 前項の教育の質保証については、学長が別に定める。
- 5 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程(平成6年7月13日理事会制定)に定める。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

- (1) 本学の建学の精神及び教育理念並びに学部学科及び大学院研究科における教育目標に基づく人材の養成に関する目的
- (2) 学部学科及び大学院研究科における前号の人材の養成に関する目的に基づく、卒業の認定・学位の授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針(以下「3ポリシー」という。)
- (3) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画
 - ア 中期及び長期の将来計画
 - イ 学部及び大学院研究科の3ポリシーを策定するための大学の基本方針
 - ウ 大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する基本方針
 - エ 学生支援に関する基本方針
 - オ 教育及び研究に関する基本方針

カ 社会貢献及び社会連携に関する基本方針

キ FD、SDの実施に関する基本方針

- 2 学長は、内部質保証推進委員会を通して、教育企画センター及び大学院教学センター
その他組織における教育の質保証に係わる取組みを支援し、取組状況の確認及び取組結
果の集約を行い、これらを検証する。
- 3 学長は、内部質保証推進委員会を通して、教育企画センター及び大学院教学センター
その他組織における教育の質保証に係る取組結果等について報告を受け、必要な措置を
講じる。
- 4 学長は、内部質保証推進委員会からその活動状況の報告を受け、改善の必要があると
認めた場合、適切な措置を講じる。
- 5 学長は、内部質保証の状況、自己点検・評価結果及び大学機関別認証評価並びに本学
の基本的情報及び資料を、本学ホームページや大学ポートレート等を活用して積極的に
公表する。

(内部質保証推進委員会の任務)

第4条 内部質保証推進委員会は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任
を負う。

- (1) 学部、大学院研究科における人材の養成に関する目的並びに大学の教育理念及び目
標の確認
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項
- (3) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評
価
- (4) 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案
- (5) 前号に規定する施策及び内部質保証状況の学長への報告
- (6) その他必要な事項

(内部質保証推進委員会の構成)

第5条 内部質保証推進会議は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 各学部長
- (2) 研究科長代表及び各研究科長
- (3) IRE室長
- (4) 教育企画センター長
- (5) 学生支援センター長

- (6) 大学院教学センター長
 - (7) アドミッションセンター長
 - (8) 総合スポーツ科学研究センター長
 - (9) アスレティックデパートメント長
 - (10) 社会貢献推進機構スポーツプロモーション・オフィスディレクター
 - (11) 管理部長
 - (12) その他学長が必要と認めた者
- (内部質保証推進委員会の運営)

第6条 内部質保証推進委員会には、委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 内部質保証推進委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(事務)

第7条 本学の内部質保証の推進及び支援並びに内部質保証推進委員会に係る事務は、インスティテューショナル・リサーチ アンド エフェクティブネス室事務室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。